

福島復興再生特別措置法

産業復興再生計画

産業復興再生計画 目次

第1章 はじめに	1
第2章 本計画の位置づけ	2
第1 特措法の制定と国の計画認定	2
第2 本県の各計画との関係	2
第3 復興計画の基本理念等の共有	3
第4 グランドデザインや重点推進計画等との関係	5
第5 本計画の進行管理及び見直し	6
第3章 本県産業の現状と課題	7
第1 地盤沈下が懸念される産業の現状と課題	7
第2 本県特有の直面する2つの課題	12
第4章 計画の目標（本県産業のめざす姿）	14
第1 産業全般の共通目標	14
第2 目標実現のための4つの視点と3つの連携	14
第3 ふくしまの産業のめざす姿（将来像）	17
第4 国・市町村との連携	19
第5章 県により推進する取組の内容	20
第1 避難解除等区域における取組	20
1 農林水産業	20
（1）現状と課題	20
（2）取組の方向	22
（3）取組の内容	23
ア 除染の確実な実施と放射性物質による影響の除去	23
イ 生産基盤の確保・整備	24
ウ 安全な農林水産物の生産と消費者の信頼確保	25
エ 農林漁業者の事業再開に関する取組	26
オ 研究拠点「福島県浜地域農業再生研究センター（仮称）」の整備	27
カ 原子力損害賠償に関する支援	27
キ 区域外での事業再開	27
ク 生産活動等の維持のための取組	28

2 中小企業等	29
(1) 現状と課題	29
(2) 取組の方向	29
(3) 取組の内容	30
ア 事業再開・経営再建	30
イ 事業継続・経営基盤の回復	31
ウ 風評の払拭・ブランド力回復・販路開拓	31
エ 新産業の創出・技術開発支援	32
オ 事業所等の新增設の促進	32
カ まちづくり支援・商業の回復	33
キ 雇用の創出・就労支援	33
3 観光振興等	35
(1) 現状と課題	35
(2) 取組の方向	35
(3) 取組の内容	35
ア 観光資源の復興支援	35
イ 正確な情報発信	36
ウ 新たな観光資源を活用するニューツーリズム等の推進	36
第2 将来的な住民の帰還をめざす区域における取組	37
1 農林水産業	37
(1) 現状と課題	37
(2) 取組の方向	38
(3) 取組の内容	39
ア インフラ復旧	39
イ 担い手支援	39
ウ 農林業系廃棄物等の処分	39
エ 森林の整備・保全	39
2 中小企業等	41
(1) 現状と課題	41
(2) 取組の方向	41
(3) 取組の内容	42
ア 避難先において行う取組	42
(ア) 事業再開・経営再建	42
(イ) 事業継続・経営基盤の回復	42
(ウ) 風評の払拭・ブランド力回復	43
(エ) 商業の回復による避難者の利便性向上	43
(オ) 雇用の創出・就労支援	43
イ 帰還に向けた取組	44
(ア) 居住制限区域における例外的な事業再開	44
(イ) 区域見直しによる事業再開	44
3 観光振興等	46
第3 県内全域における取組	47
1 農林水産業	47
(1) 現状と課題	47
(2) 取組の方向	49
(3) 取組の内容	49
ア 放射性物質による影響の除去	49

イ 安全・安心な農林水産物の安定供給	52
ウ 農林水産業関連施設の復旧・生産基盤の整備	56
エ 農林水産業を支える担い手の育成	57
オ 農業の再生	58
カ 森林・林業の再生	59
キ 水産業の再生	61
ク 地域産業6次化をはじめとした県産農林水産物のブランド化・高付加価値化	62
ケ 研究拠点「福島県浜地域農業再生研究センター(仮称)」の整備	63
コ 原子力損害賠償に関する支援	63
サ 魅力ある農山漁村の形成	63
2 中小企業等	65
(1) 現状と課題	65
(2) 取組の方向	65
(3) 取組の内容	66
ア 原子力災害からの復旧	66
(ア) 事業再開・経営再建	66
(イ) 経営安定化・経営基盤の強化	67
(ウ) 風評の払拭・ブランド力回復・販路拡大	67
イ 原子力災害からの復興・再生	68
(ア) 新産業の創出・技術開発支援	68
(イ) 事業所等の新增設の促進	70
(ウ) ブランド力の向上・販路拡大・地場産業の振興	71
(エ) まちづくり支援・商業の振興	72
(オ) 将来を担う産業人材の育成	73
(カ) 安定的な雇用の確保・就労支援	73
(キ) 産業基盤の整備	74
3 観光振興等	76
(1) 現状と課題	76
(2) 取組の方向	76
(3) 取組の内容	76
ア 新たな観光資源を活用するニューツーリズム等の推進	76
イ 観光地の魅力の増進	77
ウ 国内外における正確な情報発信・プロモーション	78
エ 定住・二地域居住の回復・推進	80
オ 福島空港の復興・再生	80

第6章 産業復興再生事業（規制の特例措置）

第1 福島特例通訳案内士育成等事業（特措法第40条）

1 事業の内容	82
2 事業の目標	82
3 福島県を取巻く現状等	83
4 研修内容	86
5 活用手段等	90
6 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項	90
7 併せて実施する措置等	91
8 事業の実施により見込まれる効果	91

第2 商品等需要開拓事業（特措法第41条）

1 現状と課題	93
2 目標	93
3 事業の内容及び実施主体	93
(1) 南郷トマト（更新登録）	93
(2) 土湯温泉（更新登録）	94
(3) 会津みそ（更新登録）	95
(4) 大堀相馬焼（更新登録）	96
(5) 会津田島アスパラガス（新規出願）	97
4 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項等	98
5 併せて実施する措置等	98
6 事業の実施により見込まれる効果	98
第3 新品種育成事業（特措法第 42 条）	100
1 現状と課題	100
2 目標	100
3 取組内容	100
4 事業の内容及び実施主体	100
(1) 事業実施主体と想定される事業対象者	100
(2) 事業内容	100
ア 水稻（品質、食味に優れる品種）	101
イ 水稻（多収性品種）	101
ウ 水稻（酒造好適米品種）	101
エ 水稻（直播栽培向け品種）	101
オ 野菜（イチゴ）	101
カ 野菜（アスパラガス）	102
キ 果樹（モモ）	102
ク 果樹（ナシ）	102
ケ 果樹（リンゴ）	102
コ 花き（リンドウ）	103
サ 花き（カラー）	103
5 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項等	103
6 事業の実施により見込まれる効果	103
第4 福島特定埠頭運営事業（特措法第 49 条）	104
1 現状と課題	104
2 目標	104
3 事業の内容及び実施主体	104
4 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項等	105
5 併せて実施する措置等	105
6 産業復興再生事業の実施により見込まれる効果	105
第5 地熱資源開発事業及び流通機能向上事業	107
第7章 復興特区制度の活用（課税の特例措置）	108
第8章 計画の実施により見込まれる効果	109

第1章 はじめに

福島県は、平成23（2011）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）の発生以後、一日も早い復興を図るため、平成23年8月に「福島県復興ビジョン」、平成23年12月に「福島県復興計画」（以下「復興計画」という。）を策定し、社会全般にわたる様々な取組を進めてきた。

特に、復興計画に示した「ふくしまで安心して住み暮らし、ふるさとで働き、ふくしまのまちをつくり、人とつながること」で、本県が復興することをめざす12の「重点プロジェクト」を着実に実施してきたところである。

しかしながら、本県の被害は、地震や津波に加え放射性物質による複合的なものであり、人類がこれまで経験したことがない未曾有のもので、これを克服することは容易ではない。避難指示区域の見直しの遅れや放射線による健康上の不安により、今なお15万人余の県民が避難を余儀なくされている状況にあり、除染の加速化、長期避難者等の生活拠点や避難指示区域見直し後のまちづくりの検討、雇用の受け皿の創出、風評の払拭など、解決すべき課題は数多い。

また、本格的な人口減少社会の到来と少子高齢化、過疎化、地域経済の構造的な変化、環境問題など、震災以前から社会問題となっていた課題が深刻化するおそれがある。

こうした数々の課題を克服し、本県産業の復興及び再生を図るためには、復興計画の「重点プロジェクト」を復興の状況に応じ充実・強化し、これまで以上に連携させながら着実に実行していく必要がある。そして、復興計画の基本理念に掲げた「すべての人々の力を結集」させ、「原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」と、「誇りあるふるさと再生の実現」をしていかなければならない。

この「産業復興再生計画」（以下「本計画」という。）は、原子力災害からの本県産業の復興の現状及び解決すべき課題、さらには、復興計画に掲げる「重点プロジェクト」の進捗状況を踏まえ、改めて取組の方向性を検討し、本県産業の復興及び再生の道すじを示すものである。

その上で、「産業の再生なくして、福島再生なし」という強い決意のもと、産業部門が力強くけん引することで、本県全体の復興及び再生につなげていく。

第2章 本計画の位置づけ

第1 特措法の制定と国の計画認定

本県は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部決定）に基づき設置された「原子力災害からの福島復興再生協議会」の場を通じて、国に対し、原子力災害からの地域再生を図るための特別法の制定を強く求めてきた。その結果、平成24年3月31日に、福島復興再生特別措置法（平成24年3月31日法律第25号。以下「特措法」という。）が公布・施行され、本特措法に基づき、同年7月13日に、福島復興再生基本方針が閣議決定された。

本計画は、特措法第38条第1項の規定に基づき、また、福島復興再生基本方針に即して、原子力災害からの本県産業の復興及び再生の推進を図るための計画であり、その大きな特徴は、福島県知事が作成し、内閣総理大臣の認定を受けるということである。よって、本計画は、国の認定のもと、本県産業の復興及び再生に向けた取組を加速させるための計画とする。

第2 本県の各計画との関係

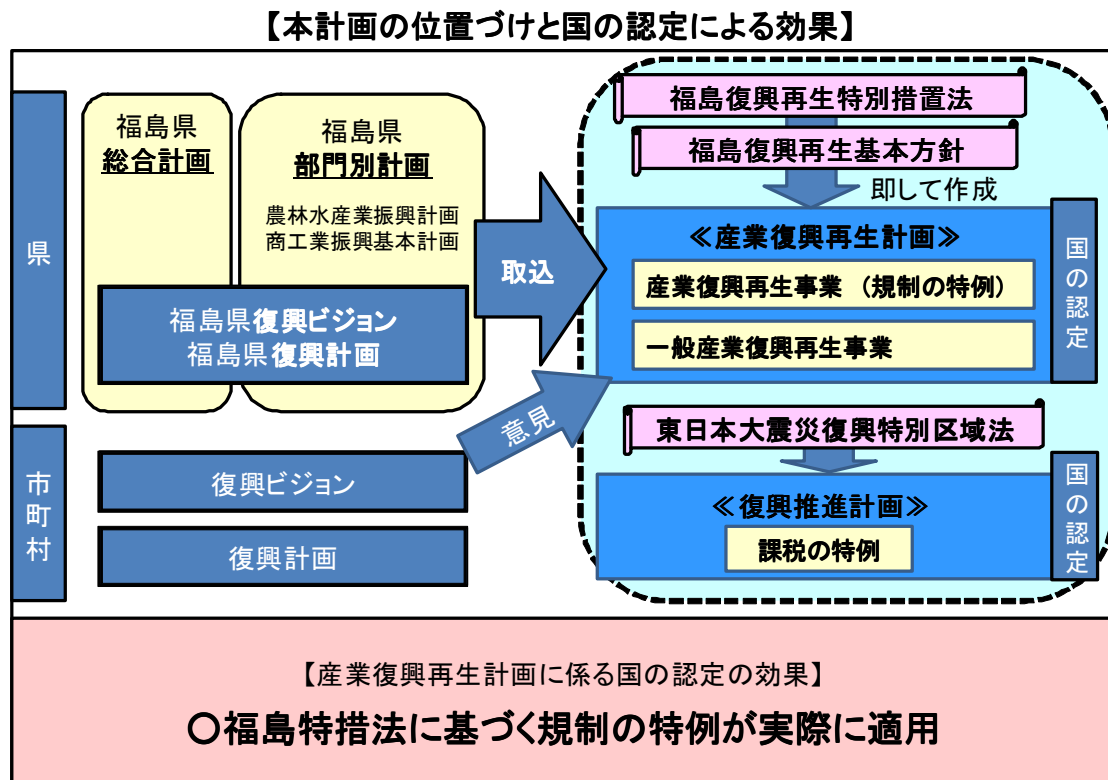
本県は、東日本大震災及び原子力災害からの復興及び再生を推進するため、前述のとおり「福島県復興ビジョン」及び復興計画を策定し、12の「重点プロジェクト」を中心に復興施策を展開している。また、本県の最上位の計画である「福島県総合計画」及びその部門別計画である「福島県農林水産業振興計画（ふくしま農林水産業新生プラン）」、「福島県商工業振興基本計画（新生ふくしま産業プラン）」（以下「部門別計画」という。）に基づき、産業施策を推進している。

これらの計画については、東日本大震災及び原子力災害からの復旧の状況を踏まえ内容の見直しを行ってきたところであり、平成24年12月28日には「福島県総合計画」及び復興計画が改定され、また、平成25年3月には部門別計画についても改定することとしている。

本計画は、原子力災害からの産業の復興及び再生の推進を図るための計画として、特措法及び福島復興再生基本方針に即して作成するとともに、上記の「福島県復興ビジョン」や復興計画、「福島県総合計画」及び部門別計画の基本理念や目標、めざす姿や取組の方向性等との整合を図りながら作成する必要がある。

したがって、本計画の取組の多くが復興計画の産業に関する取組及び部門別計画の復興及び再生に係る取組と重なるものであるが、復興計画や部門別計画がその性格上専門分化しているのに対し、本計画は、特に本県の基幹産業である農林水産業、商工業（中小企業等）、観光産業（観

光振興等)の復興及び再生に向けた取組を総合的に記載するものである。



第3 復興計画の基本理念等の共有

復興計画では、本県復興に向けた3つの基本理念を掲げており、本計画は、本県産業の復興及び再生を通じて、これらの基本理念の実現をめざすものである。

＜基本理念＞

- ①原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
- ②ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
- ③誇りあるふるさと再生の実現

また、復興計画では、本県の復旧・復興のために特に重要な主要事業を12の「重点プロジェクト」として政策目的別に位置づけている。「農林水産業再生プロジェクト」や「中小企業等復興プロジェクト」、「再生可能エネルギー推進プロジェクト」、「医療関連産業集積プロジェクト」、「ふくしまの観光交流プロジェクト」は、産業の復興に直接関わるものであり、その他のプロジェクトも、雇用や人材育成、産業インフラの構築など、産業の復興に深く関わっている。

本計画は、上記3つの基本理念を実現するため、12の「重点プロジェクト」相互の連携をさらに深めながら着実に取り組んでいくものとする。

【復興へ向けた 12 の「重点プロジェクト」】

安心して住み、暮らす

- 1 環境回復プロジェクト
- 2 生活再建支援プロジェクト
- 3 県民の心身の健康を守るプロジェクト
- 4 未来を担う子ども・若者育成プロジェクト

ふるさとで働く

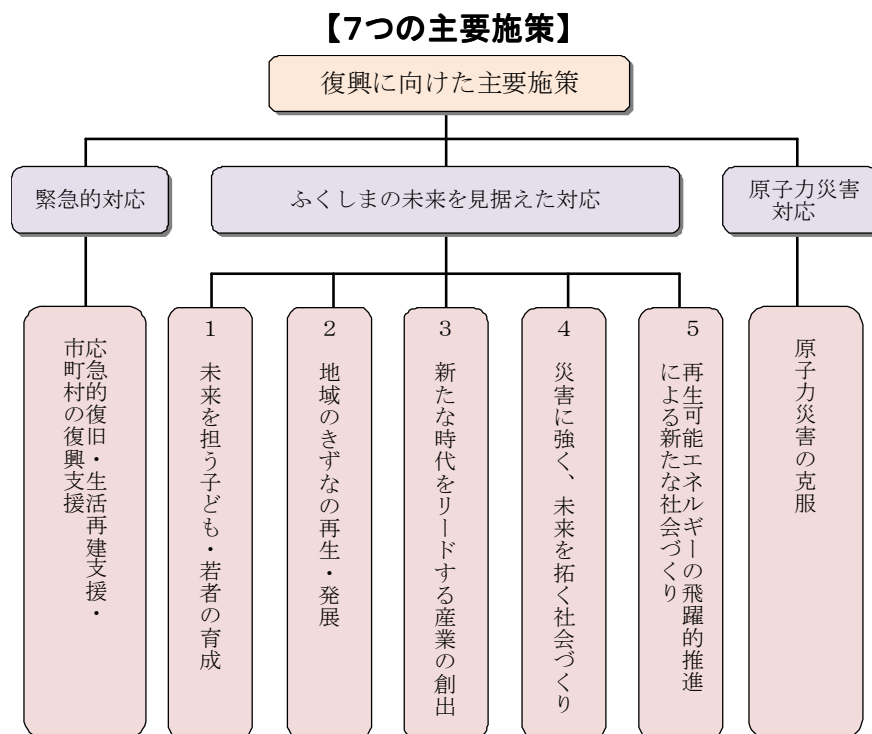
- 5 農林水産業再生プロジェクト
- 6 中小企業等復興プロジェクト
- 7 再生可能エネルギー推進プロジェクト
- 8 医療関連産業集積プロジェクト

まちをつくり、人とつながる

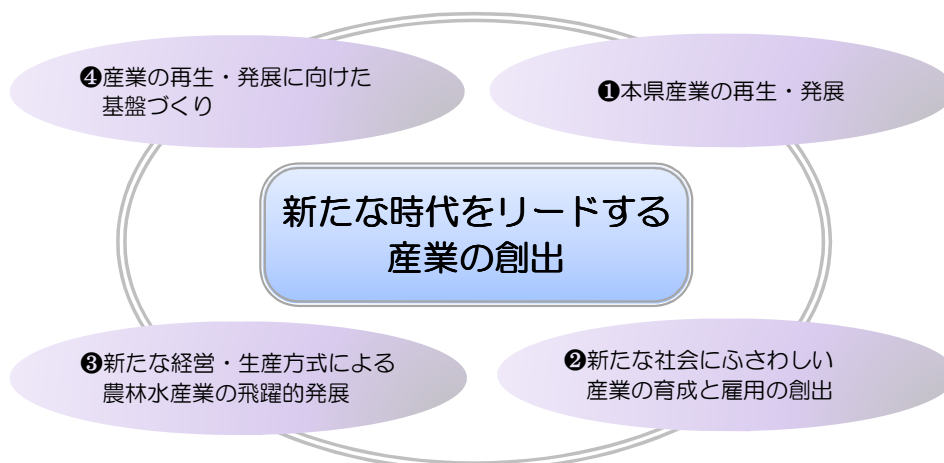
- 9 ふくしま・きずなづくりプロジェクト
- 10 ふくしまの観光交流プロジェクト
- 11 津波被災地等復興まちづくりプロジェクト
- 12 県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクト

また、復興計画では、上記3つの基本理念を実現するため、7つの「主要施策」とこれに関連する「具体的取組」を掲げている。これらはいずれも産業復興に深く関わっているが、特に「新たな時代をリードする産業の創出」がその中心となっており、①本県産業の再生・発展、②新たな社会にふさわしい産業の育成と雇用の創出、③新たな経営・生産方式による農林水産業の飛躍的発展、④産業の再生・発展に向けた基盤づくりの4つで構成されている。

そこで、本計画では、7つの「主要施策」間の産業部分に関わる連携はもとより、とりわけ「新たな時代をリードする産業の創出」に付随する4つの「具体的取組」相互間の連携を深め着実に取り組むことで、上記3つの基本理念を実現する。



【「新たな時代をリードする産業の創出」と具体的取組】



第4 グランドデザインや重点推進計画等との関係

本計画は、原子力発電所事故に伴う避難指示区域が設定された地域の復興の姿と、それに向けた国の取組姿勢を示すものとして、国が平成24年9月4日に公表した「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」（グランドデザイン）や「原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生のための農林水産業再生プラン」（農林水産業再生プラン）、「原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生のための産業振興・雇用促進プラン」（産業振興・雇用促進プラン）との整合性を図るものとする。

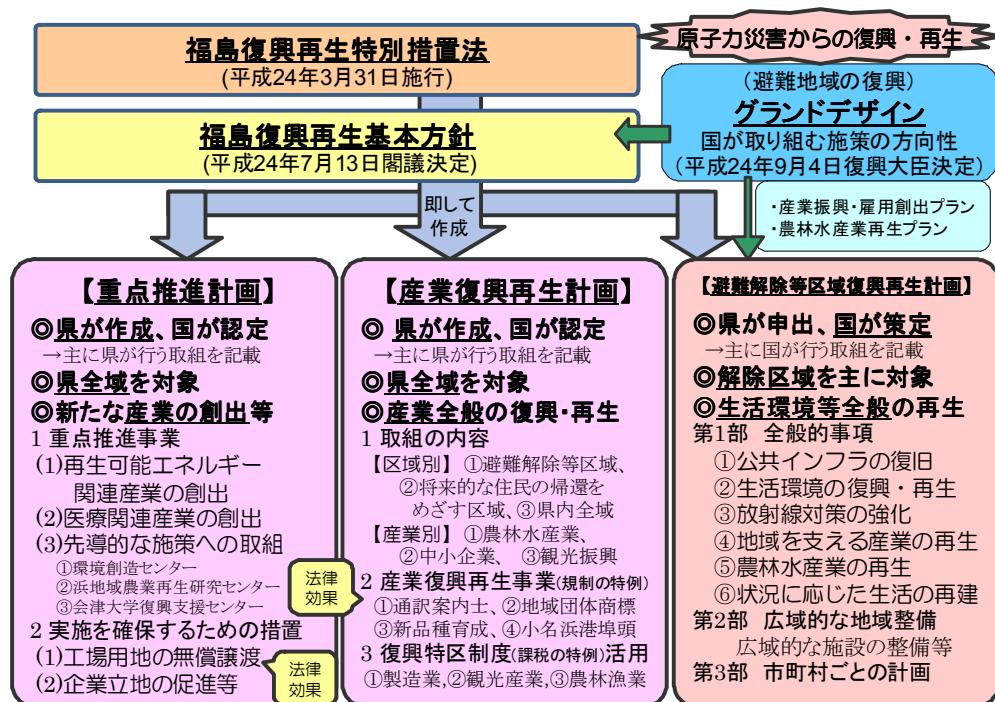
また、特措法第7条第1項の規定に基づき、避難解除等区域の復興及び

再生を推進するため、福島県知事の申出に基づき内閣総理大臣が定める「避難解除等区域復興再生計画」との整合性を図り、国や市町村等と連携して復興及び再生に取り組む。

さらに、特措法第58条第1項の規定に基づき、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関して県が作成する「重点推進計画」と一体となって取組を推進していく。

併せて、地域経済の担い手である本県経済を支える事業者は、原子力災害による実害に加え、風評により、幅広い分野で甚大な被害を受けていることから、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法に基づく「復興推進計画」を作成し、課税の特例措置を活用するなど、本計画と一体的かつ総合的に取り組む。

【特措法に係る基本方針と各計画等の関係】



第5 本計画の進行管理及び見直し

本計画の取組について、その進捗状況を随時、進行管理し、着実に実行していく。そのため、本計画に盛り込まれた各取組について、毎年度点検を行いながら、その結果と復興の状況を踏まえて追加修正を図るなど、必要な見直しを行うこととする。

また、除染の進捗状況や避難指示区域の見直しなどに伴い、新たに対応すべき課題が明らかになった場合や、国との調整の結果、新たな規制緩和や予算措置等が行われ、これにより新たな取組が可能になった場合など、適時、柔軟に見直しを行うこととする。

第3章 本県産業の現状と課題

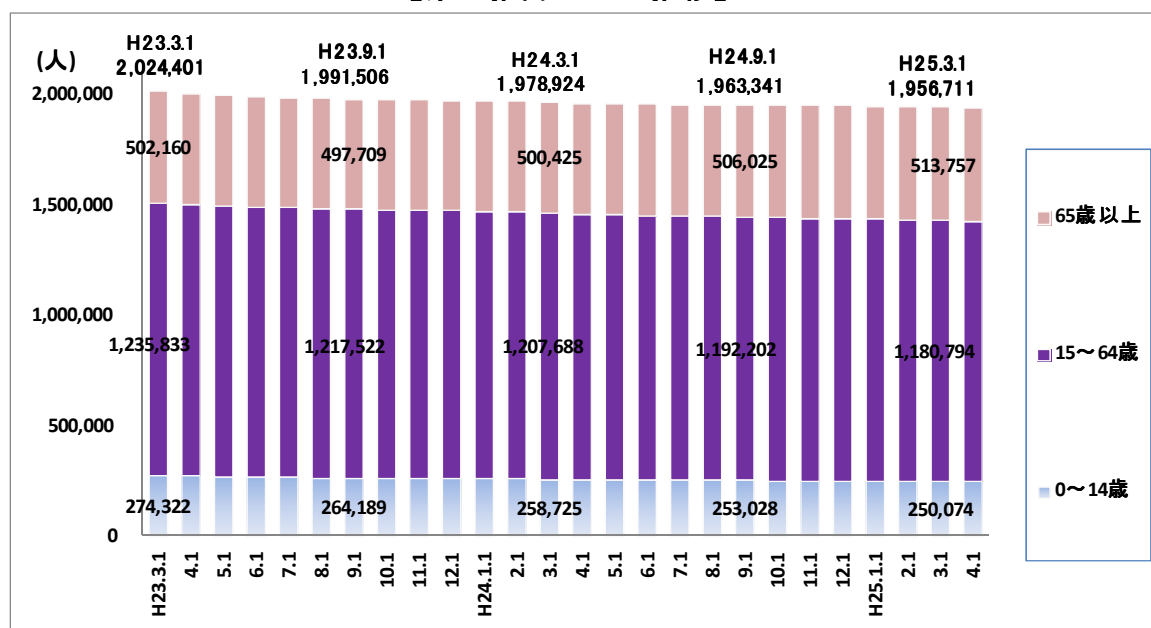
第1 地盤沈下が懸念される産業の現状と課題

東日本大震災及び原子力災害により本県が受けた被害は、地震、津波及び原子力発電所の事故による複合的なもので、これまでの人類史上経験がない甚大なものである。

本県においては、原子力発電所事故の発生に伴い、放射性物質による土壌等の汚染や風評により、農林水産物、食品、観光等をはじめとする様々な分野において、依然として大きな影響が残っているほか、県民の健康に対する不安から人口の流出が続いている。

除染をはじめ総合的な放射線対策の着実な推進や風評の払拭等により、安全・安心な生活環境や事業活動環境を取り戻し、新産業の創出や雇用の場の確保等により、県民生活を安定させ産業全般にわたり信頼を回復させていかなければ、本県産業が地盤沈下する懸念がある。

【県の推計人口の推移】



〔出典〕福島県企画調整部統計課「福島県の推計人口（福島県現住人口調査結果）」

以下、特措法の規定に沿って、農林水産業、中小企業等（商工業）、観光振興等に分けて、本県産業の現状と課題を記載する。

1 農林水産業

東日本大震災による被災に加え、原子力発電所事故に伴い、農林漁業者を含む多数の住民が県内外への避難を余儀なくされ、一部地域では、

帰還に向けての取組が始まっているものの、将来への強い不安の中、復興に向けた第一歩を踏み出せない状況に置かれている。

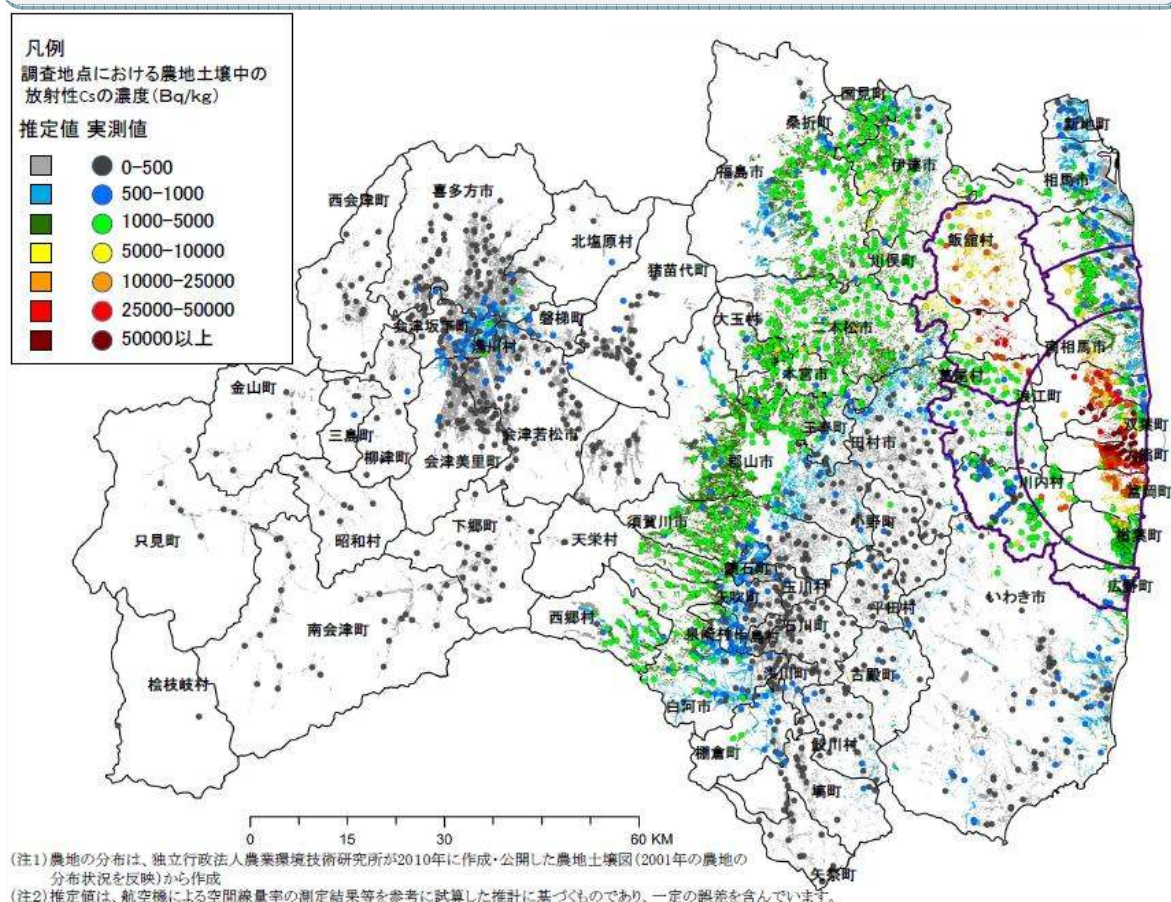
さらに、若い世代を中心に県外への人口流出が続いており、農山漁村の高齢化の進行と相まって担い手の減少が憂慮されている。

原子力発電所事故により、大量の放射性物質が大気中や海に放出され、農林水産物等から基準値を超える放射性物質が検出されたことから、警戒区域等における生産活動が制限されているほか、平成 23 年産米から暫定規制値を超える放射性物質が検出された地域等において稲の作付けが制限され、一部の農林水産物に対する出荷制限等の措置や沿岸漁業の操業自粛が続くとともに、十分に安全性が確保された農林水産物であっても風評による買い控えが起きるなど、農林漁業者等は計り知れない損害を被っており、精神的、経済的に大きな負担を強いられている。

原子力災害からの本県の復興のため、基幹産業の一つである農林水産業の再生が重要な課題となっている。

【放射性物質による農地への影響】

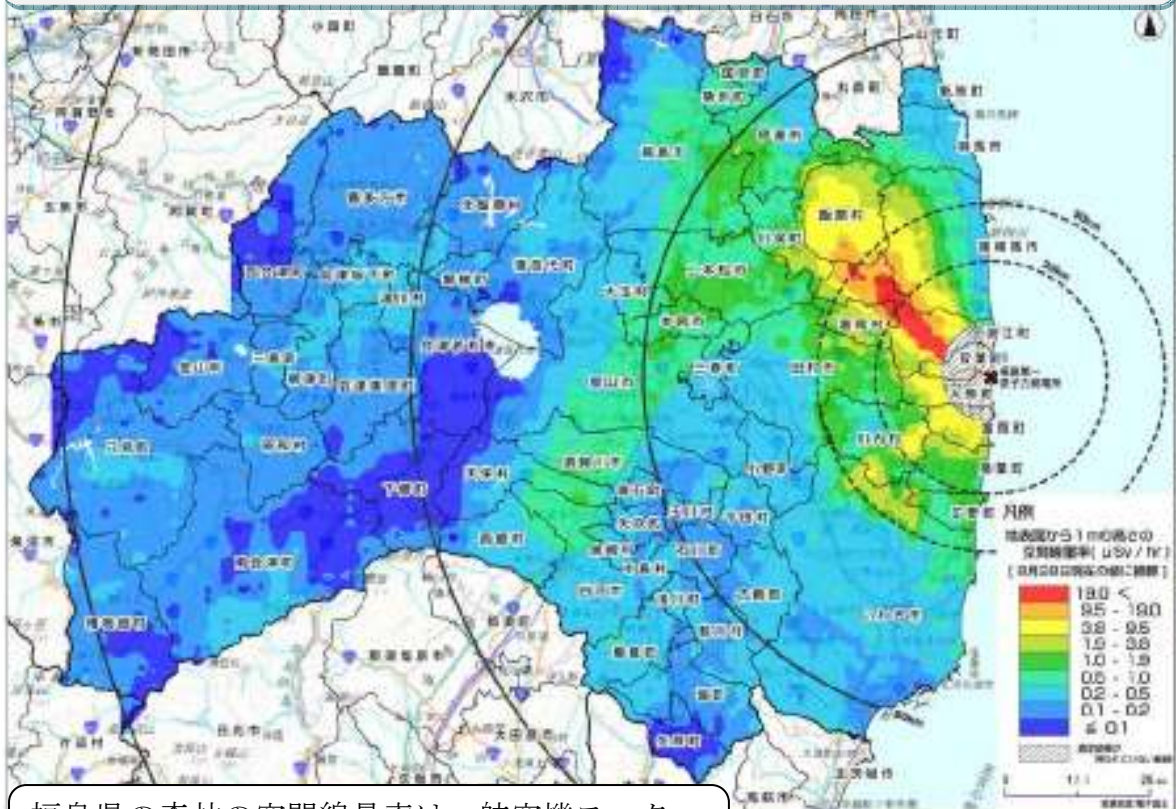
農地土壌中の放射性物質濃度分布図



〔出展〕 農林水産省「農地土壌の放射性物質濃度分布図」平成 23 年

【放射性物質による森林への影響】

航空機モニタリングによる空間線量率（地上1 m）



〔出展〕 文部科学省「文部科学省による福島県西部の
航空機モニタリングの測定結果」（平成 23 年）

2 中小企業等（商工業）

東日本大震災の地震及び津波により、浜通りと中通りを中心として広範囲にわたり工場や店舗等の施設や設備等の損壊が生じ、事業活動に多大な影響を及ぼした。商工業関連の施設・設備等の被害額推計は約3,597億円（福島県商工労働部商工総務課試算）にのぼり、平成24年の事業所数は平成21年度比で1万以上もの減少となる90,082事業所（総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査(速報)」）、震災の翌日から20日間における製造業の県内総生産は約631億円の減少（福島県企画調整部統計課「平成22年度 福島県県民経済計算(確報)」）となるなど、施設・設備だけでなく経営にも大きな被害が生じた。

また、鉱工業生産指数（季節調整済指数）については、平成23年3月が前月比で37.8ポイント低下の58.3で、基準年である平成17年以降、最低の数値となった。その後の施設・設備等の復旧等により、同指数は急

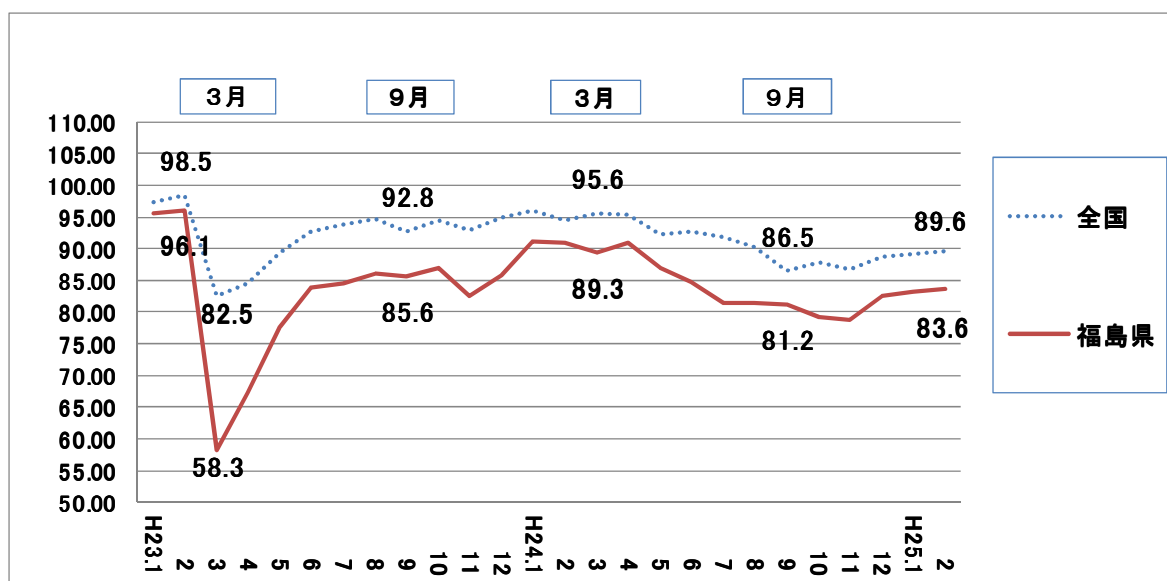
速に回復して東日本大震災前の水準に戻りつつあったが、平成24年5月頃から円高や海外経済の減速等もあり再び減少傾向に転じ、現在に至っている。

さらに、原子力災害による風評も深刻な状況である。食品加工業はもとより、機械器具等の製造業においても、納入先から放射能検査報告書の提出を求められたり、一方的な取引停止や納品拒否をされた事業者もあった。また、避難指示や風評等により、製造業等の事業所や工場の県外移転や製造ラインの縮小、商業やサービス業等における事業休止や売上の減少などの影響が生じた。県が商工会議所、商工会、中央会等の会員を対象としたアンケート調査結果によると、回答を得た5,152事業所のうち、3,229事業所、62.7%の事業所が、原子力災害による売上額の減少が生じたと回答している。（福島県経営支援策検討調査 平成24年6月）

これらに加え、避難指示区域内の事業者の約55%は、現在でも事業再開ができない状況にある。

原子力災害からの本県の復興のためには、本県産業の主な担い手である中小企業等の再生が重要な課題となっている。

【鉱工業生産指数(季節調整済指数)】



〔出典〕 福島県企画調整部統計課「福島県鉱工業指数月報」

3 観光振興等

原子力災害による県全域に対する風評により、平成23年の観光客の入込が、前年比で21,968千人減少(△38.4%)の35,211千人（福島県観光交流局観光交流課調べ）となるなど、宿泊業をはじめ輸送業や小売業などの観光関連産業は厳しい経営環境に置かれている。

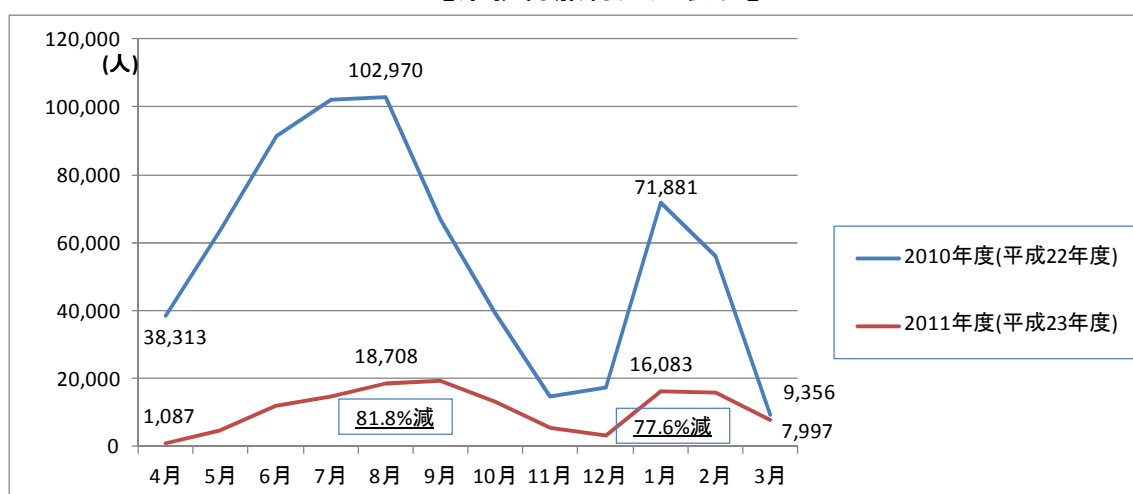
特に、教育旅行については、平成23年度は前年度比で54万人減少(△80.3%)の13万人(財団法人福島県観光物産交流協会調べ)となるなど、会津地方を中心に教育旅行や学生の合宿等を主に受け入れていた宿泊施設や観光施設は、深刻な経営環境が続いている。

また、国内外の空の玄関口である福島空港の利用状況については、震災の影響で韓国ソウル、中国上海との国際定期路線が運休していることから、平成23年度は前年度比で7万7千人減少(△26.8%)、うち国際線は6万1千人減少(△97.3%)(福島県観光交流局空港交流課調べ)となっており、未だに国際定期路線が再開されていないなど、厳しい状況にある。

さらには各国政府による渡航制限、本県に対する根強い風評の影響により、外国人宿泊者数については、震災以降の平成23年4月～12月は前年同期比で5万8千人減少(△82.3%)(観光庁「平成23年 宿泊旅行統計調査」)しており、特に外国人観光客を受け入れていたゴルフ場やスキー場などでは経営面で厳しい状況に置かれている。

原子力災害からの本県の復興のためには、裾野が広く地域経済への波及効果が大きい観光産業の再生が重要な課題となっている。

【県教育旅行入込状況】



〔出典〕財団法人福島県観光物産交流協会調べ

4 現在の状況

東日本大震災発生以降、復興に向けた様々な取組が行われ、農産物の出荷制限の一部解除、漁業における試験操業の開始、企業の新增設や操業再開、避難先での仮設店舗における商業・サービス業従事者の事業再開、観光客入込数の回復など、本県産業の復興の兆しも各地で見えつつある。

しかしながら、農林水産物や食品等にあっては、一部品目では価格の改善が見られるものの、総じて震災前の水準には戻っておらず、教育旅

行客数や外国人観光客数は低迷したままであるなど、風評が払拭されるまでには至っていない。また、失われた取引先が回復していない事業者があるほか、特に津波被災地域や避難指示区域などにおいては、事業再開ができていない事業者も多い。今後、避難指示区域の見直しに伴い、居住する地域を中心とした除染や帰還後の事業活動の再開に向けた支援に一層取り組んでいく必要がある。さらに、原子力関連産業に代わる新たな産業を創出するなど、雇用の受け皿づくりが求められている。

このように、原子力災害による本県特有の様々な課題がいまだに解消されておらず、産業を取り巻く環境は依然厳しいため、本格的な復興及び再生に向け、さらに取組を加速する必要がある。

第2 本県特有の直面する2つの課題

1 人口減少と高齢化・過疎化の進行

避難指示区域の見直し等に伴い、県内に帰還する人が増えつつある一方、今なお、若い世代を中心に県外への人口流出が続いているなど、県内でも地域によって人口の流動が大きくなっている。

本県の原子力災害からの復興及び再生にはかなりの時間を要すると考えられることから、今後も、若い世代を中心とした県外への人口流出傾向が続くことが懸念される。

こうした状況から、本県の人口減少と高齢化・過疎化は、全国的な傾向より先行して進むおそれがあり、これらの課題解決に向けた取組について、中長期的視野に立って検討していく必要がある。

2 避難指示区域の見直しを踏まえた取組が必要

本県は、浜通り、中通り、会津という気候や風土の異なる3地方に区分され、東西と南北の交通の要衝に、地域の拠点となる大小の都市が分散する多極分散型の県土構造となっており、その結果、特定の都市に人口や機能が集中することなく、都市と農山漁村がそれぞれの機能を分担しながら連携することで、7つの特色ある生活圏を形成してきた。

しかしながら、原子力災害により避難を余儀なくされ、震災から2年近くが経とうとしている現時点においても避難指示が解除されず、あるいは帰還困難区域や居住制限区域など長期的に帰還できない区域が設定されている。当該区域は原則として事業活動ができず、また、交通や物流にも大きな支障が生じている。

当該区域の産業の復興及び再生は、他地域と比べ、今後の避難指示区域の解除・見直しに左右されることから、これまでの7つの生活圏の特色や他の生活圏との連携を十分に踏まえつつ、県全域、避難指示区域等、

さらには各市町村のそれぞれの状況に応じ、復興及び再生の取組を進めていくことが必要となる。

また、当該区域からの避難者を多く受け入れ、当該区域の今後の復興及び再生を進めるためのいわば拠点となっている受入自治体において、医療・介護福祉等の受入体制や様々な行政サービス等の持続的な提供、雇用の場の確保等が課題となっている。また、受入自治体側の住民と長期避難者が長期にわたって共生するため、受入先となる地方公共団体における行政の機能の低下やまちづくりへの影響、避難者と受入先の住民との間の摩擦が生ずることのないようにする。

第4章 計画の目標（本県産業のめざす姿）

第1 産業全般の共通目標

本県産業は、基幹産業である農林水産業、商工業、観光産業をはじめあらゆる分野において、地震や津波による災害に加え原子力発電所事故及びそれに伴う風評により甚大な被害を受けており、まさに存亡の危機に立たされているといっても過言ではない。

まず、本県産業を大震災前の状況に戻すことが喫緊の課題であるが、これのみでは、この未曾有の複合災害を克服することはできない。浜通りをはじめとする県内全域において、多くの就業の場が失われている状況であり、特に双葉郡では原子力関連産業により地域の雇用の多くが支えられていたことから、今後、避難指示区域の見直しに伴い、まちづくりの全体像と軌を一にしながら、原子力発電所に代わる新たな雇用の場を確保する必要がある。

また、県民の安全・安心な生活の基盤となる雇用を確保するため、男性、女性、若者、高齢者、障がい者など、県民全員が生き生きと活躍し、子どもや若者たちが、将来に夢と希望を持てる産業づくりを進めていくことが重要である。

そこで、本計画では、『各産業が着実に復興し、自立するとともに、強みを生かし、相互に連携しながら、新たな時代をリードする産業と雇用を創出すること』を産業全般の共通目標とし、復興及び再生に取り組んでいく。

第2 目標実現のための4つの視点と3つの連携

この共通目標の実現に向け、農林水産業、商工業（中小企業等）、観光産業の各産業の復興及び再生を図るため、以下の原子力災害からの復興という本県ならではの4つの視点や3つの連携の考え方を踏まえながら、取組を推進していく。

1 4つの視点

(1) 原子力に依存しない産業の振興

原子力災害により、放射性物質に汚染され環境が破壊されるとともに、事業活動を休止したり、撤退する事業所が発生し、雇用の場が失われた。本県産業の復興及び再生を図るためには、原子力に依存しないグリーン（エネルギー・環境）イノベーション（技術革新）を実現していく必要がある。

- 再生可能エネルギー関連産業など将来を支える成長産業の創出
- 環境と共生する農林水産業の振興
- 再生可能エネルギー関連施設等を活用したニューツーリズムの推進

(2) 安全・安心と信頼の回復

原子力災害により、放射能による健康被害が懸念されているほか、人口の流出が続いている。また、農林水産物や食品等をはじめとする県産品が風評被害を受けている。本県産業の復興及び再生を図るためには、ライフ（健康）イノベーション（技術革新）を実現するとともに、福島ブランドを再生していく必要がある。

- 医薬品・医療福祉機器関連産業など、将来を支える成長産業の創出
- 安全・安心な農林水産物や県産品の提供、販路拡大

(3) 人・地域の絆づくりと交流の促進

原子力災害により、避難指示が出され、長年にわたり培われた地域間の交流や物流・流通網等が分断された。また、風評により教育旅行をはじめ県内への観光客が減少した。本県産業の復興及び再生を図るためには、広域的な地域間ネットワークや人的・物的交流の再生が不可欠である。

- 復興支援等を契機とする国内外との多様な交流の促進
- グリーン・ツーリズム等による農山漁村の活性化
- 物流・流通ネットワークの更なる効率化

(4) 夢・希望・笑顔に満ちたふくしまの創造

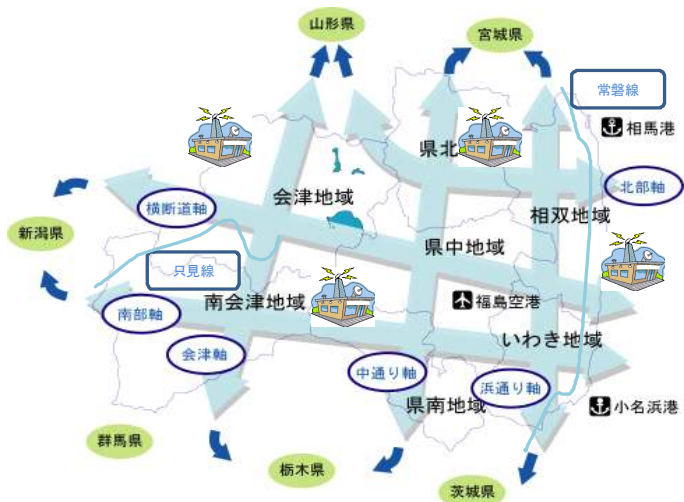
原子力災害により、将来にわたる様々な不安が生じている。本県産業の復興及び再生を図るためには、本県の将来を担う若者をはじめ県民が夢・希望・笑顔に満ち生き生きと活躍できる雇用の場の創出等が必要である。

- 成長産業の創出等による魅力ある雇用の場の確保
- 将来の産業を創出し支える人材の育成

2 3つの連携

(1) 広域的な地域間の連携による産業の復興及び再生

広大な県土を有する本県においては、多極分散型の県土構造を前提に産業が形成されてきたが、生産から加工、流通、消費までの産業ネットワークやサプライチェーン（部品の調達・供給網）の回復、代替ルートの整備等による物流・流通網の回復や観光交流の促進等のための縦・横



6本の連携軸の整備や、福島空港、相馬港、小名浜港の機能強化、インターネットなど情報通信基盤の強化を図る。これらにより、県土連携軸・交流ネットワークを最大限に活用し、広域的な地域間の連携を促進し、産業の復興及び再生を図る。

(2) 都市と農山漁村の連携による産業の復興及び再生

本県においては、都市と農山漁村それぞれの地域特性に応じて産業が形成されてきたが、今後、進展する人口減少、高齢化などの時代潮流を踏まえながら、都市と農山漁村それぞれの強みを生かすとともに役割分担しながら連携し、グリーン・ツーリズム（農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）を通じた交流人口の拡大や県産農林水産物の消費拡大等を促し、産業の復興及び再生を図る。

(3) 産業間の連携による産業の復興及び再生

本県は、豊かで多様な農林水産物や東北一の製造品出荷額等を誇る層の厚い製造技術、豊かな自然や温泉等の観光資源などを有しており、これら農林水産業と商工業、観光産業など地域に密接に関連する産業が相互に連携することで、イノベーション（技術革新）や新たな付加価値を生み、多様な新産業を創出していくことが可能となるため、地域産業の6次化など、従来の枠組みにとらわれることなく、各産業間の連携（分野横断的なつながり）を促進し、産業の復興及び再生を図る。

以上の4つの視点と3つの連携の考え方を踏まえながら、農林水産業、中小企業等（商工業）、観光振興等（観光産業）の各産業の復興及び再生のための取組を行っていく。

第3 ふくしまの産業のめざす姿(将来像)

第1に記載の共通目標を踏まえた上で、福島県復興ビジョン・復興計画に掲げる基本理念を実現させるためのめざす姿（将来像）をそれぞれ示す。

1 農林水産業

本県の農林水産業は、農林産物の生産量及び水産物の漁獲量が全国でも上位に位置し、農業産出額が全国11位（平成22年）であることや縦横の高速交通網を生かして、農産物や木材、魚介類等を首都圏をはじめ大消費地へ供給していることなど、我が国の食料供給の面でも重要な産業であった。

農林水産業の復興及び再生にあたっては、単に震災前の状況に戻すだけでなく、以前よりも豊かで魅力ある農林水産業・農山漁村を創造し、若い世代に引き継いでいかなければならない。

このため、消費者の期待にしっかり応え得る『持続可能な農林水産業』を実現するとともに、何よりも農林漁業者をはじめ全ての県民が、『安心して住み、暮らすことのできる「ふるさと」』を取り戻していく。

農林水産業は、地域経済社会を支える基幹産業として魅力的な「食」や「仕事」、「環境」の実現に中心的役割を果たし、『若い農林漁業者等が意欲とやりがいを持って活躍できる産業』、有機農業など『環境と共生し持続的に成長できる産業』となることを目指していく。

また、農林漁業者と消費者、商工業者等あらゆる人々が連携し、様々な地域資源を発掘・活用しながら、『活力ある地域社会』を創りあげていく。

東日本大震災と原子力災害を乗り越え、安全・安心な農林水産物を消費者に提供し、環境と共生する農林水産業、持続的に発展する農林水産業に携わって生きることの「誇り」を胸に、『ふくしまの将来を担う子どもたちへ「食」と「ふるさと」をしっかりと引き継いでいく』。

2 中小企業等

本県は、首都圏との近接性や優れた交通アクセス、豊かな自然や優秀な人材等により製造業の集積が進んでおり、製造品出荷額等が50,957億円で東北一を誇る（平成22年工業統計調査(経済産業省)）。また、日本酒や伝統工芸品など地域に根ざした地場産業も発展してきた。なお、本県の中小企業数は71,625社で、全企業数の99.9%を占めており（2012年版中小企業白書）、本県産業を支える主要な担い手となっている。

本県の中小企業等(商工業)の復興及び再生にあたっては、まず、事業者の施設・設備の復旧や資金繰り支援などにより、事業活動の再開と雇用の維持・確保を促進する。また、安全・安心な事業環境の整備、若年者等の人材確保、避難者の帰還促進による商圈の回復など、産業基盤の復旧・復興を図るとともに、放射線の影響による実害や風評を払拭する。

さらに、人口減少・少子高齢化、資源・エネルギー等の課題に対応し、本県の持続的な発展を図るためには、医療用機械器具の部品等生産金額が124億円で全国第1位（平成22年度工業統計調査(経済産業省)）であるなど集積が進んでいる医療関連産業をより一層振興するとともに、今後、成長が見込まれる再生可能エネルギー関連産業を振興し、これらの関連企業等を誘致し更なる集積・育成を促進する。加えて、新しい産業が求める人材を育成し、きめの細かい就労支援を行うことで、県民の雇用を確保する。また、雇用の場が確保されることで、住民生活の基礎となる所得を生み出し、その所得が地域内の商業・サービス業等を介し消費されることで地域内を循環させていく。

これらにより、地域に根ざした事業者の振興を中心とした内なる活力と企業誘致をはじめとした外からの活力を車の両輪として、各主体の技術革新や連携、既存の枠を越えた積極的な取組などを通じて、『地域資源を生かした産業の振興』が図られ、また、『将来を支える成長産業が創出』され、若者や女性、高齢者など誰もが活躍できる環境を整備することで、産業を支える『「人と地域」が輝いているふくしま』をめざす。

3 観光振興等

本県は、豊かな自然、歴史に培われた伝統文化、食文化や豊富な温泉等に加え、首都圏からの近接性やアクセスの良さなどにより、多くの観光客が訪れていた。

東日本大震災や原子力災害による深刻な風評を乗り越え、交流人口を回復させるためには、本県の持つ豊かな観光資源の一層の磨き上げを行うことに加え、本県産業の特色である再生可能エネルギー関連や自然環境に配慮した観光施設等が増加するなど、魅力的な観光地を形成していくとともに、本県の観光情報を県外へ積極的に発信することが必要である。これらにより、国内はもとより東アジアを中心とした海外から『多くの観光客が訪れる』ようにする。

また、様々な国内外のコンベンションや文化イベント、スポーツ大会等の本県開催はもとより、教育旅行やスポーツ、文化活動などの合宿の地として活用される機会をとらえ幅広い年代での交流を促進するとともに、震災を契機として国内外から本県を訪れていた方々と県民との“絆”やネットワークづくりを促進することで、『県外との交流を拡大』させる。

さらに、首都圏への近接性や温かな県民性など地域の魅力が広く理解され、県外から定住・二地域居住をする人々が増え、地域の中に溶け込むことで、『地域に新たな活力を生み出す』。

加えて、様々な交流を支える福島空港を拠点として、外国人観光客はもとより、県内企業の海外展開や海外企業の県内立地など、アジアを中心とした海外各地との交流を促進させる。

このように、『多様な交流が促進されている活力に満ちたふくしま』をめざす。

第4 国・市町村との連携

1 市町村との連携

市町村は、企業や住民の身近な行政機関として、地域の農林水産業関係団体や商工団体などと連携を図りながら、きめ細かな情報提供や相談サービスなどの役割を担うとともに、地域の特色を生かした復興及び再生のための施策を推進することが期待される。

本計画の取組の推進に際しては、市町村とこれまで以上に連携しながら取り組んでいく。

2 国との連携

福島復興再生基本方針に示されているとおり、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負い、被災者の声を真摯に受け止め、被災者に十分に寄り添った復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

本計画の取組の推進に際しては、国の積極的な関与と規制の特例、課税の特例、財政措置など各種の特例措置が必要であることから、より一層、国と連携しながら効果的な実施が図れるよう取り組んでいく。

次章では、この計画の推進のために必要な取組等を、避難解除等区域、将来的な住民の帰還をめざす区域、県内全域の3つの区域毎に、各産業分野別に示す。これらの取組を着実に推進することで、上記に記載した本県産業全体の復興及び再生のめざす姿（将来像）を実現させる。

第5章 県により推進する取組の内容

原子力災害により、警戒区域及び計画的避難区域、緊急時避難準備区域等が設定されたが、これらの区域については、区域の見直しの進捗状況や避難指示解除の状況により産業復興の取組内容も異なることから、以下、避難解除等区域、将来的な住民の帰還をめざす区域、県内全域の3つの区域ごとに、県が推進する各産業分野別の現状と課題、取組の基本的な方向性及び取組の内容を記載する。

なお、取組に際しては、県は、国や市町村、民間事業者等とそれぞれの役割を分担しながら、有機的に連携し、一体的かつ総合的に取り組むことで、総力をあげて本県産業の復興及び再生を図る。

第1 避難解除等区域における取組

本計画において避難解除等区域は、避難指示が全て解除された区域、避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域とする。

当該区域は、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の長期にわたる復旧・復興の前線拠点となっていく地域で、他の地域に先立ってインフラの復旧、生活環境の再生等の取組が行われる地域であり、雇用の受け皿づくりを行うこと等を通じ、避難住民の先行的な帰還を進める。

また、当該区域は、避難指示解除準備区域で一部制限がある他は事業活動が原則として可能な区域であるが、住民の避難による商圈、顧客の喪失など、厳しい経営環境が依然として続いていることから、除染をはじめ様々な対策の加速化を支援し住民の帰還を促進するとともに、営農や事業の再開と安定的な操業を促進する取組を行う。

なお、「将来的な住民の帰還をめざす区域」の見直しにより事業が再開できるようになった際には、国と連携しながら、「避難解除等区域における取組」により、事業者の帰還に向けた取組を強力に行う。

1 農林水産業

(1) 現状と課題

- 農林地については、長期にわたる避難により荒廃しているうえ、放射性物質に汚染されているが、漁場等も含めた放射性物質の動態の解明が遅れている。

森林については、まずは住居等近隣の森林の除染を速やかに実施しつつ、住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、適時・適切に対策の見直しや充実を検討するとさ

れており、一日も早い対応方針の決定と推進に向けて、県としても汚染状況の調査や伐採による実証試験結果の提供などを行っていく必要がある。

また、森林整備等に伴い発生する木質バイオマスを活用した発電や熱利用を推進する必要がある、木質バイオマス発電施設や木材加工施設等の整備が急務である。

- 地震・津波により多くの農林水産業施設等が被災しており早期の復旧が必要であるが、避難や放射性物質の影響により復旧作業が遅れている状況にあること、及び被害規模が大きいことから、復旧を完了するまでには長期間を要する状況である。
- こうした中、避難区域等の見直しにより、一部の避難者が帰還しはじめているが、農林地、農業水利施設、漁場等は放射性物質に広範囲に汚染されたままの状態にあり、稲の作付けができないなど、営農活動が制限されていることから、迅速かつ確実な除染、農業用施設の復旧・機能回復、地力回復等の対策が急務である。
- さらには、農地に対するイノシシ等の野生鳥獣の被害が大きくなっているため、営農再開のための新たな対策が必要である。
- 米や園芸作物、畜産物は、出荷制限や風評による取引停止や販売価格の下落、さらに、牧草等の自給飼料の利用ができないなど、営農活動を再開しても依然厳しい状況が続いているため、再開をあきらめる農林漁業者も出ており、これらの対策を講ずる必要がある。
- 水産業については、地震・津波により漁港等の施設に深刻な被害が発生したことに加え、水産物から食品衛生法に基づく基準値を超える放射性物質が本区域に限らず検出されている。これまでのモニタリング結果から安全性が確認された魚種で海域を限定した試験操業が始まるなど、操業再開に向けて踏み出したところではあるが、現在も多くの魚介類から食品衛生法に基づく基準値を超える放射性物質が検出されており、操業自粛を余儀なくされていることから、一日も早い操業再開が求められている。
- 農林地や漁場等の汚染による出荷制限や操業自粛、さらには、風評等により担い手の生産意欲の減退及びそれに伴う遊休地の拡大が憂慮されており、関係者が一体となり産地の維持発展に向けて取り組んでいくことが重要である。
- 農林水産物の検査体制の整備及び安全・安心が確認された農林水産物の風評対策及び農家や流通段階で滞留している膨大な汚染された稲わらやたい肥等の対策が急務である。
- 当該地域の復興を成し遂げるためには、本県の基幹産業である農林水産業の再生が急務となっており、国・市町村・関係団体等と連携し、営農再開・継続に向けてきめ細かな取組を行い、農林水産業の再開及び持続的に発展するための取組が必要である。

- 原子力発電所事故による放射性物質の汚染や住民の長期避難等により、営農再開に時間を要する農地が発生する恐れがある。

避難住民の帰還状況によっては、担い手不足の深刻化や耕作放棄地の拡大などの恐れがあることから、農業の振興を基本としつつ、こうした土地について、避難住民の帰還促進に役立つ利用のあり方を検討する必要がある。

(2) 取組の方向

- 本県農林水産業再生の最重要課題として、国・市町村・関係団体等と連携し、当該地域の復興をめざし、一日も早い取組を行う。
- 除染技術等の開発及び確実かつ迅速な除染の実施により、放射線量を低減させるとともに、被災した農林水産業施設等の早期復旧を行うことにより生産基盤を整備し、農林水産業の再生を図る。
- 農林水産業に係る詳細かつ継続的な環境モニタリングの実施等により、検査結果を随時情報発信し、環境回復へ向けた取組等について国民の理解を得る。
- また、農林水産物の放射性物質を徹底的に検査・分析し、安全・安心な農林水産物の流通を確保するとともに、消費者に向けて分かりやすく情報発信を行い、当該地域における農林水産物の消費・流通拡大を図るための取組を推進する。
- 放射性物質の汚染により利用が困難となった農林業系廃棄物等の国による処理については、早急な対応が求められており、国と連携しながら処理を進める。
- 地域資源を活用した再生可能エネルギー等を含めた、農林水産業の再生と生産性の向上のための取組を確立し、安定した経営の実現をめざす。
- 避難又は帰還している農林漁業者に対して、事業再開・継続に向けてきめ細かな支援を行い農林水産業の再生及び持続的な発展をめざす。
- 農林漁業者の高齢化に加え、生産農家の原子力災害による生産意欲の低下や被災農家が見られることから、生産意欲の維持・増進に向け、安定的な人材育成を含めた取組等を推進していく。
- 東日本大震災及び原子力災害からの農林水産業の復興及び再生を図るため、農業経営の大規模化、組織・法人化による効率的かつ持続的な経営を再構築するとともに、再生可能エネルギーを活用した施設園芸等の取組をはじめ、地域産業 6 次化等の取組を支援し、関連する産業の集積も図りながら、農林水産業を再生し雇用創出をめざす。

(3) 取組の内容

ア 除染の確実な実施と放射性物質による影響の除去

- 農林水産業の生産活動を再開する上で、放射性物質の影響は深刻であり、農林地などの除染技術の開発及び確実かつ迅速な除染の実施により、放射線量を低減させるとともに、被災した農林水産業施設等の早期復旧を行うことにより生産基盤を整備し、農林水産業の再生を図る。
- 農用地については、長期にわたる避難により荒廃していることから、水路・農道等の農業用施設の復旧・機能回復と併せて、土壌改良資材・たい肥の投入等による地力回復対策を講じるなど、農業の生産活動を再開できる条件を回復させることを目指し、一体的で確実な対策を実施する。
- また、農用地だけでなく、水路や畜舎などの施設についても除染実施計画に従って除染を行う。さらに、除去土壌等の減容化を行うなど、除去土壌等の発生抑制に配慮する。
- 営農再開に向け、食品中の放射性物質が基準値以下である安全な農産物が生産できることを確認するための作付実証（稲の作付制限区域で実施する稲の試験栽培を含む。）や、除染等による地力低下等が懸念される中で収量・品質を確保するための肥培管理等の手法を検証するための作付実証の取組を進める。
- さらに、除染と一体的に土地改良事業を行うことが効率的・効果的である場合には、そうした取組を進める。
- 除染が終了し、将来、営農が再開される見込みのある農地（市町村除染地域は除染前を含む。）において、除草等の保全管理、地力増進作物の作付や肥料・土壌改良資材等の施用等の土づくり、営農再開に必要な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組等を進める。
- 収穫後の放射性物質汚染防止対策を各地域の状況に応じて効果的に行うとともに取組を徹底するため、汚染防止対策の実施・指導に係る取組を推進する。また、農産物の放射性物質による交差汚染を防止するため農機具（コンバイン・乾燥機・籾すり機等）の分解清掃等の対策を実施する。
- 森林については、まずは住居等近隣の森林の除染を速やかに実施しつつ、住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、適時・適切に対策の見直しや充実を検討するとされており、一日も早い対応方針の決定と推進に向けて、県としても汚染状況の調査や伐採による実証試験結果の提供などを行っていく。

- 農林水産業に係る詳細かつ継続的な環境モニタリング（空間線量、農林地土壌、農業用水、海洋・河川・湖沼、定時降下物）の実施や汚染状況マップの作成等により、検査結果を随時情報発信し、農林水産業を取り巻く環境回復へ向けた取組等の実態について国民の理解を得る。なお、農林漁業者の作業時の被ばく管理が必要な場合があるため、これらを考慮するとともに、農林漁業者の生産意欲の増進に向けた安定的な人材育成等の取組を推進することとする。
- 農地土壌の放射性物質濃度のモニタリングを継続するとともに、線量の低下により耕作可能となった農地であっても、農業用水の水源が警戒区域等立入が制限されている区域にある場合には、農業用水及び農業水利施設の放射性物質の測定を行うとともに、被災した農業水利施設については、速やかな復旧と維持・保全を行う。
- 本区域の沿岸・沖合において海洋環境及び水産物のモニタリングを継続的に推進するとともに、放射性物質の影響が比較的少ない魚種・漁場について正確な情報提供を行う。その上で、試験操業の実施など段階的な操業再開の取組を進め、採取された漁獲物のサンプル中における放射性物質の検査を支援するほか、安全性が確認された魚介類の流通・加工・販売について、地元水産加工業者等と連携のもと、その取扱量を拡大していく。

イ 生産基盤の確保・整備

- 原子力災害や東日本大震災による地盤沈下等の被害を受けた被災地とその周辺地域とを一体的に整備し、効率的かつ効果的に復旧・復興対策を実施することにより、被害を受けた福島県の農業が速やかに復興・再生できるよう、農地・農業用施設、集落道等の整備を総合的に実施する。
- 被災した農地・農業用施設の早期復旧を図る。
特に、津波被害を受けた沿岸地域においては、農業者や関係する市や町と緊密な連携の下、担い手への農用地利用集積とほ場の大区画化を進め、生産基盤の再生に取り組む。
- 国による、農林水産業の生産・販売活動の再開に向けた取組と連携しながら、農林漁業用施設の復旧や農地の地力回復を含めた生産基盤の整備を進める。
- 農道や集落道についても、農業生産の振興や地域の復興に不可欠であることから、生産基盤整備の中で一体的に整備を進める。
- ダム・ため池や農業用水路などの農業水利施設については、農業生産の基盤であるほか、防火用水や環境用水としての利用など地域の安全・安心な生活環境にも寄与する公共の用に供する施設

であることから、当該施設の機能を回復するための施策及び耐震化・長寿命化・管理の省力化を図る。また、施設の管理を担う土地改良区は、賦課金の徴収不能、組合員の分散等により、正常な組織運営ができなくなっていることから、帰還後の事業再開に向けた組織運営等の維持・強化に係る対策も併せて行う。

- さらに、ダム、ため池や農業用水路等の農業水利施設に堆積した土砂について、放射性物質が含まれる場合には、堆積土砂の流出防止等の対策を講じるほか、放射性物質の農地や河川、湖沼、海洋への拡散を防ぐため、流入防止対策工や新たな取水対策等を講ずることとし、国と連携して進める。
- 農業水利施設等の公共の用に供する施設について、施設の点検、清掃、軽微な修理及び修繕など、機能回復のための対策を国と連携して進める。
- 漁業については、まずは、地域の漁業の復興に向けた計画策定を支援するとともに、漁港、養殖施設、水産業関連施設等の復旧を行い、速やかな操業再開につなげる。
- 漁場生産力の維持回復のため、漁場に堆積した壊れた建物等の除去を行うとともに、漁業者グループが行う取組を支援する。
- 森林については、公益的機能の維持・増進並びに被災地の復興を図る観点から現地の状況に応じた間伐等の森林整備を、国・市町村・森林所有者等と連携して推進する。
- 林道については、森林の整備や山村地域の生活に供する林道など重要な路線から、順次、整備・復旧を図る。
- 津波等により被害を受けた海岸保全施設や海岸防災林については、帰還する住民の安全確保のため早急に復旧するとともに、堤防の嵩上げや減災を図るための林帯幅の拡大も検討したうえで復旧整備を行う。

なお、海岸防災林の再生、林地崩壊箇所の復旧整備等については、国と連携を図りながら進める。

- 畜産業の再開のため家畜の導入や後継者等若年層の避難による労力不足を補うため、共同利用畜舎の建設や協業化を推進する。

ウ 安全な農林水産物の生産と消費者の信頼確保

- 風評を払拭し、安全・安心な農林水産物の生産と安定的な供給を確保するため、国や市町村及び関係団体等と連携し、農林水産物の検査体制を整備し、放射性物質濃度のモニタリング検査を実施する。

また、消費者の信頼確保に向けて検査結果の情報開示を徹底する。その際、風評を払拭する観点から、農林漁業者の取組と合わせ、国内はもとより海外へ向け継続した情報発信を行う。

- 本区域で生産された木材について、環境や健康への影響に対する不安が生じないように、立木や木材の調査を行い、製造業者や消費者の信頼向上に向けて調査結果を発信するとともに、国と連携して木材製品の安全性を確保するため、県による汚染状況の調査や伐採による実証試験結果の提供などを行っていく。
- 安全な農林水産物の消費拡大の促進等を図るため、地域産業6次化による付加価値の高い経営を確立し、販路拡大等の取組を行い地域ブランドの再構築を推進する。
- さらに、高い生産性と販売力に優れた種苗・種畜等の導入促進による生産の振興や太陽光等の再生可能エネルギーの活用を含めた植物工場等施設園芸の取組や、地域資源を活用した取組を進める。

エ 農林漁業者の事業再開に関する取組

- 農林漁業者の事業再開に向けては、避難を余儀なくされた担い手等に対する手厚くきめ細かな支援が必要である。帰還意思のある避難者が帰還するまでの一定期間、農地等の確保のための情報提供、営農支援など、農林水産業の維持・再開ができるような取組や、帰還した後の継続した営農等に向けた取組、さらに、他地域に移転して営農活動を再開するような取組に対し、きめ細かに対応する。
- 加えて、活力ある農山漁村の復興のため、農林水産業への新規就業機会の提供、人材の育成（研修の充実、経営基盤の強化、労働条件・労働環境の整備等）、農業法人等の雇用創出などに対する様々な取組を進める。
- 避難指示の解除や除染の終了等により営農再開が可能となった農地のうち、避難からすぐに帰還しない農家の農地等を、利用可能な状態で維持し、農家の帰還後の速やかな営農再開を可能とするため、地域の合意に基づき作業受託組織等が一時的に農地の管理耕作を受託し、水稻、大豆、飼料作物などの土地利用型作物等を栽培し管理耕作する取組等を進める。
- 地域農業を支える意欲ある担い手を確保するため、認定農業者の育成に加え、認定農業者等を核とした集落営農組織や農業法人の育成を進める。
- 拡大した鳥獣被害に対し、被害対策を実施する人材の確保を図るとともに、捕獲等による個体数の調整、追払い等による被害防除、緩衝帯の設置等による生息環境管理等の被害防止活動の実施、侵入防止柵の設置等の鳥獣被害防止施設の整備等の取組を進める。
- 放れ畜の捕獲に向けた柵等の整備、捕獲、マーキング等の取組を進める。

- 水稻、大豆、飼料作物などの土地利用型作物における大規模で効率的な生産体制構築のための大区画化・組織的経営による営農再開の取組を進める。
- 園芸作物における新たな栽培方法・品目への転換による営農再開の取組、大規模で効率的な生産体制構築のための大区画化・組織的経営による営農再開の取組を進める。
- また、放射性物質をはじめとした周辺環境や気象の影響を受けにくい植物工場、大規模施設園芸、協業化による畜産経営体の育成など新たな生産方式の導入を推進するとともに、再生可能エネルギーの積極的な活用を図る。
- 県は、食用作物の生産に不安を抱える地域を対象に、資源作物等のエネルギー利用についての推進方針を策定するため、福島県バイオマス活用検討委員会を設置する。
- 営農再開時には、花きや資源作物をはじめとした非食用作物への転換を検討するとともに、導入の転換を図る。
- 森林整備や木材生産の再開・回復を図るため、間伐材等の木質バイオマスを原料とした発電や熱利用施設の整備と燃料となる木材の供給を支援し、森林資源の有効活用を促進する。
- 事業再開を希望する漁業者に向けて、漁船・漁具等を復旧し、共同利用漁船導入などの支援を行い、漁船の共同利用による協業化、低コスト化、栽培漁業や資源管理型漁業の推進により水産資源の安定的な利用と収益性の高い活力ある漁業経営体の育成を図る。

オ 研究拠点「福島県浜地域農業再生研究センター(仮称)」の整備

- 避難地域等における営農再開・農業の再生を図るため、実証研究や技術支援、先端技術の調査研究を行う「福島県浜地域農業再生研究センター(仮称)」を整備する。

カ 原子力損害賠償に関する支援

- 農林漁業者が被った原子力発電所事故に起因する全ての損害に対する賠償が迅速かつ円滑に進められるように、市町村、関係団体等と連携して、国への要請や東京電力株式会社への要求を行うとともに、農林漁業者・団体等による損害賠償請求に関する支援に取り組む。

キ 区域外での事業再開

- 被災地から他の地域へ移転せざるを得ない被災農業者等に対し、各市町村、農業関係団体等の協力のもと、故郷への思いに誠実に応えながら、原子力災害に対する様々な取組の実施状況や各種支

援策等に関する情報提供のほか、農山漁村地域における農用地、雇用、住まい等に関する受入情報の提供、経営が安定するまで長期間を要する畜産業の開始に伴う施設建設や家畜導入などへの支援、荒廃農地を再生し営農活動を再開するまでの取組への支援、漁船や施設・設備等の復旧に対する助成、融資等、営農の再開に向けた支援を行う。

- また、警戒区域等の漁業者の生産活動の再開に向けて、本県海域における警戒区域外の他の漁場による操業を検討する。

ク 生産活動等の維持のための取組

- 本区域で農林業を継続することができるよう、非食用作物の栽培や木質系震災廃棄物、木材加工時に発生する樹皮（バーク）、未利用間伐材等のエネルギー利用など地域に存在するバイオマス（動植物などから生まれた生物資源の総称）を活用することとし、そのために必要な取組を進める。
- きのこと生産者が生産を継続できるよう、安全な原木の供給量を増加させる取組を進めるとともに、原木の購入や放射性物質の影響を受けない栽培施設等の整備への支援を行う。また、産地の再生のため、きのこ原木等の放射性物質の継続的な調査、安全性証明システムの検討、放射性物質の影響を低減させる栽培技術の普及等を行う。
- 暫定許容値を下回るたい肥の地域内循環利用を促進するとともに、暫定許容値を超過した自給飼料やたい肥等の農林業系廃棄物等、原子力発電所事故当時に使用していた農業用被覆資材等の適切な処理を進める。
- 木造住宅の建築の促進や公共施設における県産材の積極的使用などの取組を行う。

2 中小企業等

(1) 現状と課題

- 原子力災害に起因する放射性物質の拡散により、中小企業等の事業者は深刻かつ甚大な被害を受けており、事業活動のみならず、健康や暮らしなど、あらゆる面で深刻な状況に置かれている。
- 区域の見直しにより避難指示が解除されても、取引先や顧客となる住民、企業等の帰還には時間を要することから、厳しい経営環境が続いている。また、震災前に雇用していた従業員が戻らない、新規の求人をしても応募がない等、事業活動を継続する上でも支障が生じている。
- 特に震災前の双葉郡においては、原子力発電所及びその関連産業が、就業者数、域内総生産ともに大きな割合を占めるなど最大の基幹産業となっていた。当該産業により生み出されていた約1万人の雇用の多くが震災により失われたという現状にあるため、住民の帰還に向け、これに代わる新たな雇用の創出が必要である。
- 製造業においては、敷地内の除染や従業員の健康への配慮が必要となるほか、放射線検査結果の開示を求められたり、食品製造業等においては風評による取引への影響が出ている。
- さらに、小売業・サービス業においては、一部に復興需要が見られるものの、住民の避難による顧客の激減、商圈の喪失、風評による売上の減少や単価の下落等のため、先行きは不透明である。
- このような状況にあることから、事業の再開に踏み切れなかったり、他県等に移転・流出する事業所も生じている。

(2) 取組の方向

- 除染をはじめ総合的な放射線対策等の促進を支援しながら、正確な情報発信と安全性のPR等により、まずは事業者や住民の安全・安心を確保するとともに、帰還を促進する。
- 事業再開に不可欠な施設・設備等の復旧費用等の補助や仮設店舗・工場の活用、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」という。）や特措法の課税の特例措置等を活用し、事業者の事業再開・継続や企業の新規立地等を促進し、雇用の受け皿をつくる。
- 事業再開した事業所等の経営の安定化や経営基盤の強化を図り、事業者の廃業や県外流出を防止する。
- 放射線検査体制を充実させ、検査結果と安全性を公表する等により、風評を払拭するとともに、ブランド力を回復させ、販路を拡大する。

- 再生可能エネルギー関連産業など、本県の復興をけん引し、次の世代をリードする新たな産業を創出するとともに、企業立地補助金等の活用により事業所の新增設を促進し、原子力関連産業に代わる新たな雇用の受け皿の確保を図る。
- 長期避難により甚大な被害を受けた商業機能の回復やまちづくりのための取組を行う。
- これら既存事業者の再開促進による産業基盤の回復や新産業の創出、事業所の新規立地等に加え、廃炉産業、除染作業、インフラ復旧のための公共事業等も含め、失われた雇用の場の回復を図るとともに、ハローワークと連携した効果的な就職情報の提供等による就労支援を行う。

(3) 取組の内容

ア 事業再開・経営再建

- まず、避難した顧客や従業員の帰還を促進するための生活環境の回復及び事業活動環境の回復を図ることが急務であり、国、市町村が行う除染が促進されるよう、除染を行う事業者の組織化や資金繰りなどを支援する。除染を推進し事業者の事業再開を促進することで流出を防止し、雇用の場を確保する。
- 事業者を取り巻く経営環境が震災前と比べ大きく変化していることから、休止又は避難中の事業者の再開状況や就労の現状、既存施策の活用状況、事業再開の阻害要因等の実態を把握するとともに、商工会等の中小企業支援機関や市町村、国等と連携し、専門家を活用しながら、事業再開を検討している事業者等に対する継続的できめ細かな経営相談を実施する。
- 県単独で行う「中小企業等復旧・復興支援事業」補助金や国と連携し行う「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」（以下「グループ補助金」という。）により、事業再開に不可欠な施設・設備等の復旧費用及び借り上げ費用等を補助することで、事業者の早期再開を促進する。
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が整備し、市町村を通じ無償で貸与する仮設店舗・工場等(旅館・ホテル事業者向け仮設施設を含む。)を活用し、市町村や商工団体と連携しながら、事業者の早期再開を促進する。
- 原子力災害に伴い移転を余儀なくされ、又は避難解除等区域で事業を再開・継続する中小企業等に対する「特定地域中小企業特別資金」により、事業再開・継続に必要な資金を迅速に供給し、事業者の早期再開を促進する。

- 自主的な除染に係る費用を始め、事業者が被った原子力災害に起因する全ての損害に対する賠償が迅速かつ円滑に進められるよう、市町村、関係団体等と連携して、国への要請や東京電力株式会社への要求を行うとともに、事業者・団体等による損害賠償請求に関する支援に取り組む。

イ 事業継続・経営基盤の回復

- 原子力災害に伴い移転を余儀なくされ、又は避難解除等区域で事業を再開・継続する中小企業等に対する「特定地域中小企業特別資金」や原子力災害等の影響を受けた中小企業者に対する「ふくしま復興特別資金」等の中小企業制度資金や「東日本大震災復興特別貸付」等を活用し、事業者の資金繰りを支援し、経営基盤の回復を図る。
- 福島県産業復興相談センター及び福島産業復興機構・東日本大震災事業者再生支援機構を活用し、震災前の債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の二重債務問題の解決に向けた取組を行う。
- 復興特区法や特措法による課税の特例措置等を活用し、事業者等の新增設や被災被用者の雇用を促進することで事業の継続・拡大を図る。
なお、課税の特例措置を十分に活用するとともに、その効果を検証し、より効果的な制度となるよう、国、市町村や経済団体等と連携しながら検討していく。

ウ 風評の払拭・ブランド力回復・販路開拓

- 正確な情報の提供により安全・安心や信頼を回復するため、県ハイテクプラザや商工団体等において、加工食品や工業製品等の放射性物質測定を実施するとともに、残留放射線測定機器の貸し出しを行う。
- 風評により低下した取引を回復・開拓するため、国内外に向け正確な情報を発信し、迅速・的確に安全性を PR することにより、国内外の信頼回復を図る。また、放射線の基準や影響に関する正しい知識の普及・啓発を促進し、加工食品や工業製品に関する風評を払拭し、安全・安心の確保とブランド力の回復を図る。
- 加工食品やアパレル関係など各分野の大規模展示会や商談会等への出展を促進するとともに、県外事務所等を活用した商品情報等の提供や企業からのニーズの把握により、販路開拓を図る。
- 首都圏アンテナショップ「ふくしま市場」及び「八重洲観光交流館」における催事やイベントの充実・強化やインターネットの活用により、県産品の効果的な情報発信と販売促進を行う。また、

これらのアンテナショップを活用し、県内事業者や市町村等が行うプロモーション活動を促進する。

- 住民が避難していることによる顧客の減少や取引停止など、事業環境の変化に対応するため、事業者のニーズに応じ、経営相談や物産展の開催等により、業種転換や新たな販路開拓等を支援する。

エ 新産業の創出・技術開発支援

- 住民が帰還する際に必要な、原子力関連産業に代わる雇用の受け皿を確保するためにも、新たな時代をリードする産業を創出していく。
- 長い日照時間や阿武隈おろしなど、再生可能エネルギーに関する地域資源が豊富であることを踏まえ、国や市町村、民間事業者等と連携し、被災地向け再生可能エネルギー発電事業への助成制度などを活用しながら、再生可能エネルギーの導入拡大を図り、産業化と雇用の創出につなげる。
- 独立行政法人産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究開発拠点（仮称）と連携しながら、研究開発を進める。また、産学官一体となり地域に存在するバイオマス（動植物などから生まれた生物資源の総称）などを活用した技術開発に取り組むとともに、スマートコミュニティ（情報通信技術により電力等を管理・制御された地域社会）の構築に向けた取組を促進する。

さらに、国の浮体式洋上風力発電の実証研究を契機とした関連産業の集積・育成をめざす。

- 再生可能エネルギー、輸送用機械、ロボット等に係る新たな技術開発について、「ふくしま産業育成資金」等の中小企業制度資金や、民間が設立したファンド（運用資金、基金）等を活用し連携を図りながら事業化を促進する。
- 除染をはじめ総合的な放射線対策等の技術、原子力発電所の廃炉に関連する技術など、原子力災害に関連する研究開発を行う企業等について、国や市町村等と協力しながら誘致を促進する。
- 県立テクノアカデミーによる人材育成をはじめ、大学や企業等と連携しながら、再生可能エネルギーや医療関連分野などの成長産業に対応できる、高度な知識と技術力を備えた産業人材を育成する。

オ 事業所等の新增設の促進

- 国、市町村等と連携し、トップセールスをはじめ、あらゆる機会を捉えて、企業立地補助金や復興特区法及び特措法に基づく課税の特例措置等を直接アピールするなど、積極的な企業誘致活動

を展開するとともに、既存企業の新増設を促進する。

なお、課税の特例措置を十分に活用するとともに、その効果を検証し、より効果的な制度となるよう、国、市町村や経済団体等と連携しながら検討していく。

- 工業団地造成利子補給金等により市町村等が行う工業団地の早急な整備と低廉な価格での分譲を促進する。

カ まちづくり支援・商業の回復

- 地震や津波などで被災した商店街の復興を促進するため、まちづくりに必要な専門家を派遣する等により、市町村や復興まちづくり会社等の多様な実施主体による復興まちづくりに関する取組を促進する。
- 被災地における広域的な商業機能を確保するため、ICT（情報通信技術）を活用した商業ネットワークや配送システム等の構築を図る。
- 日常の買い物が困難となっている地域において、商工団体や複数の事業者等による移動販売や共同配達など買い物利便性向上のための取組を促進する。
- 復興イベントの開催、空き店舗等の改修や賃料の補助等により、商店街のにぎわいづくりのための取組を行う。
- 商業・サービス機能の再生のため、市町村が進める商店街の核となる商業施設等の設置を促進する。

キ 雇用の創出・就労支援

- 帰還し就職を希望する方に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用、事業の再開や企業の新規立地等、新産業創出の促進等により、雇用の場を創出する。なお、廃炉作業、除染・インフラ復旧などにおいて一定規模の雇用が確保されることから、被災者の意向も踏まえながら、就労を促進していく。
- 国や市町村、民間企業等と連携し、復旧作業に従事する作業員等のための宿舎や仮設ホテル等の確保を推進するなど、就労環境の整備を行う。
- ハローワークと連携しながら、きめ細かな職業相談を実施するとともに、求人開拓、求人情報の提供等を行うほか、就職面接会等を開催する。
- 県内外の避難者への雇用については、専任の相談員による巡回就職相談を実施し、地元のハローワークと連携を図りながら、緊急雇用創出事業を含めた就職情報提供等を行うなど、帰還に向けた就職支援を行う。

- 被災離職者等の早期就職を実現するため、復旧・復興へ向けた県内産業の動向を踏まえながら、地域や企業のニーズにマッチした多様な職業訓練コースの提供を行う。
また、被災離職者等が安心して就業に必要な技能や知識を習得し早期就職が図れるよう、公的職業訓練受講者に対し訓練手当を支給する。
- 東日本大震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用維持のため休業等を実施した場合、休業手当の一部を助成する雇用調整助成金等により、雇用を維持する事業者を支援する。
- 各種産業施策による支援を受けて事業を開始・再開し、被災者を安定的な雇用で受け入れる場合、「ふくしま産業復興雇用支援事業」による助成を行う。
- 緊急雇用創出事業を活用しながら、自治体の直接雇用や民間企業・NPO への委託により、仮設住宅の見回りや子ども・高齢者のケアなど、様々な仕事づくりに取り組む。
- 「地域雇用再生・創出モデル事業」等により、高齢者、女性、障がい者、若者などに対し、安定的な雇用の場を生み出す。

3 観光振興等

(1) 現状と課題

- 震災前は、豊かな自然や沿岸部であるという地域特性を生かし、サーフィンやJヴィレッジやゴルフ場等を活用したスポーツツーリズムのほか、農林水産業と観光産業を組み合わせた地域産業6次化に関連した観光交流などが盛んな地域であった。
- 今回の原子力災害により、観光産業はもとより地域の伝統文化が途絶える可能性もあるなど、深刻な状況に置かれている。
- 観光産業は裾野が広く雇用創出効果も高いため、風評が長く続けば、地域経済に深刻な影響が生じる。
- 観光産業の復興のためには、観光施設の復旧だけではなく、広域的な人・物の交流を担う道路や鉄道の交通施設や公共施設の復旧・整備が不可欠である。
- また、当該地域には再生可能エネルギー関連産業などが集積される見込みであることを踏まえ、これらの資源を観光へ活用する「産業観光」等のニューツーリズム（新しいタイプの観光）など、本県観光の新たな魅力を確立し、交流人口を増やしていく必要がある。

(2) 取組の方向

- 観光事業者に対する事業再開と当該地域の伝統文化等をはじめとする観光資源の復興を促進する。
- 放射線検査体制の充実と合わせ、検査結果や安全性を分かりやすく公表・解説することにより、風評の払拭に努める。
- 観光振興の基盤でもある道路ネットワークについて必要な整備を推進するとともに、鉄道等について早期全線復旧を促進する。
- ニューツーリズム（新しいタイプの観光）など本県観光の新たな魅力を確立し、交流人口を増大させる。

(3) 取組の内容

ア 観光資源の復興支援

- 観光産業の復興のためには、観光・宿泊施設等の事業再開だけではなく、お祭りや文化・史跡など地域の観光資源の復興が不可欠であり、被災した文化財や歴史的建造物等の復旧、地域の伝統や文化を維持、復活させることで、地域の魅力を再興する。
- 観光産業の復興のためには、観光施設の復旧だけではなく、道

路や鉄道の交通インフラや公共施設の復旧・整備が不可欠である。広域的な人・物の交流を担い、地域間を連携する道路ネットワークについては、観光振興の基盤でもあることから、必要な整備を推進するとともに、無電柱化を進め、街なみの景観や都市防災機能を向上させる。また、JR 常磐線については、基幹的な交通基盤であり、観光インフラの再生にも資するため、国の適切な指導及び技術的支援を求めていくとともに、地元自治体や東日本旅客鉄道株式会社と連携を図り用地取得等を進め、早期全線復旧を促進する。さらに、鉄道網を生かした観光施策等を推進する。

イ 正確な情報発信

- 地域の観光資源の復興に合わせ、当該地域に対する根強い風評を払拭する必要があることから、国等と連携しながら、当該地域の正しい情報を国内外へ積極的に発信することで、風評の払拭と本県の現状に対する正しい理解の促進に努める。
- 市町村、民間企業等が行う風評の払拭に向けた取組に対して、県事業と連携しながら様々な取組を行う。

ウ 新たな観光資源を活用するニューツーリズム等の推進

- 国内外から観光客を再誘致するには、観光インフラの再生と正確な情報発信に加え、地域の理解を得ながら地域の観光資源を発掘し、これらを観光に活用することで地域の観光産業を再生することが重要であり、当該地域に集積する再生可能エネルギーやニュービジネスと観光を結びつけたニューツーリズム（新しいタイプの観光）について、国等と連携しながら、その創出又は定着を図る。
- ふくしまファンクラブによる情報発信や首都圏におけるふるさと情報の提供等を通じ、体験旅行、滞在型交流活動等の交流人口を拡大させ、定住・二地域居住につなげるとともに、東日本大震災を機に本県を応援・支援した地方自治体や団体等との新たな絆を生かした交流事業を展開する。
- 震災を風化させないための施設の観光資源としての活用を促進する。

第2 将来的な住民の帰還をめざす区域における取組

本計画において将来的な住民の帰還をめざす区域は、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示が継続している警戒区域、計画的避難区域とする。

当該区域は、その多くが中長期間にわたり帰還することが難しい区域であり、また、居住制限区域において例外的に認められる復興事業に資するもの等を除き事業活動が制限される区域であることから、避難先において営農や事業を再開・継続するための取組を重点的に行う。

なお、居住制限区域については、地域の経済基盤となる雇用の維持・創出に不可欠な事業や、復興・復旧作業に付随して必要となる事業として市町村長及び国の判断の下で例外的に事業再開ができることから、当該許可を受けた事業所については、「避難解除等区域における取組」により事業再開・継続等のための取組を行う。

また、区域見直しにより事業が再開できるようになった際には、国と連携しながら、「避難解除等区域における取組」により事業者の帰還に向けた取組を強力に行う。

1 農林水産業

(1) 現状と課題

- 多くの農林漁業者が、地震、津波の被害に加え、原子力災害により、事業再開や生活設計の見通しも立たず、長年築いてきた地域や家族の絆も自らの意思に反して引き裂かれるなど、将来への強い不安を感じながら不自由な避難生活を強いられている状況にあり、復興の第一歩が踏み出せない状況にあることから、関係者が一体となり産地の再生及び持続的発展に向けて取り組んでいくことが重要である。
- 農林地、農業水利施設、漁場等は放射性物質により汚染されており、立ち入りも制限され、作物の作付け、家畜の飼養、漁業等の営農活動等もできず、農林水産業の生産活動の見通しが立たないなど深刻な状況となっており、これらの対策が急務である。
- 農林地、漁場等については、放射性物質に汚染されているうえ、長期にわたる避難により荒廃しており、農林地、漁場等における放射性物質の動態の解明も遅れている。
- 森林については、まずは住居等近隣の森林の除染を速やかに実施しつつ、住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、適時・適切に対策の見直しや充実を検討するとされており、一日も早い対応方針の決定と推進に向けて、県としても

汚染状況の調査や伐採による実証試験結果の提供などを行っていく必要がある。

- さらには、農地に対するイノシシ等の野生鳥獣の被害が大きくなっているため、営農再開のための新たな対策が必要である。
- また、地震・津波により農林水産業施設等が被災しているうえ、避難や放射性物質の影響により復旧作業が遅れている状況にあることから、国による除染と連携しつつ、早期の復旧を図る必要がある。
- 水産業については、地震・津波により漁港等の施設に甚大な被害が発生したことに加え、水産物から食品衛生法に基づく基準値を超える放射性物質が本区域に限らず検出されている。
現在も多く魚介類から基準値を超える放射性物質が検出されていることから、原子力発電所近傍の旧警戒区域における放射性物質検査を継続させる必要がある。
操業自粛が継続していることから、関係者が一体となり産地の維持発展に向けて取り組んでいくことが重要である。
- 農林地や漁場等の汚染による出荷制限や操業自粛、さらには、風評等により事業再開の見通しが立たない状況の中、担い手の生産意欲の減退が憂慮される。
- 当該地域の復興を成し遂げるためには、本県の基幹産業である農林水産業の再生が急務となっており、国・市町村・関係団体等と連携し、営農再開・継続に向けてきめ細かな取組を行い、農林水産業の再開及び持続的に発展するための取組が必要である。

(2) 取組の方向

- 当該地域は、高濃度の放射能汚染という大きな課題を抱えており、それを克服して復興及び再生を果たしていくためには、住民が帰還する意欲を持てるような各種施策が必要であるため、関係市町村の意向を踏まえながら、必要な措置を講じていく。
- 国による除染の実施と連携しながら、住民の帰還に向け、被災した農林水産業施設等の早期復旧を行うことにより生産基盤を整備し、農林水産業の再生を図る。
- また、農林水産業に係る詳細かつ継続的な環境モニタリング調査の実施等により、検査結果を随時情報発信し、環境回復へ向けた取組等の実態について国民の理解を得る。
- 放射性物質の汚染により利用が困難となった農林業系廃棄物等の国による処理については、早急な対応が求められており、国と連携しながら処理を進める。
- 再生可能エネルギー等を活用した農林水産業の再生と生産性の

- 向上のための取組を確立し、安定した農林水産経営の実現をめざす。
- 避難している農林水産業者に対して、国・市町村・関係団体等と連携し、営農再開・継続に向けてきめ細かな支援を行っていく。

(3) 取組の内容

＜当該区域における復興及び再生に関する取組は、区域見直しにより事業が再開できるようになった際には、「避難解除等区域における取組」により行う。＞

ア インフラ復旧

- 帰還困難区域及び居住制限区域内の農用地、漁場及び農林水産施設等の復旧や、農道その他のインフラ、農林水産施設等の適切な維持管理や防犯・防火その他のために必要な措置を講ずることとする。

イ 担い手支援

- 避難している農林漁業者に対しては、帰還するまでの一定期間、農林水産業の維持・再開ができるような取組や農山漁村の受入れ情報の提供を行い、避難先に残る者に対しても、移転先の情報提供や営農支援を行う。
- さらに、避難先での就農等の支援を行うとともに、放射性物質に汚染された農地の確実な除染や適切な復旧を行うなど、被災地域での営農再開に向けた取組を進め、帰還した後も安定した経営が継続できるようきめ細かな対応を行う。
- 被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、避難先等での新たな農地等の確保、初期生産資材等の導入に対する助成、新たな作目や新たな生産方式の導入、農業制度資金の融通や技術指導の支援を行う。

ウ 農林業系廃棄物等の処分

- 震災時に地域に存在していた飼料、たい肥等の農林業系廃棄物等を国が処分するに当たり、市町村と連携して情報提供等の調整を行うことにより、農業の再開の円滑化・早期化に資する。

エ 森林の整備・保全

- 住民の立ち入りが厳しく制限されている当該地域の森林から、下流域への土砂の流出を防ぐため、適正な森林の整備・保全対策の実施、土砂流出防止対策の実施について国と連携しつつ検討し

ていく。

また、山火事の発生による森林からの放射性物質の再拡散を防止するため、山火事発生時の対応について国と連携しつつ検討していく。

- 帰還困難区域などを含む地域の森林を再生していくため、市町村の意向を踏まえ、国と調整を行いながら森林の整備・保全に関する諸施策を実施していく。

2 中小企業等

(1) 現状と課題

- 原子力災害に起因する放射性物質の拡散により、中小企業等の事業者は深刻かつ甚大な被害を受けており、原子力災害から2年が経過したが、帰還困難区域が設定されるなど、事業活動をはじめ、あらゆる面で深刻な状況が続いている。
- 避難先においては、復興住宅や長期避難者等の生活拠点の検討状況も踏まえながら、商業やサービス業等の事業再開・継続を支援する。また、区域の見直しにより帰還できる状況となった際には、帰還するための強力な支援策が必要である。
- 避難先での事業再開・継続を行う場合でも、震災前からの取引先と継続的に取引できないケースもみられることから、新たな販路の開拓や顧客の獲得に対する支援が必要である。
- 商業やサービス業などについては、既存の事業者との競合等も想定されることから、避難した事業者の希望も踏まえながら、業種転換や新たなスキル（技能）の修得等に対する支援も必要である。
- 避難者に対しては、避難先における雇用の場の確保が必要である。
- 本区域の事業所内にそのまま放置されている原材料や製造品等については、放射線量が高い可能性があることから、廃棄処分する際には、適切に取り扱う必要がある。

(2) 取組の方向

- 帰還困難区域など、将来的な住民の帰還をめざす区域の特殊性を踏まえ、仮店舗や仮設工場などによる事業再開・継続を支援する。また、復興住宅や長期避難者等の生活拠点の検討状況も踏まえながら、商業やサービス業等の事業再開・継続を促進する。
- 地域コミュニティを維持し、住民が安心して暮らすため、商業機能を確保していく。
- 顧客・取引先の喪失など、事業者を取り巻く経営環境が大幅に変化していることから、経営相談や職業訓練等を活用しながら、事業者のニーズに応じ、業種転換や新たなスキル（技能）の習得等を支援し、事業再開・継続を促進する。
- 本区域の事業所内にそのまま放置されている原材料や製造品等については、放射線量が高い可能性があることから、廃棄処分する際の適切な処理方法について、国や市町村と連携し、検討する。

(3) 取組の内容

ア 避難先において行う取組

当面は、県内外の避難先における事業者の事業再開・継続と失業者の就労支援等に取り組む。また、避難者を受け入れている市町村に対する配慮も併せて行う。

(ア) 事業再開・経営再建

- 避難先での事業再開・継続にあたっては、特有の様々な経営課題を解決する必要がある。事業再開のための補助や仮設店舗・工場の活用、資金繰り支援等により事業再開・継続を促進し、避難者等の雇用の場を確保する。
- 商工団体等の中小企業支援機関や市町村、国等と連携し、専門家を活用しながら、事業再開を検討している事業者及び事業再開した事業者等に対する継続的できめ細かな経営相談を実施する。
- 県単独で行う「中小企業等復旧・復興支援事業」補助金や国と連携し行うグループ補助金により、避難先等における空き工場・空き店舗等の借り上げ費用や事業再開に不可欠な施設・設備等の復旧費用を補助することで、事業者の早期再開を促進する。
- 中小機構が整備し、市町村を通じ無償で貸与する仮設店舗・工場等(旅館・ホテル事業者向け仮設施設を含む。)を活用し、市町村や商工団体と連携しながら、事業者の事業再開を促進する。
- 原子力災害に伴い移転を余儀なくされた中小企業等に対する「特定地域中小企業特別資金」により、事業再開に必要な資金を迅速に供給し、事業者の早期再開を図る。

(イ) 事業継続・経営基盤の回復

- 原子力災害に伴い移転を余儀なくされた中小企業等に対する「特定地域中小企業特別資金」や、原子力災害等の影響を受けた中小企業者に対する「ふくしま復興特別資金」等の中小企業制度資金や「東日本大震災復興特別貸付」等を活用し、事業者の資金繰りを支援し、経営基盤の回復を図る。
- 福島県産業復興相談センター及び福島産業復興機構・東日本大震災事業者再生支援機構を活用し、震災前の債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の二重債務問題の解決に向けた取組を行う。
- 復興特区法や特措法による課税の特例措置等を活用し、事業者等の新增設や被災被用者の雇用を促進することで事業の継続・拡大を図り、避難者や受入自治体の住民の雇用の場を創出する。

なお、課税の特例措置を十分に活用するとともに、その効果を検証し、より効果的な制度となるよう、国、市町村や経済団体等

と連携しながら検討していく。

(ウ) 風評の払拭・ブランド力回復

- 正確な情報の提供により安全・安心や信頼を回復するため、県ハイテクプラザや商工団体等において、加工食品や工業製品等の放射性物質測定を実施するとともに、残留放射線測定機器の貸し出しを行う。
- 風評により低下した取引を回復・開拓するため、国内外に向け正確な情報を発信し、迅速・的確に安全性を PR することにより、国内外の信頼回復を図る。また、放射線の基準や影響に関する正しい知識の普及・啓発を促進し、加工食品や工業製品に関する風評を払拭し、安全・安心の確保とブランド力の回復を図る。
- 加工食品やアパレル関係など各分野の大規模展示会や商談会等への出展を促進するとともに、県外事務所等を活用した商品情報等の提供や企業からのニーズの把握により、販路開拓を図る。
- 首都圏アンテナショップ「ふくしま市場」及び「八重洲観光交流館」における催事やイベントの充実・強化やインターネットの活用により、県産品の効果的な情報発信と販売促進を行う。また、これらのアンテナショップを活用し、県内事業者や市町村等が行うプロモーション活動を促進する。
- 住民が避難していることによる顧客の減少や取引停止など、事業環境の変化に対応するため、事業者のニーズに応じ、経営相談や物産展の開催等により、業種転換や新たな販路開拓等を支援する。

(エ) 商業の回復による避難者の利便性向上

- 避難を余儀なくされている住民が、避難先や今後設置が検討されている復興住宅や長期避難者等の生活拠点等において安心して暮らすためにも、商業機能を回復させる。このため、中小機構や市町村、商工団体等と連携しながら、仮設店舗等の設置や施設・設備等の補助、資金繰り支援などにより、商業・サービス業を営む事業者の事業再開・継続を促進する。

(オ) 雇用の創出・就労支援

- 避難先での就職を希望する方に対し、きめ細かな就職支援を行うとともに、緊急雇用創出事業の活用、事業の再開や企業の新增設、新産業創出の促進等により、雇用の場を創出する。なお、廃炉作業、除染・インフラ復旧などでも一定規模の雇用が確保されることから、被災者の意向も踏まえながら、就労を支援していく。
- ハローワークと連携しながら、きめ細かな職業相談を実施するとともに、求人開拓、求人情報の提供等を行うほか、就職面接会等を開催する。
- 県内外の避難者への雇用については、専任の相談員による巡回

就職相談を実施し、地元のハローワークと連携を図りながら、避難先の自治体で実施する緊急雇用創出事業を含む就職情報提供等を行うなど、避難先での就職支援を行う。

- 被災離職者等の早期就職を実現するため、復旧・復興へ向けた県内産業の動向を踏まえながら、地域や企業のニーズにマッチした多様な職業訓練コースの提供を行う。

また、被災離職者等が安心して就業に必要な技能や知識を習得し早期就職が図れるよう、公的職業訓練受講者に対し訓練手当を支給する。

- 東日本大震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が雇用維持のため休業等を実施した場合、休業手当の一部を助成する雇用調整助成金等により、雇用を維持する事業者を支援する。
- 各種産業施策による支援を受けて事業を開始・再開し、被災者を安定的な雇用で受け入れる場合、「ふくしま産業復興雇用支援事業」による助成を行う。
- 緊急雇用創出事業を活用しながら、自治体の直接雇用や民間企業・NPO への委託により、仮設住宅の見回りや子ども・高齢者のケアなど、様々な仕事づくりに取り組む。
- 「地域雇用再生・創出モデル事業」等により、高齢者、女性、障がい者、若者などに対し、安定的な雇用の場を生み出す。

イ 帰還に向けた取組

(ア) 居住制限区域における例外的な事業再開

居住制限区域については、地域の経済基盤となる雇用の維持・創出に不可欠な事業や、復興・復旧作業に付随して必要となる事業として市町村長及び国の判断の下で例外的に事業再開ができることから、当該許可を受けた事業所については、「避難解除等区域における取組」により事業再開・継続等のための取組を行う。

(イ) 区域見直しによる事業再開

＜当該区域における復興及び再生に関する取組は、区域見直しにより事業が再開できるようになった際には、「避難解除等区域における取組」により行う。＞

グループ補助金など補助事業や資金繰り支援により、事業者の帰還と再開を促進する。また、企業立地補助金や復興特区・特措法による課税の特例措置を活用した企業の新規立地等の促進、再生可能エネルギー関連の実証実験結果を生かした事業化による産

業の創出など、様々な取組を通じて、住民の帰還を促進するため、雇用を創出する。

3 観光振興等

＜当該区域における復興及び再生に関する取組は、区域見直しにより事業が再開できるようになった際には、「避難解除等区域における取組」により行う。＞

第3 県内全域における取組

原子力災害による避難指示等が出された区域以外についても、浜通り及び中通りでは、地震や津波からの復旧作業が続いている。また、県内全域にわたり、原子力災害に伴う除染をはじめ総合的な放射線対策等や風評の払拭のほか、新産業の創出や雇用の場の確保等が課題である。

そこで、農林地等の除染をはじめ総合的な放射線対策等や施設の復旧、営農や事業の再開・継続を促進するとともに、放射能に関する正確な情報発信や本県産品のブランド回復、販路拡大、観光プロモーションなど風評を払拭するための取組や、地域産業6次化や研究開発の促進等による本県産品の高付加価値化、再生可能エネルギー関連産業や医療関連産業など、今後、成長が見込まれる産業の創出、ニューツーリズムの推進や観光地の魅力の増進等のための取組を行い、新たな雇用を創出する。

1 農林水産業

(1) 現状と課題

- 原子力災害による放射性物質の拡散による影響は、県内全域に及んでいる。
- 農地、漁場等における放射性物質の動態の解明が遅れている。
- 森林については、まずは住居等近隣の森林の除染を速やかに実施しつつ、住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、適時・適切に対策の見直しや充実を検討するとされており、一日も早い対応方針の決定と推進に向けて、県としても汚染状況の調査や伐採による実証試験結果の提供などを行っていく必要がある。
- また、森林整備等に伴い発生する未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電や熱利用を推進する必要があるが、木質バイオマス発電施設や木材加工施設等の整備が急務である。
- 津波等により被害を受けた海岸防災林については、地域住民の安全確保のため早急に復旧する必要があるが、被害規模が大きいことから復旧には長期間を要する状況である。
- また、放射性物質に汚染され、農家や流通段階で滞留している、膨大な汚染された稲わらやたい肥等の農林業系廃棄物等が円滑に処理されていないことが問題となっており、迅速かつ適切な処分が求められている。
- 一部の地域では、稲の作付けができないなど、営農活動が制限さ

れており、稲以外の農林水産物についても、出荷制限や風評による取引停止、さらには販売価格の下落など、依然厳しい状況が続いていることから、迅速かつ確実な放射線対策や風評対策のための取組が必要である。

- きのか栽培のための原木やほだ木が放射性物質に汚染されており、生産に支障が出ている。
- 牧草から高い濃度の放射性物質が検出された地域においては、飼料の利用が制限されており、経営の安定を確保するためには、自給飼料の利用制限解除に向けて牧草地の削り取りや土壌改良材の施用と組み合わせた反転耕・深耕、吸収抑制対策など、確実な放射性物質対策（除染を含む。）を実施する必要がある。
- 経営体の避難や休業、家畜の処分等により家畜飼養頭数は大幅に減少している。また、放牧の自粛や強制乾乳等により繁殖成績悪化や乳量減少など生産性が低下しており、家畜導入や後継牛確保対策等により生産基盤の早期回復が必要である。
- さらには、農地に対するイノシシ等の野生鳥獣の被害が大きくなっているため、営農再開のための新たな対策が必要である。
- 農林地や漁場等の汚染による出荷制限や操業自粛、さらには、風評等により担い手の生産意欲の減退及びそれに伴う遊休農地の発生が憂慮されており、関係者が一体となり産地の維持発展に向けて取り組んでいくことが重要である。
- 地震・津波により農林水産業施設等が損壊しており、また、避難や放射性物質の影響により復旧作業が遅れている状況にあることから、早期の復旧が必要である。
- 水産業については、地震・津波により漁港等の施設に甚大な被害が発生したことに加え、水産物から食品衛生法に基づく基準値を超える放射性物質が検出されている。これまでのモニタリング結果から安全性が確認された一部の魚種と海域を限定した試験操業が始まるなど、操業再開に向けて踏み出したところではあるが、現在も多くの魚介類から食品衛生法に基づく基準値を超える放射性物質が検出され、操業自粛が継続していることから一日も早い操業再開が求められている。
- 農林水産物の検査体制の整備及び安全が確認された農林水産物の流通・消費のための取組が急務である。
- 本県の復興を成し遂げるためには、基幹産業である農林水産業の再生が急務となっており、国・市町村・関係団体等と連携し、営農及び操業再開・継続に向けてきめ細かな取組を行い、農林水産業の持続した発展を目指さなければならない。
- 東日本大震災及び原子力災害による被害を受けた、本県の農林水産業の復興及び再生を早期かつ円滑に進めるためには、新たな規制

の特例措置等の提案について検討を進める必要がある。

(2) 取組の方向

- 除染技術の開発及び確実な除染、吸収抑制対策の実施により、放射線量を低減させるとともに、被災した農林水産業施設等の早期復旧を行うことにより農林水産業の生産基盤の早期再生を図る。
- 農林水産業に係る詳細かつ継続的な環境モニタリング調査の実施等により、得られた検査結果を随時情報発信し、環境回復へ向けた取組等の実態について、県民はもとより国民の理解を得て風評を払拭する。
- また、安全な農林水産物の流通、消費の拡大及び販売価格の回復を図るため、農林水産物の放射性物質を徹底的に検査・分析し、農林漁業者の取組と合わせ、その情報を消費者に向けて分かりやすく情報発信する。
- 原子力発電所事故での放射性物質の拡散を原因とする作付・出荷制限の実害や風評により、本県の農林水産業は大きなダメージを受けていることから、第 6 章第 3 に記載する特例等を活用しながら、新品種育成による新たなブランド構築などを推進し、生産振興を図っていく。
- 放射性物質の汚染により利用が困難となった農林業系廃棄物等の処理については、早急な対応が求められており、国及び市町村と連携しながら処理を進める。
- 再生可能エネルギー等の活用を含めた、農林水産業の再生と生産性の向上のための取組を確立し、安定した農林水産経営の実現をめざす。
- 避難又は帰還している農林水産業者に対して、国・市町村・関係団体等と連携し、事業再開・継続に向けてきめ細かな支援を行い農林水産業の持続した発展をめざす。
- 農業経営の大規模化、組織・法人化による効率的かつ持続的な経営を再構築するとともに、再生可能エネルギーを活用した施設園芸等の取組をはじめ、地域産業 6 次化等の取組を支援し、それら産業の集積を図ることで、農林水産業を再生し雇用創出をめざす。

(3) 取組の内容

ア 放射性物質による影響の除去

(ア) 農林地等の除染をはじめとした放射線対策

- a 除染をはじめとした放射線対策に関する技術の開発・調査研究

の推進

- 環境放射線量などの現地状況に適応した技術の開発、新しい関連技術が評価され実際に活用されやすい仕組みづくりを進める。
- 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等において行われる、農林地等の除染技術、農林水産物等における放射性物質の移行制御技術等の開発、農林地等における放射性物質の動態の解明、農林地等の除染作業時の被ばく低減のための研究等と連携しながら農林水産業に関する放射線問題について研究を進める。
- 各生産環境内における放射性物質の分布及び動態等汚染実態の解明を進める。
- 農用地や森林等の除染、農林水産物の放射性物質の吸収抑制技術等の開発を図る。
- 森林の更新や間伐等、森林整備や木材生産が一体となった放射性物質低減技術の開発を図る。
- 県産材の放射性物質汚染対策技術研究開発を進める。
- 魚介類における体内への放射性物質の蓄積・排出機構の解明と、今後の放射性物質濃度の推移の予測と対策技術の開発を図る。
- 漁場等の汚染実態に対応した水産種苗生産や放流手法を検討する。

b 放射性物質の除去・低減

- 農用地については、新たな知見等を「福島県農林地等除染基本方針」に反映させながら、反転耕、深耕等と土壤改良資材施用などの地力回復措置を組み合わせ、放射性物質の効率的・効果的な除去・低減に努める。また、農業生産の再開に配慮した農用地等の除染を行うとともに、農地土壤の放射性物質濃度分布図の更新や安全な農業用水の確保対策により、安全・安心な農産物の生産を図り、農業生産性の向上を図る。
- 除染が終了し、将来、営農が再開される見込みのある農地（市町村除染地域は除染前を含む。）において、除草等の保全管理、地力増進作物の作付や肥料・土壤改良資材等の施用等の土づくり、営農再開に必要な農道及び用水路等の除草、清掃及び補修の取組等を進める。
- 安全な自給飼料を確保するため、牧草地の削り取りや土壤改良材の施用と組み合わせた反転耕・深耕、吸収抑制対策など、確実な放射性物質対策（除染を含む。）を進めるとともに、モニタリング検査を継続して実施し、効果を確認する。また、敷料等についても放射性物質による汚染の確認を継続する。

- 牧草等への放射性物質の移行の低減を図るため、吸収抑制対策や低吸収品目・品種への転換などに対して支援を行う。
- 収穫後の放射性物質汚染防止対策を各地域の状況に応じて効果的に行うとともに取組を徹底するため、汚染防止対策の実施・指導に係る取組を推進する。また、農産物の放射性物質による交差汚染を防止するため農機具（コンバイン・乾燥機・籾すり機等）の分解清掃等の対策を実施する。
- 森林については、まずは住居等近隣の森林の除染を速やかに実施しつつ、住居等近隣以外の森林については、関係省庁が連携して調査・研究を進め、適時・適切に対策の見直しや充実を検討するとされており、一日も早い対応方針の決定と推進に向けて、県としても汚染状況の調査や伐採による実証試験結果の提供などを行っていく。
- 加えて、放射線の影響低減を含む作業者の安全の確保と効率的な作業が可能な林業機械の導入を支援する。
- 森林組合に対しては、森林施業の集約化への積極的な取組など、地域の森林管理主体としての役割を果たすことができるよう、その活動強化を支援する。
- 森林の再生に向け、森林組合等による活動が、迅速かつ円滑に進むよう支援を行う。
- さらに、森林整備等に伴い発生する未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電や熱利用を推進する。
- 農用地等に汚染が拡大することを防ぐため、農業用ダム・ため池、農業用排水路等における放射性物質の除去・隔離対策を推進するとともに、農用地等への放射性物質の流入防止策の普及・啓発を推進する。
- 放射性物質による農作物等への影響を低減するため、適切な肥培管理による吸収抑制対策等を推進するとともに施設化を推進する。
- 樹園地等においては、老朽園地を中心とした改植の促進等により放射性物質の低減対策を強化するとともに、改植の促進にあたっては、気候温暖化に対応した品種や系統の導入、施設化による作型拡大や樹種複合化、多品種栽培等を進める。
- c 安全な農林水産物の生産に向けた技術の普及と情報発信**
 - 農用地や森林、漁場等の汚染実態を踏まえた除染等の対策や吸収抑制対策技術等に関する技術普及に取り組むとともに、安全な農林水産物の生産へ向けた取組等の情報を県内外に情報発信する。
- d 畜産の安全性確保に向けた技術の改善**
 - 牧草地の削り取りや土壌改良材の施用と組み合わせた反転

耕・深耕、吸収抑制対策など、確実な放射性物質対策（除染を含む。）や安全な飼料の確保と給与等の取組を改善・強化するとともに、安全性が確認された牛の計画的な出荷・と畜を進める。

(イ) 農林業系汚染廃棄物等の適正処分及び有機性資源としての利活用

放射性物質に汚染された廃棄物が、県民等の生活や周辺環境へ影響を与えることがないように適切な処理を促進する。

a 放射性物質に汚染された農林業系汚染廃棄物等の適正な処分

- 農家や流通段階で滞留している膨大な汚染された穀物などの農産物、稲わら、米ぬか、もみ殻、せん定枝など副産物や、農業資材、牧草、たい肥、廃ほだ木、樹皮（バーク）等を処理する施設の設置について、国、市町村と協議を進め、農林業系汚染廃棄物等の適正な処分を推進する。

b 国や県内市町村と連携した、災害廃棄物、土砂等の適正な処理

- 災害廃棄物、復興・復旧工事等の廃棄物、農業水利施設に堆積する土砂等の適正な処理等について、国や市町村と連携して取り組む。

c たい肥等有機性資源の循環利用の推進

- たい肥や稲わら等有機性資源の循環利用を促進するために、放射性物質の検査を実施するとともに、安全性が確認されたものが積極的に使用されるよう必要な取組を行う。

d バイオマスなど再生可能資源の効果的な活用

- 県は、食用作物の生産に不安を抱える地域を対象に、資源作物等のエネルギー利用についての推進方針を策定するため、福島県バイオマス活用検討委員会を設置する。
- 民間事業者や市町村が行う間伐材等木質バイオマスを燃料とした発電や熱源供給施設の整備を支援し、森林資源の有効活用を促進することにより、林業・木材産業の振興を図る。

加えて、農業水利施設を利用した小水力発電については、農業農村整備事業において、これまで整備した施設への小水力発電導入の可能性の有無について、県や市町村、土地改良区等が調査・検討を行う。なお、小水力発電の導入を促進させるため、迅速かつ円滑に事業が実施できるよう支援する。

イ 安全・安心な農林水産物の安定供給

(ア) 放射性物質検査の実施及び安全性の確保等

a 検査体制の整備

- 国と連携し、県内市町村、事業者及び関係団体等に対し、農林水産物・食品（加工品）の放射能に対する安全管理が、生産・流通の各段階で適切に実施されるよう、原料、製品及び施設設備等における放射性物質の測定等に関して、検査機器の導入や

検査の円滑な実施などの体制整備を図る。

- 検査体制の整備にあたっては、長期的視点に立ち、安全な農林水産物の安定的な供給のため、農林水産物等の放射性物質の継続的な検査を実施する。
- また、消費者の安全・安心の一層の確保に向け、消費段階において、住民が持ち込んだ食品等の市町村による放射性物質検査体制の整備を進めるため、放射性物質検査機器の貸与等の措置を講ずる。
- 沿岸漁業における試験操業の取組を拡大し、本格的な再開を図るため、産地魚市場等の放射性物質検査体制の整備を支援する。

b 検査の実施

- 食品衛生法に基づき、放射性物質の基準値以下である安全な県産農林水産物を出荷・流通させるため検査を実施する。
- 県産牛肉に対する信頼確保に向けて、放射性物質の全頭検査を当面継続するとともに、基準値を超える米が流通、販売又は食用に供されることを防ぐため、県の管理の下、県内で生産された全ての米を対象とした全量全袋検査を推進する。
- 安定的な農業生産基盤を維持確保するため、国と連携し、土壌や農業用水、飼料、肥料等の放射性物質濃度の検査を行い、汚染の実態把握を進める。
- 県産材に対する環境や健康への影響に不安が生じないように、立木や木材の調査を行い、製造業者や消費者の信頼向上に向けて調査結果を発信するとともに、国と連携して木材製品の安全性を確保するため、県による汚染状況の調査や伐採による実証試験結果の提供などを行っていく。
- 安全なきのこの生産に必要な原木等生産資材を確保するための取組を支援するとともに生産資材等の検査による安全性の確認を継続する。
- また、消費者、生産者、流通業者等に対して放射線や健康影響等に関する正しい知識の普及・啓発等を国・市町村・関係団体と連携して行う。

c 情報提供

- 消費者や取引先等の信頼を確保するために、食品中の放射性物質の人体への影響についての正確な情報を提供し理解を促進する。また、県産の農林水産物等の安全確認の検査の実施状況や検査結果について正確な情報を提供し、消費者等が適正に判断できるよう、より一層丁寧な情報発信していく。
- 消費者等の信頼確保に向けて、放射性物質吸収抑制対策等が盛り込まれた農業生産工程管理（GAP）や情報の「見える化」

可視化対策等の取組を推進するとともに、これらの取組を支援するための体制を構築するため、営農指導に従事する県・農協職員等を対象とした JGAP 指導員の資格取得など GAP の指導者育成を促進し、より高度な GAP へのステップアップをめざす産地を支援する。

- 栽培きのこについては、「安心きのこ栽培マニュアル」等に基づく栽培技術の普及を図るとともに、生産者情報や栽培工程に関する情報発信を支援する。

d 農林水産物に対する出荷制限指示の円滑な実施

- 農林水産物に対する出荷制限などの指示の円滑な実施を確保する。また、放射性物質の基準値を超えた農林水産物が発生した場合には、生産者等に対し、その低減に向けた支援を行うとともに、基準値を安定して下回る農林水産物の制限解除のための調査を継続する。

(イ) 消費拡大のための取組

a 農林水産物の風評対策及び消費拡大の促進

(体制整備)

- 消費者等の安心と信頼の確保につなげるための検査結果の公表及び見える化対策など新たな安全管理システムの導入、流通段階での買上調査の実施、食品中の放射性物質の摂取の実態把握、立木の放射性物質濃度の検査の推進を行うとともに、これらの放射性物質による汚染の実態把握を進めるほか、長期的なフォローアップのための体制を整備する。

(理解促進)

- 国と連携し、食品中の放射性物質に関する基準値等について、消費者や流通業者等がその意味を正しく理解できるよう、その設定根拠や安全性をあらゆる手段により丁寧かつ分かりやすく説明するなど、万全の対策を進める。
- さらに、消費の回復に繋がるよう、各種施策を通じて一層の安心と理解を得ながら農産物等の地産地消を推進する。
- 加えて、国と連携し、消費者、生産者、流通業者等に対して放射線の基準や健康影響等に関する正しい知識の普及・啓発等を行うとともに、県内外において、消費者と専門家が共に参加する意見交換会の開催を進める。

(情報発信)

- 農林水産物の安全性の向上や消費者の信頼の確保のための対策、安全な農林水産物の消費拡大、地域産業 6 次化の更なる取組等を進め、販路拡大や新たな福島ブランド構築等の取組を行うとともに、販路拡大等に取り組む市町村や事業者等と一体的かつ総合的に連携し、風評の解消に向けた取組を進める。

- 「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大や県内直売所、首都圏量販店等におけるトップセールスや販売キャンペーン等を通じて、本県産農林水産物を積極的に PR する。
- テレビ、電車内広告、新聞、インターネット等のあらゆる媒体を活用して、本県産農林水産物の安全性を PR するとともに、首都圏における参加型シンポジウムやパブリシティ活動（新聞やテレビ、ラジオなどのマスコミの取材活動に協力したり、積極的に情報を提供することで、報道記事として取り上げられるよう広報する方法）の展開により、消費者の理解促進と信頼確保に努める。
- また、諸外国における輸入規制の緩和・撤廃への働きかけを含め、本県で生産・加工された農林水産物の消費拡大の促進を図るとともに、県産農林水産物の積極的な国内外への PR その他消費拡大機運の醸成に資する必要な施策を展開する。
(ニューツーリズム)
- さらに、原子力災害からの再生を果たすための本県の取組等についても観光資源の一環とし、国内外からの観光旅客の来訪を促すため、グリーン・ツーリズム（農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）をはじめとした、再生可能エネルギー等本県の新たな観光資源を活用したニューツーリズム（新しいタイプの観光）等の推進を図るため、地域の取組と連携しながら、情報発信やイベントの開催などの必要な取組を行う。
- グリーン・ツーリズム等で来訪される子どもたちや観光客等が安心して体験学習や交流等に取り組むことができるように、受入地域や施設等における空間線量等の積極的な情報発信を進める。
- 農業者自らが行う農家レストラン、農林漁家への宿泊体験、農林漁業体験などの取組を支援し、新たな産業としての育成することにより、雇用の創出を図る。
なお、農林漁業体験民宿施設等の開設にあたっては、その手続が迅速かつ円滑に進むよう支援する。
(ブランド構築・再生)
- 第 6 章第 3 に記載する新品種育成事業を活用し、種苗法に基づく登録料・出願料の減免措置を契機とした新たなブランドの構築により、風評の払拭と生産振興を図る。
- 原子力災害に伴う風評を払拭するため、詳細かつ継続的な環境モニタリング調査の実施と検査結果の情報発信、農林水産物の放射性物質の検査結果の国内外への情報開示の徹底等による消費者や取引先の安心の回復と信頼の確保を図る。また、加工

品や工業製品に関する適切な残留放射線量の測定の推進等による国内外の信認の回復と流通の正常化、放射線の基準や健康影響に関する正しい知識の普及・啓発、農林水産物や工業製品に関する福島ブランドの再生等、福島復興再生基本方針第2の2(1)、第3の2(3)、第4の4(1)、(2)、(5)等に掲げる施策を総合的に講ずる。

ウ 農林水産業関連施設の復旧・生産基盤の整備

- 原子力災害や東日本大震災による地盤沈下等の被害を受けた被災地とその周辺地域とを一体的に整備し、効率的かつ効果的に復旧・復興対策を実施することにより、被害を受けた福島の農業が速やかに復興・再生できるよう、農地・農業用施設、集落道等の整備を総合的に実施する。
- 被災した農地・農業用施設の早期復旧を図るとともに、農業水利施設の整備・改修など、農業生産基盤の整備を進める。特に、津波被害を受けた沿岸地域においては、農業者や関係する市や町と緊密な連携の下、担い手への農用地利用集積とほ場の大区画化を進めるなど、農業生産基盤の再生に取り組む。
- 農道や集落道についても、農業生産の振興や地域の振興に不可欠であることから、生産基盤整備の中で一体的に整備を進める。
- ダム、ため池や農業用水路等の堆積土砂について、放射性物質が含まれる場合には、堆積土砂の撤去や流出防止等の対策を講じるほか、放射性物質の農地への流入防止対策工や新たな取水対策等を講ずることとし、国と連携して進める。
- また、被災した海岸防災林の再生、林地崩壊箇所の復旧整備や林道等の早期復旧に努めるとともに森林の持つ公益的機能の維持・増進と被災地の復興を図る観点から間伐等の森林整備を推進する。
- 水産業共同利用施設等については、漁港間での機能分担を図りつつ、効率的な整備を図るほか、漁船・漁具等の復旧や漁業経営への支援等を通じた操業再開に向けた取組を支援する。
- 漁場生産力の維持回復のため、漁場に堆積した壊れた建物等の除去を行うとともに、漁業者グループが行う取組を支援する。
- 放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備し、県内における生産・供給体制を再構築する。
- 被災した試験研究施設を整備し、調査研究機能の回復を図る。
- 農業水利施設については、施設の有効活用、耐震化、長寿命化、管理の省力化を図る。
- さらに、農業・加工用施設の整備等、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策を実施する。

併せて、農林水産加工施設の整備にあたっては、復興を加速させるため、迅速かつ円滑に進むよう支援する。

- 農地・農業用施設の復旧等、生産基盤の整備等にあたっては、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要であることから、その取組が迅速かつ円滑に進むよう支援する。
- 被災した農林漁業者の生活再建に向けて各種支援を行う。

エ 農林水産業を支える担い手の育成

- 被災地又は避難先等での営農等の継続、再開のための被災農林漁業者に対する融資や補助などの対策、農林水産業への新規就業支援、被災者を新たに雇用する農業法人等が実施するOJT研修へのサポートなど、人材の育成及び確保のために必要な措置を講ずる。
- 地域農業の持続的発展に向け、合理的な土地利用や農業の高付加価値化等について、集落で合意形成を図りながら、将来の地域農業を支える担い手の育成を進める。これに加えて、担い手を中心としつつ、農業者がそれぞれの役割を持って営農に参加し、様々な農業経営を実践する「ふくしま型集落営農」の実現のため、組織運営の強化、経営の高度化・多様化に向けた取組を推進する。
- 女性農業者は、農作物の生産だけでなく、農産物直売や加工、グリーン・ツーリズム（農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）等を通じた農業や地域経済の活性化に大きな役割を担っていることから、女性農業経営者の育成と確保を図る。
- 林業担い手については、新規就業者を対象とした基礎研修や一定程度の経験を有する林業労働者を対象とした専門的研修、高性能林業機械のオペレータ養成研修や森林除染研修など、就業者の経験と技能に応じた技術の継承と定着化を推進する。
- 漁業担い手については、経営力の優れた中核的漁業経営体の育成を図るため、漁業技術や経営能力向上のために行う資格取得や漁家経営の改善に向けた取組を支援する。
- また、指導漁業士や青年漁業士の後継者育成活動や漁協青壮年部等が取り組む研究活動を支援し、漁業地域のリーダー育成を図る。
- 津波による甚大な被害を受けた沿岸地域やほ場整備が実施されていない地域においては、農業生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化と一体的に、担い手への農用地利用集積を図る。
- 担い手農家や農業生産法人など多様な担い手による面的にまとまった形での耕作放棄地の有効利用を進める。
- 県内における農産物生産の維持、拡大を図るため、津波により

被害を受けた生産者や原子力災害により既存の農地での生産が困難な生産者に対して、新たな土地、新たな作物での生産再開を支援する。

オ 農業の再生

- 大区画ほ場の整備や地域農業を支える担い手への農用地集積を図り、農業経営の大規模化・効率化の推進、生産性の高い畜産経営のほか、効率的な営農の実現を図るとともに、民間企業の農業への参入や新たな技術の開発・導入を支援するほか、植物工場の立地を支援し、安全で安定した品質の農産物の供給拡大をめざす。
- 早期営農再開に向け、土地改良事業については、ほ場の再整備も含めて迅速かつ円滑に進むよう支援する。
- また、有機農業をはじめとする環境と共生する農業の推進を図るほか、野生鳥獣による農作物被害防止対策等の取組を強化する。
- 国、市町村、事業者などとの連携により、県産農林水産物の地産地消を推進する。
- バイオマス（動植物などから生まれた生物資源の総称）や太陽光発電等の再生可能エネルギーなどを活用した園芸施設・共同利用施設等の導入を支援する。
- 地域農業の再生と早期の経営再開に向けて、農業者が共同で実施する復旧作業を支援するとともに、被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、避難先等での新たな農地等の確保、初期生産資材等の導入に対する助成、新たな作目や新たな生産方式の導入、農業制度資金の融通や技術指導等による支援策を強化する。
- 被災した農地等の早期復旧を図るとともに、農地の荒廃、耕作放棄地化を阻止する。
- 耕作放棄地が持続的に農地として活用されるよう地域の実情に応じた園芸作物の導入や飼料作物の作付け、放牧利用等による畜産の拡大等、先導的な取組を支援する。
- また、被災した農業者が農業経営を再開するに当たり、利用可能な農地等に関する情報提供と活用に対する支援を行う。
- 地域農業の中核的な担い手である認定農業者の育成・確保を図る。
- 企業等の円滑な農業参入や規模拡大等を支援し、雇用の創出を図るとともに、参入した企業等を認定農業者へ誘導するなどにより、地域に根ざした営農活動の展開を促進する。
- 生薬の原料となる、「おたねにんじん」については、生産団体等による生産性や品質の向上、規模拡大などに向けた取組を支援するほか、生産から販売まで一貫した新たな生産流通システムの構築を促進する。

- 生産組織の育成、栽培の団地化とブロックローテーション（水田における転作作物の生産性を向上させるため、地域内の水田を数ブロックに区分し、そのブロックごとに集団的に転作し、数年間で地域内のすべてのブロックを循環する生産形態）を進め、大規模土地利用型農業による産地づくりを支援する。
- 担い手を中心とした組織を育成し、周年栽培による生産拡大に向けて、大型施設の整備を支援するなど、新たな栽培団地を形成する。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーを活用し、環境に配慮した農林水産物の栽培を推進する。
- 避難・休業している畜産農家の経営の再開、規模の拡大を図るため、家畜導入に対する支援、協業化や法人化を進める。
- 畜産業の回復のため、大震災等の影響を受けて休業している経営体の再開を促進するとともに、企業等の誘致、中核的経営体の育成を推進する。
また、経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を促進することで、安定的な所得の確保を図る。
- 学校給食用食材の放射性物質検査を実施するとともに、検査結果についての情報発信及び安全性を確認するための正しい知識の提供を行い、保護者等の一層の安心と理解を得ながら農産物等の地産地消を推進する。
- 原子力発電所事故の発生に伴い食品の輸入停止等の規制措置を取る諸外国に対して、国等と連携して、県産農林水産物の安全性に関する正確な情報発信など輸入規制の解除に向けた取組を強化する。
- 除染及び放射性物質関係研究機関の誘致により、先端技術研究機関等の集積を図り、研究等のために使用する農用地の提供、帰還農業者による研究用農産物の生産体制構築、帰還住民を雇用する体制等を整備する。

カ 森林・林業の再生

- 津波等により被害を受けた防潮堤や海岸防災林については、地域住民の安全確保のため早急に復旧するとともに、必要に応じて、堤防の嵩上げや減災を図るために林帯幅の拡大も検討したうえで復旧整備を行う。
また、海岸防災林等の復旧に向けて、マツノザイセンチュウ抵抗性品種（県内では平成 21 年度で 7 品種）からなるマツなど優良種苗生産体制の整備を図る。
なお、海岸防災林の復旧整備等にあたっては、国と連携を図りながら進める。

- 放射性物質に汚染された森林においては、木材の汚染状況に応じた森林整備と木材の有効利用に取り組む。また、間伐等の施業により放射性物質の除去・低減を進めるなど、関係市町村と協議しながら森林の再生を進める。
- 森林の再生により発生する間伐材の一部や枝葉、木材加工残材、樹皮（バーク）などの木質バイオマスについて、再生可能エネルギー発電プラントにおける原料としての利用を進める。
- 計画的に植栽、下刈、間伐などの森林整備に対して支援するなど、健全な森林づくりを進めるとともに、特に公益的機能発揮が期待されている保安林については治山対策を推進し、山崩れ、地すべり、なだれなどの災害から県民の生命・財産を守る。
- また、林内路網の整備と高性能林業機械の導入を組み合わせた作業システムの普及などにより、林業の低コスト化、効率化を図るとともに、林業労働者の安全衛生の確保や、福利厚生の実施、研修制度の実施などにより、林業担い手の育成・確保を図る。
- 林業者・木材産業事業者に対して、施設等の復旧・整備を支援するとともに、経営維持に必要な融資制度に関する情報提供や相談体制の強化等に取り組む。
- 本県の復興に向けた公営住宅や公共施設の建築においては、積極的に県産材を使用するなど必要な取組を行うとともに、素材生産者、製材所、大工工務店等が連携して取り組むふくしま型の住まいづくりを支援する。また、木材加工流通施設等の整備を支援し、木材産業の振興を図るほか、きのこ、山菜などの特産林産物では、放射性物質の影響を低減させる栽培方法の確立、産地化や商品開発、栽培工程管理の導入などを支援する。
- 復興需要に的確に対応するため、木材加工流通施設の整備や高性能林業機械の導入など、県産材の安定供給体制の整備を促進する。
- なお、国有林が県土の 3 割を占める現状を踏まえ、適切に国有林材が供給されるよう、国との連携を図る。
- 植樹イベント等を通じて消費者が地域の森林づくりに参加できる機会をつくることにより、森林所有者との交流を進め、地域の森林整備や地域材を使用する意義の理解促進に努める。
- 東日本大震災及び原子力災害からの復興に向けて努力を重ねる県民の心の支えとし、復興に力強く歩み続ける県民の姿を全国へ発信するとともに、緑豊かな県土を再生し、豊かな森林を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、全国植樹祭の開催を目指す。
- 豊富な森林資源である地元の山林から生産される木材の安定的な供給と輸送コストの低減を図り、木材関連産業と林業との連携を促進させるとともに、豊富な森林資源を活用した新商品の開発、

販路の拡大、県産材の利用促進等による木材関連産業の集積と雇用創出を図る。

- また、産業集積を促すためには、原材料となる木材の安定供給が必要不可欠であることから、施業の集約化（法人化）や低コスト化を進めることにより、安定した木材の提供を図ると共に木材供給者としての森林所有者の収益向上を図る。
- 原子力災害からの復興に取り組む本県において、国土の保全、環境保全等の観点からも森林の再生は必要不可欠な課題であり、その克服に向けて、世界の叡智を結集していかなければならない。
- そのためには、公的試験研究機関のみならず試験研究成果を事業化する民間の企画・開発力を導入する必要がある。

キ 水産業の再生

- 緊急時モニタリング検査結果や水産試験場等における調査研究結果等を踏まえて、漁業関係団体等と連携して沿岸漁業の再開に向けた取組を推進する。
- 事業再開を希望する漁業者に向けて、漁船・漁具等を復旧し、共同利用漁船導入などの支援を行い、経営の協業化を進めるとともに、漁業経営への支援等を通じた操業再開に向けた支援を行うほか、安全性が確認された魚介類の流通・加工・販売について、地元水産加工業者等と連携のもと、その取扱量の拡大を支援していく。
- また、中長期的視野に立ち、放射性物質の環境中の動態等の解明結果を踏まえつつ、優良な種苗の確保による栽培漁業の再開、資源管理型漁業を推進する。
- 本区域の海域環境及び水産物のモニタリングを継続的に推進するとともに、放射性物質の影響が比較的少ない魚種・漁場について正確な情報を提供し、当該魚種・漁場での試験操業の実施など、段階的な漁業再開の取組を進める。また、採取された水産物のサンプル中における放射性物質の検査を支援するとともに、水産物における放射性物質の移行と排出に関する調査研究を行う。
- また、海洋及び魚介類における放射性物質の挙動をはじめ様々な環境中における放射性物質の移行状況について調査研究を実施する。
- 加えて、漁場生産力の回復を図るために、海底に堆積した壊れた建物等の回収を行うとともに、漁業グループが行う漁場の保全・復旧などの取組を支援する。
- 他県等の種苗生産機関の協力を得ながら、栽培漁業対象種（ヒラメ・アワビ）の種苗生産・放流を再開するとともに、放流用種苗の安定的確保に向けて、水産種苗研究・生産施設を早急に整備

し、県内における生産・供給体制を再構築する。

- 原子力災害に伴い、沿岸漁業の再開の見通しが立たない中で、復興及び再生に向けて整備した施設、機器等を有効に運用、維持していくため、課税の特例措置と固定費の支出抑制により、各事業体の計画的な経営と安定化を図り、事業体の減少抑止と雇用の維持・確保を図る。
- これらを有効に実施するため、各市町、各漁協と一体となって産業集積区域を設定し、一体的に進める。
- 沿岸漁業の再開に備え、検査体制の確立や、非破壊での放射性物質検査機器等の開発を支援するとともに、各漁港、産地魚市場等の地域特性を生かしながら、水揚げ、加工、流通体制の再構築を一体的に進め、水産関連産業の集積と雇用創出を図る。
- 水揚げを再開した魚種の特性や消費者ニーズに対応した新サービスの提供等、地域産業 6 次化に繋がる活動を進め、関連産業としてその集積の形成及び活性化を促進し、雇用の創出を図る。
- 加工業者の原料の確保や加工品の安全確認等の取組を支援し、流通・加工業者の経営の維持と効率化を図る。
- また、未利用・低利用資源の活用を図るため、漁業者と加工業者の連携による技術開発・商品開発の取組等を進めるとともに、地域水産資源の優位性を活用した特色ある付加価値の高い加工品づくり、漁協等が行う販路の開拓、他産業との連携などの取組を進めることにより、雇用の創出を図る。
- 津波で被災した魚市場や水産加工施設の復旧にあたっては、太陽光発電等で得られる電力をそれら魚市場や水産加工施設内で使用することにより、経営コストの低減を図るとともに、地震・津波・豪雨等の非常時には、防災拠点での利用が可能となる施設として整備する。

ク 地域産業6次化をはじめとした県産農林水産物のブランド化・高付加

価値化

- 本県の豊かな農林水産資源を生かした商品開発など、新たな地域産業を創出し地域の活性化を図るため、人材の育成や農林漁業業者の加工・販売への参入を促進し、食品加工業や観光産業とも連携した地域産業 6 次化を進めることで、付加価値の高い経営の確立を図る。
- 特に、マーケティング視点を強化した高付加価値な農産物の生産に加え、農林漁者自身による食品加工、農家レストラン、流通、販売等への取組や商工業者との連携による市場競争力のある作物の生産、高品質の新商品開発、ブランド化、新サービスの提供等

により、地域産業の6次化を進め、雇用の創出を図る。

- さらに、農林水産業、製造業、サービス関連産業が連携し、新たな商品やサービスの開発と供給を促進し、それら事業体が連携した新たなビジネスの創造を推進することにより、それら関連する産業の生産・加工・流通の集積の形成を図るとともに、地域の中核となる産業として活性化を促進し、雇用の創出を図る。
- また、主要農林水産物の生産性や品質の向上を図り、ブランド力を強化するとともに、県産農林水産物等の検査結果及び実施状況の情報提供と併せたPRやキャンペーン活動などを行い、首都圏や京阪神地区などの大消費地でのブランド力の向上を図る。
- 特色ある「福島牛」の力強い産地形成のため、「喜多平茂」の後継を担う高能力種雄牛を造成し、広く利用を推進するとともに、家畜市場の再編や食肉処理施設の機能強化等を進め、本県畜産物の評価向上、ブランド化及び県内・首都圏における販路拡大、県内流通の強化を推進することにより、風評の払拭、畜産物供給地としての体制整備と雇用の拡大を図る。

ケ 研究拠点「福島県浜地域農業再生研究センター(仮称)」の整備

- 避難地域等における営農再開・農業の再生を図るため、実証研究や技術支援、先端技術の調査研究を行う「福島県浜地域農業再生研究センター(仮称)」を整備する。

コ 原子力損害賠償に関する支援

農林漁業者が被った原子力発電所事故に起因する全ての損害に対する賠償が迅速かつ円滑に進められるよう、市町村、関係団体等と連携して、国への要請や東京電力株式会社への要求を行うとともに、農林漁業者・団体等による損害賠償請求に関する支援に取り組む。

サ 魅力ある農山漁村の形成

- 県民による本県農林水産業・農山漁村への理解、農林水産物の積極的利用を促進するため、関係機関・団体等と連携して、農林水産物の安全性確保に向けた取組等の情報の共有と効果的な発信、イベントの開催など消費者と農林漁業者の相互理解を深める取組を強化する。
- 関係団体等と連携し、農林漁業者が他の農林漁業者や食品加工等を営む商工業者等とのつながりを深めることのできる交流の場をつくる。
- 農林漁業体験、食文化の継承活動などの「食育」を支援する。
- 県は、農業生産を拡大し女性・高齢者の活躍の場でもある農産

物直売所について、地域活性化の拠点でもあることから、その取組について積極的に支援していく。

- 農産物直売所が有する消費者と農林漁業者のふれあいの場として機能の回復・強化を図るため、放射性物質検査機器の導入など集客力向上に向けた取組を支援する。
- 農地への復元が困難な耕作放棄地については、当該地域の農業の振興等による農山村の健全な発展との調和を確保しつつ、林地への転換や再生可能エネルギー発電設備の整備などへの計画的な有効活用を図る。
- 国、県内市町村等と連携しながら、農山漁村における再生可能エネルギーの導入推進など、新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進を図るため、その推進のために必要となる農地法（昭和 27 年法律第 229 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）その他の法令の規定による手続の円滑化や迅速化等を図る。
- 植樹イベント等を通じて消費者が地域の森林づくりに参加できる機会をつくることにより、森林所有者との交流を進め、地域の森林整備や地域材を使用する意義の理解促進に努める。
- 東日本大震災・原子力災害からの森林の復興・再生に対して、県民の心の支えとなることや復興に力強く歩み続ける県民の姿を全国に発信するとともに、緑豊かな県土を再生し、豊かな森林を守り育て、次の世代に引きついでいくため、全国植樹祭の招致に取り組む。
- 「うつくしま農林水産ファンクラブ通信」や福島県農林水産部メールマガジンなど各種広報媒体を活用して、農林水産業の安全性確保に向けた農林漁業者等の取組を始め、本県農林水産業に関する幅広い情報を消費者へ提供する。
- 農林漁業体験などの指導を行う人材の育成や体験プログラムの充実など、受入体制の整備を支援する。
- グリーン・ツーリズム（農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）や観光と連携した農林漁業体験など、農林漁業者と都市住民との交流活動の受入れを支援する。
- 安心して体験交流等に取り組めるよう、受入地域や施設等における空間線量等の情報の積極的な発信を進める。
- 農山漁村は生産の基盤であるとともに生活の場でもあることから、総合的な生活環境の推進を図り、活力ある快適な生活環境づくりを推進する。

2 中小企業等

(1) 現状と課題

- 東日本大震災による地震や津波の影響により、事業活動は依然として厳しい状況となっている。震災から2年が経過し、多くの事業所は事業を再開しているが、特に津波被災地域では、事業の再開が遅れている状況にある。
- 原子力災害に起因する放射性物質の拡散により、深刻かつ甚大な被害を受けており、広範囲にわたり迅速かつ円滑に除染をはじめとした総合的な放射線対策等が進められるよう支援することが必要である。また、健康への不安から自主避難する人も多く、人口が流出しており、顧客の減少やマーケットの縮小が生じているほか、将来の本県産業を担う人材の不足も懸念される。
- 風評が深刻な状況にある。福島県産品というだけで商品が売れなかったり、たとえ売れたとしても、放射線検査結果の開示を求められるなど、長年にわたり築き上げてきた福島ブランドが崩壊の危機に瀕している。
- 製造業においては、食品製造はもとより、工業製品についても風評に苦しんでいる。放射線検査結果の開示を求められたり、納品を一方的に拒否されたケースもあった。
- 商業・サービス業など、地域に根ざした産業においても、風評により顧客が激減したり、商品が売れなくなるなど、大きな影響を受けた。一部に復興需要の影響が見られるが、先行きは不透明である。
- これらのことから、事業を再開した事業者についても厳しい経営が強いられており、事業継続のための支援が必要である。
- 原子力災害を克服し、新たな雇用の場を確保するため、再生可能エネルギー関連産業や医療関連産業など、本県の復興をけん引し、次の世代をリードする新たな産業の創出が必要である。
- 震災やこれに伴う復興需要、新たな産業の創出など、産業構造が変化していること等も踏まえながら、新たなニーズに対応した産業人材を育成していくことが必要である。
- 雇用者と求職者のニーズが合っていない、雇用のミスマッチを解消し、安定した雇用環境を構築する必要がある。
- 避難者を受け入れている市町村、とりわけ被災しながらも避難者を受け入れている市町村に対する支援策が必要である。

(2) 取組の方向

- 除染をはじめ総合的な放射線対策等の促進を支援しながら、正確

な情報発信と安全性の PR 等により、まずは事業者や住民の安全・安心を確保する。

- 被災事業者の事業再開・継続を支援するとともに、事業再開した事業所等の経営の安定化や経営基盤の強化を図る。
- 風評の払拭とブランド力の回復、販路拡大等により、事業活動を支援するとともに、県外流出を防止する。
- 大学やハイテクプラザ等の研究機関や企業間で連携し技術開発を行うなどにより、既存の事業者等の新商品開発等を促進する。
- 再生可能エネルギー関連産業や医療関連産業など、本県の復興をけん引し、次の世代をリードする新たな産業の創出や事業所の新增設の促進等により、新たな雇用の場を確保する。
- 多様な産業の基盤となる情報通信関連産業等について、起業化や新規参入を促進するとともに、研究機能やデータセンター等の企業誘致により集積を図る。
- まちづくり支援や商業機能の回復等を行うことにより、復興を促進する。
- 今後の復興需要の減少も考慮しながら、事業所が求める新たなニーズに対応した、将来を担う産業人材の育成を図るとともに、きめ細かな就労支援を行う。
- 避難者を受け入れている市町村、とりわけ被災しながらも避難者を受け入れている市町村については、新たな産業の創出や企業誘致と、これらによる新たな雇用の場の確保を強力に推進していく必要がある。
- 復興支援道路として早期に機能が発揮できるよう早期整備が進められている東北中央自動車道については、浜通りの復興牽引に大きく寄与することから、これを活用した広域的な観点による物流・観光施策を積極的に進める。

(3) 取組の内容

ア 原子力災害からの復旧

(ア) 事業再開・経営再建

- まず、避難した顧客や従業員の帰還を促進するための生活環境の回復及び事業活動環境の回復を図ることが急務であり、市町村が行う除染が促進されるよう、除染を行う事業者の組織化や資金繰りなどを支援する。除染を推進し事業者の事業再開を促進することで流出を防止し、雇用の場を確保する。
- 原子力災害の影響による事業所の流出を防止するとともに、事業を再開し雇用を継続している事業所を支援する。

- 商工団体等の中小企業支援機関や市町村、国等と連携し、専門家を活用しながら、事業再開を検討している事業者及び事業再開した事業者等に対する継続的できめ細かな経営相談を実施する。また、事業者の再開・継続や商工業の復興に重要な役割を担う商工団体等に対する支援を行う。
- 県単独で行う「中小企業等復旧・復興支援事業」補助金や国と連携し行うグループ補助金により、事業再開に不可欠な施設・設備等の復旧費用及び借り上げ費用等を補助することで、事業者の早期再開を促進する。
- 中小機構が整備し、市町村を通じ無償で貸与する仮設店舗・工場等(旅館・ホテル事業者向け仮設施設を含む。)を活用し、市町村や商工団体と連携しながら、事業者の早期再開を促進する。
- 自主的な除染に係る費用を始め、事業者が被った原子力災害に起因する全ての損害に対する賠償が迅速かつ円滑に進められるよう、市町村、関係団体等と連携して、国への要請や東京電力株式会社への要求を行うとともに、事業者・団体等による損害賠償請求に関する支援に取り組む。

(イ) 経営安定化・経営基盤の強化

- 商工会等の中小企業支援機関や市町村、国等と連携しながら、個別企業のニーズに対応したきめ細やかな経営相談を実施するほか、中小企業診断士等の専門家を派遣する等により経営力強化に係る課題解決を図る。
- 原子力災害等の影響を受けた中小企業者を支援する「ふくしま復興特別資金」や「東日本大震災復興特別貸付」等を活用し、事業者の資金繰りを支援する。また、将来性や成長性が期待される産業を担う中小企業等を支援する「ふくしま産業育成資金」等の中小企業制度資金などにより、事業者の経営基盤を強化する。
- 福島県産業復興相談センター及び福島産業復興機構・東日本大震災事業者再生支援機構を活用し、震災前の債務が負担になって新規資金調達が困難となる等の二重債務問題の解決に向けた取組を行う。
- 復興特区法や特措法による課税の特例措置等を活用し、事業者等の新增設や被災被用者の雇用を促進することで事業の継続・拡大を図り、雇用の場を創出する。

なお、課税の特例措置を十分に活用するとともに、その効果を検証し、より効果的な制度となるよう、国、市町村や経済団体等と連携しながら検討していく。

(ウ) 風評の払拭・ブランド力回復・販路拡大

- 正確な情報の提供により安全・安心や信頼を回復するため、県ハイテクプラザや商工団体等において、加工食品や工業製品等の

放射性物質測定を実施するとともに、残留放射線測定機器の貸し出しを行う。

- 風評により低下した取引を回復・拡大するため、国内外に向け正確な情報を発信し、迅速・的確に安全性を PR することにより、国内外の信頼回復を図る。また、放射線の基準や影響に関する正しい知識の普及・啓発を促進し、加工食品や工業製品に関する風評を払拭し、安全・安心の確保とブランド力の再生を図る。
- 加工食品やアパレル関係など各分野の大規模展示会や商談会等への出展を支援するとともに、県外事務所等を活用した商品情報等の提供や企業からのニーズの把握により、販路拡大を図る。
- 首都圏アンテナショップ「ふくしま市場」及び「八重洲観光交流館」における催事やイベントの充実・強化やインターネットの活用により、県産品の効果的な情報発信と販売促進を行う。また、これらのアンテナショップを活用し、県内事業者や市町村等が行うプロモーション活動を促進する。
- 第 6 章第 2 に記載する商品等需要開拓事業を活用し、地域団体商標の登録料・出願料の減額措置を契機とした地域ブランドの確立を促進することで、地域ブランドの信用力を維持し、風評からの復興を促進する。

イ 原子力災害からの復興・再生

(ア) 新産業の創出・技術開発支援

- 新たな時代をリードする産業の創出と安定的な雇用の確保を強力に進めていく。特に、再生可能エネルギーを生み出す豊富な資源、全国有数の医療機器生産県など、本県の特長を生かしながら、産業復興の柱として、再生可能エネルギー及び医療関連産業の集積・育成に取り組む。
(再生可能エネルギー関連産業)
- 県内外関係団体等による協議会や県内外の企業、大学等からなる研究会を通じた情報共有等によりネットワークを強化する。
- 独立行政法人産業技術総合研究所の福島再生可能エネルギー研究開発拠点（仮称）と連携しながら、研究開発を進める。また、国と連携し、地元中小企業、大学等の参画を図りながら、地域に存在するバイオマス（動植物などから生まれた生物資源の総称）などを活用した技術開発、世界最先端の浮体式洋上風力発電の実証研究、風力発電産業の研究・試験を行う拠点の形成、「ふくしま発」次世代太陽電池などの新技術の開発等により、再生可能エネルギー関連産業の集積・育成をめざす。
- 創エネルギー、蓄エネルギー、省エネルギー関連分野の技術開発に取り組む。

- 低炭素化を促進するため、高効率の火力発電所の開発・推進や火力発電への木質バイオマスの利用などを促進する。
- 国の実施する可能性調査や設備導入に対する補助などを活用し、市町村によるスマートコミュニティ（情報通信技術により電力等を管理・制御された地域社会）の構築に向けた取組を促進する。
- 第6章第5に記載する地熱資源開発事業について、本県の地熱資源の可採量は42万kl（30万kW）と豊富で温泉地も多い（福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 平成24年3月改訂版）ことから、地元や関係者との調整状況を踏まえ、活用を検討する。（医療関連産業）
- 福島県立医科大学において、放射線医学に関する最先端の研究・診療拠点や医薬品等の開発拠点整備を図るとともに、産学官が一体となって医療機器等の開発実証事業等に取り組むなど、関連産業の一層の集積・育成を図る。
- 医療福祉機器等開発ファンドや革新的医療機器開発実証事業費補助金等を活用し、カプセル内視鏡（カプセル型の内視鏡）や非接触眼圧計の開発などに取り組むなど、医療ニーズを踏まえた研究開発を進める。
- 医療機器の機能評価試験や人材育成等といった事業者への支援を行う「福島県医療機器開発・安全性評価センター（仮称）」を整備し、事業者が行う製品の開発・臨床研究・治験などを促進する。
- 産学官が一体となってBNCT（ホウ素中性子捕捉療法）の開発実証や手術支援ロボットの開発・実証に取り組むなど、県内医療関連産業の技術力の強化を図る。また、県内企業等有する技術・製品を海外に向け広くPRし、海外への販路拡大を進める。
- 県立医科大学の「ふくしま国際医療科学センター」内に、創薬分野の研究拠点である「医療－産業トランスレーショナルリサーチセンター」を整備するとともに、新規薬剤の研究開発等を促進することにより、医薬品産業の振興を図る。
- 復興特区法に基づくふくしま医療関連産業復興特区による医療機器の製造販売業等の許可基準の緩和措置を活用し、県内企業の新規参入と県外企業の進出を促進する。（研究開発等の支援）
- 技術開発・新製品の開発を支援するための補助事業や「ふくしま産業育成資金」等の中小企業制度資金による経営基盤の強化、民間が設立したファンド（運用資金、基金）等の活用により、県内中小企業による再生可能エネルギー関連産業や医療関連産業など、成長分野への参入を促進する。

- インキュベート施設の活用をはじめ、ふくしま産業応援ファンドや制度資金等による資金繰り支援等により、多様な産業の基盤となる情報通信関連産業等における起業化や新規参入を促進する。
- 県ハイテクプラザにおいて、県内企業の新商品開発の促進を図るため、大学、企業、他県の公設試験研究機関等と連携し、研究・開発を行うとともに、企業に対する支援強化、研修生受け入れ、研究成果のPRなどを通して県内企業への技術移転の推進を図る。
- 「ふくしま産業応援ファンド」等の活用を通じて、新製造技術（輸送用機械関連、半導体関連など）、医療・福祉機器、情報通信、環境等の分野を担う中小企業者等が行う新たな製品の開発や販路開拓の取組を促進する。
- 中小企業新事業活動促進法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業者、組合等をはじめ中小企業者などが行う新商品、新技術、新サービス開発等を支援するとともに、異なる分野の中小企業が連携した新事業活動を促進する。
- 産学民官の連携や相談支援体制の充実などにより、中小企業の育成・強化を図る。
- 会津大学は、学内の復興支援センターを核に、県、会津若松市、連携協力基本協定締結企業、会津大学発ベンチャー企業、会津SLF協議会会員企業、その他協力企業や国内外の研究機関で構成する「会津産学コンソーシアム（仮称）」の設置等を通じて、エネルギーマネジメントシステム（管理・制御の仕組み）の構築など、ICT（情報通信技術）に関連した研究開発や人材育成等を行う。また、会津大学の持つポテンシャルを生かしながら、県民健康管理調査等に対するICTの観点からの支援や実践的なICT人材の育成に取り組むとともに、先端ICTの研究による新たな産業の創出や教育・研究活動等を通じて本県の復興支援に取り組む。

(イ) 事業所等の新增設の促進

- 避難者をはじめ失業者の雇用を確保するため、地域の核となる企業の新增設を促進し、雇用の受け皿づくりを強力に進める。特に、避難者を受け入れている市町村においては、避難者支援という観点からも、企業誘致の促進と産業の集積を強力に進めていく。
- 国、市町村と連携し、トップセールスを含め、あらゆる機会を捉えて企業立地補助金や復興特区法及び特措法に基づく課税の特例措置等を直接アピールするなど、積極的な企業誘致活動を展開するとともに、既存企業の新增設を促進する。
 なお、課税の特例措置を十分に活用するとともに、その効果を検証し、より効果的な制度となるよう、国、市町村や経済団体等

と連携しながら検討していく。

- 裾野が広く地域経済への波及効果が大きい輸送用機械関連産業などに加え、本県産業復興の柱である再生可能エネルギー関連産業や医療関連産業について、産業集積の核となる企業の誘致に取り組むなど、戦略的かつ積極的な企業誘致活動を展開し、地域経済の発展と安定的な雇用の創出を図る。また、県内への研究機能や本社機能の誘致を推進する。
- 地域の人的資源や研究・技術力等を生かし、多様な産業の基盤となる情報通信関連産業の研究機能やデータセンター等の企業誘致を推進し、関連産業の集積を図る。
- 産業別協議会や地域企業の交流の場を設けるなど、企業間の交流を促進させるとともに、広域的な商談会の開催や産業支援機関を通じた企業の受発注情報の発信等により、企業の取引拡大や技術力強化を促進する。

特に、誘致企業と県内企業の取引拡大につなげるため、さらなる連携の強化や取引の緊密化に取り組む。

- 県内の工業団地に仮設住宅や仮設店舗等が設置され、分譲可能な工業用地が少なくなっている中で、中小機構から無償で譲り受ける工場用地を活用し、企業を誘致する。

特に、いわき市においては、地震や津波、原子力災害による甚大な被害を受けたことに加え、双葉郡等からの避難者を受け入れていることから、避難者等の雇用の確保の場として、新たな県営工業団地として「いわき四倉中核工業団地第2期区域」を整備し、企業誘致を図る。

- 工業団地造成利子補給金等により、市町村等が行う工業団地の早急な整備と低廉な価格での分譲を促進する。

なお、工業用地を整備する際、関係法令等の調整について、国や市町村と連携しながら、その手続の円滑化・迅速化を図る。また、当該手続に関する規制に係る特例措置の創設について、国、市町村や経済団体等と連携しながら検討していく。

(ウ) ブランド力の向上・販路拡大・地場産業の振興

- 原子力災害に伴う風評により、取引に影響がでていることから、風評を払拭し、ブランド力の向上や販路の拡大を図る。
- 加工食品や工業製品等の放射線検査体制の整備を図るとともに、放射線量や安全性に関する正確な情報発信を行い、国内外の信頼の回復と流通の正常化、放射線の基準や影響に関する正しい知識の普及・啓発を促進する。
- 農商工連携や企業の農業参入等の動きを発展させ、地域産業の6次化を推進しながら、「ふくしま産業育成資金」等の中小企業制度資金、「ふくしま産業応援ファンド（地域資源活用型）」や

「ふくしま農商工連携ファンド」、「ふくしま地域産業6次化復興ファンド」、県ハイテクプラザ等の研究開発事業を活用し、県内農林漁業者、中小企業等の強みを生かした商品開発・販路拡大を促進する。

- 商談会・展示会等への出展、ビジネスマッチングや、新たなブランドづくり、魅力ある新商品の開発等に関する支援を行うことにより、販路開拓・拡大を図る。
- 加工食品や工芸品など、取引に影響を受けている地場産業の維持・復興に向けた商品力向上や基盤技術の開発を促進する。
- 国と連携しながら、各国・地域が行っている輸入規制緩和・解除と風評の払拭に向けた取組を行う。
- 震災以前の主たる輸出先であった東アジア地域について、政府関係者や流通関係者等への働きかけや、マスコミ、バイヤー等の招へいなど、食品を中心とする輸入規制緩和・解除に向けた取組を行うとともに、現地の市場調査や在外公館等との情報交換など、規制解除後の速やかな輸出再開に向けた取組を進めるほか、ASEAN 諸国など新たな市場の開拓に取り組む。
- 県産木材など地域資源を活用する地域住宅関連産業の振興を図る。

(エ) まちづくり支援・商業の振興

- 地域の商業、サービス、居住等の様々な都市機能が集積し、また、文化・伝統が蓄積された「まちの顔」としての役割を持ち、地域コミュニティの核である中心市街地等について、商業施設、公共・公益施設、オフィスの立地促進を含め、復興まちづくりを促進し、にぎわいを取り戻していく。
- 市町村や、市町村と協働し復興まちづくりに取り組む法人（復興まちづくり会社）等に対し、まちづくりに必要な専門家を派遣することにより、多様な主体によるまちづくりの取組を促進する。
- 県内各地の魅力あるまちづくりの取組を県内外に情報発信する等により、商店街のにぎわいづくりを促進する。
- 地域の商業機能回復のため商店街等が行う復興イベントの開催など、それぞれの地域の特色を生かしたにぎわいづくりのための取組を促進する。
- 日常の買い物が困難となっている地域において、商工団体や複数の事業者等による移動販売や共同配達など買い物利便性向上のための取組を促進する。
- 商店街と田園地域等において人やモノ、情報の交流を一層推進し、空き店舗を活用した農産物等直売所や地元食材を使った地産地消の取組を促進するなど、商店街と田園地域等とが連携したま

ちづくりを推進し、商業の振興を図る。

- 企業立地補助金や復興特区、特措法の課税の特例措置を活用し、中心市街地等にコールセンターなどオフィス機能等を誘致し、雇用の場の確保と中心市街地の活性化を図る。

(オ) 将来を担う産業人材の育成

- 再生可能エネルギーや医療関連分野などの成長産業に対応できる、高度な知識と技術力を備えた産業人材を育成する。
- テクノアカデミーにおいて、社会経済や産業構造等の変化に対応できる実践的な技術者及び県内の企業を支える高度な技術・技能を有する産業人材を育成する。
- テクノアカデミー会津において太陽光発電設備の施工技術者を育成する等、産業界等のニーズを踏まえ、訓練科目やカリキュラム等の内容について見直しを行い、時代に即応した教育訓練を実施する。
- 本県の復興に資する力強い産業を築いていくためには、その産業を担う豊富な知識・技術を有する人材の育成が急務であることから、人材育成という共通の課題について地域企業が絆を深め、地域が自ら主体的に人材育成を実施する仕組みを確立することにより、地域産業の強化を図る。また、新たな産業を創出する人材の確保、育成を図る。
- 大学、高等専門学校、専門学校、企業等と連携しながら、再生可能エネルギー関連技術のエンジニア等の育成を行う。
- 会津大学と地域のICT（情報通信技術）ベンチャー等との協働により、ICT関連の人材育成を行う。
- 復興特区法に基づくふくしま医療関連産業復興特区による医療機器の製造販売業等の許可基準の緩和措置を活用し、医療機器製造販売業等促進に向けた特別講習を行うことにより、総括製造販売責任者等の育成を行う。

(カ) 安定的な雇用の確保・就労支援

- 復興需要等のため有効求人倍率等は回復傾向にあるが、雇用者と求職者のニーズが合っていない、雇用のミスマッチが生じていることから、被災者等に対するきめ細かな就労支援を行う。
- ハローワークと連携しながら、きめ細かな職業相談を実施するとともに、求人開拓、求人情報の提供等を行うほか、就職面接会等を開催する。
- 東京や県内各地に就職支援窓口を設置し、県内就職を希望する学生等の就職支援を行うとともに、県内企業の求人情報や魅力情報を広く発信することにより、本県の復興を担う若年労働者の人材確保を促進する。
- 離職者等に対し、地域に密着した求人情報等を提供するとともに

に、きめ細かな就職支援を行い、求人と求職のマッチングを促進する。

また、サービス業や農林水産業など多彩な雇用の場へのマッチング等を行うとともに、県内企業の情報発信力の強化を促進し、求人ノウハウの取得など企業の求人活動を支援する。

- 県内外の避難者への雇用支援については、専任の相談員による巡回就職相談を実施し、地元のハローワークと連携を図りながら、避難先の自治体で実施する緊急雇用創出事業を含む就職情報提供等を行う。
- 被災離職者等の早期就職を実現するため、復旧・復興へ向けた県内産業の動向を踏まえながら、地域や企業のニーズにマッチした多様な職業訓練コースの提供を行う。
また、被災離職者等が安心して就業に必要な技能や知識を習得し早期就職が図れるよう、公的職業訓練受講者に対し訓練手当を支給する。
- 各種産業施策による支援を受けて事業を開始・再開し、被災者を安定的な雇用で受け入れる場合、「ふくしま産業復興雇用支援事業」による助成を行う。
- 人材確保を希望する企業等で職場実習を実施する「成長産業等人材バンク事業」など、緊急雇用創出事業を活用しながら、自治体の直接雇用や民間企業・NPO への委託により、様々な仕事づくりに取り組む。
- 「地域雇用再生・創出モデル事業」等により、高齢者、女性、障がい者、若者などに対し、安定的な雇用の場を生み出す。

(キ) 産業基盤の整備

- 国際バルク戦略港湾に選定されている小名浜港の一部について、第6章第4に記載する規制の特例を活用し、福島特定埠頭として一体的に貸し付けることにより、バルク貨物（※）取扱機能の更なる強化と埠頭運営の効率化、国際競争力強化を図る。

※バルク貨物

石炭、穀物、塩、鉱石などのように、包装せずに積み込まれる貨物。ばら積み貨物ともいう。

- 小名浜港については、国と共同で大水深岸壁や泊地等を整備するとともに、本県が埠頭の埋立造成を行い、小名浜港東港地区国際物流ターミナル整備事業の整備を推進することや埠頭運営のさらなる効率化のための取組を進めることで、小名浜港の取扱貨物量の増大、船舶の大型化に対応する。
- 相馬港については、国と共同で岸壁や防波堤を整備するとともに、本県が埠頭の埋立造成を行い、相馬港3号ふ頭地区国際物流ターミナル整備事業の整備を推進することで、相馬港の取扱貨物

量の増大、船舶の大型化に対応する。

- 物流機能の高度化や荷主企業の多様なニーズに対応しながら、地元関係団体と共に積極的なポートセールス活動を行い、港湾の利用を促進する。
- 第6章第5に記載する流通機能向上に係る許認可のワンストップ処理の特例措置を活用し、原子力災害による避難指示区域の設定等で分断された物流網の再構築や東西・南北連携軸の強化など、流通機能の向上のための取組を検討する。
- 広域的な人・物の交流を担い、地域間を連携する道路ネットワークについては、産業振興の基盤でもあることから、必要な整備を推進する。特に、海上輸送等広域物流の拠点である小名浜港の機能強化のための(仮称)小名浜道路(小名浜港～常磐自動車道)の整備や、高速交通ネットワークである常磐自動車道の利便増進に資する追加IC(インターチェンジ)の設置等に関する検討を行う。
- 港湾の利用については、企業の震災による被害や原子力災害による風評被害などにより港湾利用が激減していることから、港湾利用者に対する各種支援制度の創設など、本県港湾の利用促進に向けた検討を行う。
- 鉄道については、産業インフラの再生にも資する鉄道事業者の取組に対する国の適切な指導及び技術的支援を求めていく。
- 福島空港については、東日本大震災による地震の被害がほとんどなく、支援物資の供給等の拠点として大きな役割を果たしたことから、災害に強い福島空港の特性を生かし、緊急支援物資や資材の受入、自衛隊や災害派遣医療チーム(DMAT)といった救援隊の受入、救援ヘリコプター臨時離着陸場の指定など、県内の災害だけでなく、広域的な大規模災害にも対応できるよう、福島空港の防災機能の充実・強化について検討を行う。

3 観光振興等

(1) 現状と課題

- 原子力災害により、本県全域が風評の影響を受けており、国内外からの観光客、とりわけ教育旅行が激減している状況にある。
- 裾野が広い観光産業が苦境に立たされていることにより、本県経済や雇用に深刻な影響を与えている。
- また、原子力災害による放射能等への懸念により、県外はもとより、県民にとっても観光面でのマイナスイメージが生じている。
- 今回の原子力災害により、観光産業はもとより地域の伝統文化が途絶える可能性もあるなど、深刻な状況に置かれている。
- 観光産業の復興のためには、観光施設の復旧だけではなく、広域的な人・物の交流を担う道路や鉄道の交通施設や公共施設の復旧・整備が不可欠である。
- 県民が再び誇りや自信を取り戻し、本県に回帰するきっかけとなるよう、観光産業の復興や新たな観光資源の創出が必要である。

(2) 取組の方向

- 本県全域に及んでいる国内外からの風評を払拭するため、国等と連携しながら効果的な対策に努める。
- 観光事業者に対する事業再開と当該地域の伝統文化等をはじめとする観光資源の復興を促進する。
- 観光振興の基盤でもある道路ネットワークについて必要な整備を推進するとともに、鉄道等について早期全線復旧を促進する。
- 復興支援道路として早期に機能が発揮できるよう早期整備が進められている東北中央自動車道については、浜通りの復興牽引に大きく寄与することから、これを活用した広域的な観点による物流・観光施策を積極的に進める。
- 本県観光の復興はもとより、観光面での新しい魅力を創出することで、観光産業の振興と再生を図り、雇用の場を確保する。

(3) 取組の内容

ア 新たな観光資源を活用するニューツーリズム等の推進

(ア) グリーン・ツーリズムの推進

- グリーン・ツーリズム（農山漁村において、その土地の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）の推進に欠かせ

ない地域ごとの受入団体整備を推進し、農産物直売所の設置に対する支援や、グリーン・ツーリズムを実践する農林漁業体験民宿施設等の開設支援等を行うほか、県内外に対して農産物直売所や農林漁業体験民宿施設等のPRを展開する。

(イ) ニューツーリズムの開発、育成及び推進

- 本県に産業及び研究機関の集積が想定される再生可能エネルギー、医療機器研究・製造を活用した新たな産業観光をはじめ、県内の自然や観光資源を活用したエコツーリズム、スポーツツーリズムや障がい者に優しいツアーなど、ニューツーリズム（新しいタイプの観光）を推進するとともに、これらの受入体制の充実強化を図ることで観光産業の振興を図る。
- 東日本大震災の経験を踏まえた防災教育や再生可能エネルギーの推進、環境保全の取組等の新たな素材を活用した体験プログラムづくりや人材育成、教育旅行誘致に向けた受入体制の整備を推進する。
- 本県が農産物や特色ある食文化、伝統工芸品をはじめとする県産品に恵まれた環境であることを最大限活用し、これらをテーマとするツアーや製作体験するなどの新たな旅行商品を造成、推進する。

イ 観光地の魅力の増進

(ア) 国内外からの観光客に対するバリアフリー化等の推進

- 外国人や高齢者、障がい者など来訪者にとって旅行に適した環境の整備を促進するため、県内の観光事業者や医療・福祉関係者等の協力を得ながらバリアフリー化を図る。
- ICT（情報通信技術）を活用して、観光情報をタイムリーに発信するとともに、快適で利便性の高いサービスを旅行者に提供して観光誘客を図る。また、ICT（情報通信技術）の活用も含めた電子マネーやクレジットカード決済利用施設拡大等の実証実験や普及推進等により、国内外からの観光客の利便性向上を検討する。
- 外国人を含む観光客の受入体制を整備するため、観光誘客にも活用できる道路の整備や2次交通機関を活用した観光ルートの拡充にも取り組むとともに、本県の主な観光地はもとより、2次交通機関やレンタカー等の多言語化に対し支援を行う。
- ホスピタリティ（おもてなし）の向上や人材育成等、観光地としての魅力づくりにつながる取組を推進する。
- 県内の団体と連携を図りながら歴史的建造物の保全活用に係る専門家を養成して、地域資源となる建築物の保存・改修を促進し、これらの建築物を活用した観光・交流人口の拡大を図る。

- 第 6 章第 1 に記載する福島特例通訳案内士育成等事業を活用し、外国人観光客を観光案内できる有償ガイドを育成・活用することで、本県の現状に対する正しい理解の促進とホスピタリティ（おもてなし）面での向上を図る。また、福島特例通訳案内士の育成にあたっては、案内に必要な知識や技術を習得する育成研修と認定事務を県が実施するとともに、市町村と連携しながら十分に活用できるよう調整及び検討を行う。

(イ) 環境に配慮した観光地づくりの推進

- 再生可能エネルギーや地域内循環型社会システムの導入など、環境保全を率先する先進的な観光地づくりを推進する。

(ウ) 観光資源の復興支援

- 観光産業の復興のためには、観光・宿泊施設等の事業再開だけでなく、お祭りや文化・史跡など地域の観光資源の復興が不可欠であり、被災した文化財や歴史的建造物等の復旧、地域の伝統や文化を維持、復活させることで、地域の魅力を再興する。
- 観光産業の復興のためには、観光施設の復旧だけでなく、道路や鉄道の交通インフラや公共施設の復旧・整備が不可欠である。広域的な人・物の交流を担い、地域間を連携する道路ネットワークについては、観光振興の基盤でもあることから、必要な整備を推進するとともに、無電柱化を進め、街なみの景観や都市防災機能を向上させる。また、鉄道については、観光インフラの再生にも資する鉄道事業者の取組に対する国の適切な指導及び技術的支援を求めていくとともに、地元自治体とともに鉄道事業者と協力して用地取得等を進め、早期全線復旧を促進する。さらに、鉄道網を生かした観光施策等を推進する。

ウ 国内外における正確な情報発信・プロモーション

(ア) 観光復興キャンペーンの推進

- 原子力災害に伴う風評の払拭と観光誘客を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどの各種メディアを活用しながら、継続的に本県の観光地の魅力と正確な情報の発信に取り組む。
- 国内外から観光客を効果的に誘致するため、市町村や地元フィルムコミッションなどと連携し、テレビや映画の誘致及び当該メディアとのタイアップをはじめ、鉄道、バスなどの交通事業者や高速道路会社と連携した誘客キャンペーン等を展開するとともに、県内観光地の魅力の磨き上げと新たな魅力づくりを併せて行うことで、本県全体への誘客の底上げを図る。
- 観光復興の重要な役割を担う旅行会社に対して継続的に交流会や説明会を開催し、本県復興への理解と協力の促進に努めると

ともに、旅行会社と連携しながら、誘客につながる PR 事業や県内旅行商品の造成促進に取り組む。

(イ) イベント及びコンベンション誘致の推進・開催、交流促進

- 国内外の多くの人々に、実際に本県に来て、見て、現状を知ってもらうため、国をはじめ様々な公的団体の協力の下、国内外の様々なイベント、スポーツ競技大会及び会議等を誘致する。
- 被災地の団体や子どもが演じ手の団体を中心にした県内の伝統芸能の公演及び交流会を開催する。
- 本県の現状を理解し“福島は今”を伝えてもらうため、国内外の福島県人会と連携し、情報発信や交流等を行う。

(ウ) 教育旅行の回復と推進

- 教育旅行の誘致・回復に向け、本県の豊かな自然や歴史・伝統文化を生かした体験型プログラムの充実や、未曾有の震災を経験した福島でしかできないプログラムの開発を進める。
- 国内外の学生をはじめ教育旅行関係者に対して、官民一体となった教育旅行誘致キャラバンや、校長会・保護者会等における説明活動など、きめ細かな働きかけを行う。
- 国内外の教育旅行関係者が福島の実状を正しく理解するため、福島県内を視察する取組を推進する。
- 県外の多くの子ども達が実際に来県し、福島の様々な魅力を体験できる機会を創出する。
- 東日本大震災の経験を風化させず、未来へと語り継いでいくとともに、“福島は今”を正しく伝える「語り部」を養成し、県内外に派遣する。
- 県外の高校生や大学生の合宿誘致につなげる取組を進め、その様子を各種広報媒体で PR する。

(エ) 観光地等の原子力災害に関する情報発信等

- 海外の各国における本県に対する風評の払拭、渡航制限等の解除又は緩和を進めるため、主な観光地の空間放射線量や食品等の放射能検査の状況を多言語表記化も含めホームページ等で定期的に発信する。なお、本県の観光情報を様々な媒体を使い、国内外へ発信することで観光産業の復興を図る。

(オ) 外国人観光客再誘致の推進

- 東アジアを中心とした海外からの観光客の再誘致と本県観光資源の認知度（ブランド力）の向上を図るため、多言語による観光パンフレットや DVD などの広報素材作成はもとより、本県の観光資源を活用した現地における観光プロモーションの展開、現地旅行関係者やマスコミ等を招待するなど、市町村との連携を密にしながら、情報発信の強化と効果的な観光 PR に積極的に取り組む。

また、福島空港国際線の再開に最大限に努めるとともに、他空港との連携も図りながら、幅広いニーズに対応可能な魅力的な広域観光ルートの開発に取り組む。

- 訪日旅行者の旅行形態が団体旅行から FIT（個人旅行）や SIT（特別な目的を持つツアー）へと移行していることから、旅行満足度の向上とリピーターの増加に向けて、主な観光地の標識等の多言語表記やクレジットカード決済機能の充実を図るなど、外国人個人旅行者等の受入体制の整備を促進する。

(カ) 県外から観光誘客に資する施設の誘致

- 観光地としての魅力を高めるため、観光促進特区を活用しながら、国内外からの観光誘客につながるような施設の整備や誘致を促進する。

また、本県における特定免税店制度の創設について検討を行う。

エ 定住・二地域居住の回復・推進

(ア) ふるさと暮らし復興の推進

- 本県への定住・二地域居住を推進するため、東京有楽町の相談窓口を活用した情報の発信、福島県空き家・古民家相談センターと連携した住まいの相談や情報提供、ふくしまファンクラブ等を活用した本県の正確な情報の発信等を行う。

(イ) ふくしま再生交流の推進

- 「ふくしま大交流フェア」など首都圏と本県の交流を促進するイベントを開催する。イベントでは復興する姿を発信し、本県に対するイメージを向上させ、観光交流の拡大や定住・二地域居住への誘導を図る。

オ 福島空港の復興・再生

(ア) 国際路線再開と拡充

- 震災以降運休が続いている福島空港国際定期路線（上海、ソウル）の一日も早い再開が必要であることから、航空会社に対し、まずはチャーター便の運航の働きかけを行い、ステップを踏みながら、定期路線の再開をめざす。そのため、当該チャーター便の運航期間及び定期路線が再開し安定するまでの間、航空会社等への運航支援を実施する。
- 震災、原発事故の影響により、激減した国際チャーター便（台湾・香港等）の誘致に向けて関係国及び航空会社へ運航を働きかけるとともに、航空会社等への運航支援を実施する。
- 将来的には上海、ソウルの国際定期路線を震災前の状況以上（上海：週 2 便、ソウル：週 3 便）とすることをめざすとともに、中

国や韓国以外からも国際定期路線が就航できるよう国と連携しながら航空会社に運航を働きかける。

- 国際定期路線の再開により、定期便のベリー（旅客機の下部貨物室）スペースを活用した国際貨物の利用促進を図る。

(イ) 国内路線の拡充

- 福島空港の基幹路線である福島＝伊丹線について、更なる輸送力の強化と利便性の向上に向け、機材の大型化や増便等について、航空会社等関係機関へ働きかけていく。
- 更なる交流人口の拡大と本県観光の振興を図るため、現在の大阪（伊丹）、札幌（新千歳）以外の新たな路線開設を目指し、航空会社等への働きかけを行う。

(ウ) 福島空港の新たな特色づくり

- 福島空港へ誰もが気軽に訪問できる環境を整備するため、空港見学会や各種イベントを積極的に実施し、来場者に空港に対する理解を深めてもらうとともに、一層のにぎわいの創出を図る。
- 福島空港については、東日本大震災による地震の被害がほとんどなく、支援物資の供給等の拠点として大きな役割を果たしたことから、災害に強い福島空港の特性を生かし、緊急支援物資や資材の受入、自衛隊や災害派遣医療チーム（DMAT）といった救援隊の受入、救援ヘリコプター臨時離着陸場の指定など、県内の災害だけでなく、広域的な大規模災害にも対応できるよう、福島空港の防災機能の充実・強化について検討を行う。

第6章 産業復興再生事業（規制の特例措置）

特措法第 40 条から第 50 条においては、本県産業の復興及び再生に資する規制の特例措置が規定されている。本計画の目標を達成するため、本章では、これらの規制の特例措置を活用して実施しようとする事業（以下「産業復興再生事業」という。）について記載する。

第1 福島特例通訳案内士育成等事業（特措法第 40 条）

1 事業の内容

(1) 事業概要

福島県が行う研修を修了し、登録を受けた福島特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る。

(2) 事業実施主体

実施主体：福島県

(3) 事業が行われる区域

福島県域

(4) 事業により実現される行為等

福島特例通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能となる。

2 事業の目標

(1) 福島特例通訳案内士登録者数

福島特例通訳案内士を、福島県内全域で 200 名以上を確保することとし、県内 7 方部（県北・県中・県南・会津・南会津・相双・いわき）別に 1 地域当たり少なくとも 5 名以上を確保することとする。

(2) 目標とする外国人延べ宿泊者数

東日本大震災以前の平成 22 年における外国人延べ宿泊者数

87,170 人泊（従業者数 10 人以上の施設）を目標とする。

3 福島県を取巻く現状等

(1) 外国人延べ宿泊者数

東日本大震災以前の平成 22 年において、韓国、台湾、中国を中心に約 9 万人もの外国人が本県に宿泊していた。特に、韓国からは 4 万人を超える外国人が宿泊し、主にゴルフやスキーを楽しんでいた。（以下、数値については観光庁発表宿泊旅行統計調査を参照）

しかしながら、東日本大震災と原子力発電所における事故により、福島県内全域が厳しい風評に見舞われ、訪福比率の高い韓国や中国等は本県全域を対象に渡航を制限するとともに、福島空港の国際定期路線を休止するなど、外国人の延べ宿泊者数は、震災以降の平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までで 17,100 人（従業者数 10 人以上の施設）と、前年同期（82,610 人）比でマイナス 79.3%（▲65,510 人）まで激減している。

【外国人国籍別延べ宿泊客数の推移】（観光庁調べ）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	前年比
韓 国	45,870	16,830	43,520	3,860	▲91.1%
台 湾	24,870	11,510	13,290	3,860	▲71.0%
中 国	13,980	6,000	7,690	3,610	▲53.1%
香 港	16,050	5,040	2,750	430	▲84.4%
その他	21,850	17,490	19,920	12,230	▲38.6%
合 計	122,620	56,870	87,170	23,990	▲72.5%

※毎年 1～12 月までの累計（従業者数 10 人以上の施設）

※宿泊旅行統計調査(平成 23 年分確定値)(2012 年 6 月 29 日公表):本県は 23,990 人で、前年比-72.5%(国内ワースト)

（全国 17,015,780 人で、前年比-34.6%）

※宿泊旅行統計調査(平成 24 年 1 月～9 月)(2012 年 12 月 14 日公表)：

本県：17,050 人、前々年比-75.4%（全国 17,316,300 人、前々年比-12.1%）

(2) 福島県内で登録されている通訳案内士の現状

本県は全国で三番目に広大な県土を有しているものの、平成 25 年 1 月 31 日現在、52 名しか通訳案内士が登録されていない。また、県内を地域別に分析したところ、県の中通り地域に属する県北・県中・県南で登録している通訳案内士は 37 名と約 71% を占めており、観光資源が豊富で国内外の観光客が多い会津地域で登録している通訳案内士は 3 名、相双・いわき地域で登録している通訳案内士は 12 名と地域的な偏りが生じている。

言語別で分析すると、英語による登録は 38 名（73%）、中国語 6 名（12%）、フランス語 3 名（6%）、ドイツ語 2 名（4%）、韓国語、ロシア語、ポルトガル語がそれぞれ 1 名となっている。

また、最高齢者の 96 歳をはじめ、満 60 歳を超える通訳案内士が 20 名と全体の約 38% を占めており、高齢で実際に通訳案内士の実務を行わない者や、通訳案内士を生業とする者が少ない等、本県に登録している通訳案内士の活動状況は厳しい。

更に、今般の原子力災害により、統計上に現れない他県への人材流出も懸念されており、本県で活動する通訳案内士は更に減少しているものと思われる。

【福島県知事交付通訳案内士(平成25年1月31日現在)】

地域	市町村	英語	中国語	フランス語	ドイツ語	韓国語	ロシア語	ポルトガル語	計	H18以後の登録	
県北	福島市	9	3					1	13	8	英4 中3 ポ1
	二本松市	1							1		
	国見町	1	1						2	2	英1 中1
	川俣町		1						1	1	中1
県中	郡山市	9	1		1				11	5	英3 中1 ド1
	須賀川市	1					1		2	2	英1 ロ1
	三春町	1			1				2	1	ド1
	鏡石町	1							1		
県南	白河市	2							2	1	英1
	矢吹町	1				1			2	1	朝1
会津	会津若松市	3							3	3	英3
南会津	なし								0		
相双	南相馬市	1							1		
	富岡町	1							1		
いわき	いわき市	7		3					10	6	英3 フ3
計		38	6	3	2	1	1	1	52	30	

(3) 福島特例通訳案内士の必要性

本県に登録している通訳案内士の地域的偏差に加え、訪日のリピーターが多い台湾や、訪日旅行が増加している中国、本県の訪日旅行者の約 6 割を占める韓国に対する受入体制の整備という点から、既存の通訳案内士を活用しつつも、特に中国語及び韓国語で対応する通訳ガイドを早急に育成する必要がある。

また、福島県としてホームページ等による情報発信や、渡航制限解除のためのトップセールスといった風評被害対策の取組みをこれまで実施してきたものの、東北地方の他の県に比べても外国人観光客の回復は遅く、より一層の風評被害対策等の取組みが必要と考えている。

そのため、海外での風評被害対策としてプロモーション活動を強化するとともに、地域に精通した福島特例通訳案内士を活用することにより、外国人観光客への放射性物質等の正確な情報提供を伴った通訳案内を実施することで、帰国後の口コミ宣伝やリピーター確保と繋げ、総合的な風評被害の払拭を図る。

今回の計画では、英語・中国語・韓国語による福島特例通訳案内士を育成することとしたい。

4 研修内容

福島特例通訳案内士の研修については、以下のとおりである。

【福島特例通訳案内士育成事業カリキュラムに係る語学の条件及び研修の内容について】

研修項目	研修内容	ガイド認定のための条件	時間	想定する講師
語学		【英語に関する受講資格要件】 ・TOEIC750点以上、もしくは ・英検1級、準1級、2級のいずれかを取得していること	10H	※研修受講前に検定証書の写し提出要。 ・英会話教室講師
		【英検2級保持者のみ対象】 英会話研修		
		【韓国語に関する受講資格要件】 ・韓国語能力試験6級、5級、4級、3級のいずれかを取得していること	10H	※研修受講前に検定証書の写し提出要。 ・韓国語会話教室講師
		【韓国語能力試験3級保持者のみ対象】 韓国語会話研修		
		【中国語に関する受講資格要件】 ・中国語検定試験1級、準1級、2級、3級のいずれかを取得していること	10H	※研修受講前に検定証書の写し提出要。 ・中国語会話教室講師
		【中国語検定試験3級保持者のみ対象】 中国語会話研修		
本県の観光行政	・福島県の観光の特徴、震災前後の観光入込数の変遷、震災後の観光復興に向けた取組等	県主催の当研修を受講すること	4H	・福島県観光物産交流協会職員若しくは県内各地域の観光協会職員等
地理・歴史学	・福島県の地理・歴史	県主催の当研修を受講すること	12H	・財団法人県立博物館学芸員若しくは県内各地域の観光協会職員等
旅程管理	・旅行者の移動の円滑化に関する知識 ・運送機関及び宿泊施設に関する知識 ・安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理の能力 等	県主催の当研修を受講すること	12H	・観光庁長官の登録を受けた機関
通訳案内士制度	・通訳案内士としての心構え、業務内容、制度等	県主催の当研修を受講すること	4H	・通訳案内士等
救急救命	・AED(自動体外式除細動器)の取扱い ・応急(救命)手当の知識・技術	・日本赤十字、消防局、市町村等が実施する「基礎講習」、「普通救命講習」を受講すること	3H	※個別に受講(受講証写し提出要。)
放射線基礎講座	・震災後も続いている原発事故の情報、放射線量に関する基礎知識 ・県内各地で測定され公表されている放射線量モニタリング調査結果や食品のモニタリング結果等	県主催の当研修を受講すること	4H	・除染情報プラザの専門家(福島県)等
接遇	・外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識やおもてなし精神の涵養。	県主催の当研修を受講すること	2H	・インバウンド受入実績の多い宿泊施設関係者(福島県国際観光推進委員会加盟)
実地研修	・総合的なガイドスキルの習得(携帯不感地域の把握や緊急避難先の確認等、災害時や異常気象時における対応等)	・通訳案内士等による実地研修会	20H	・通訳案内士等
	・震災復興の取組内容等	・震災語り部による実地研修会	6H	・震災語り部

口述試験(全研修終了後)	想定する試験官(2～3名)
・一人10分程度の口述試験(スピーキングスキルやプレゼンテーション能力及び研修の理解度を測る)	・福島県国際交流協会ネイティブ職員、通訳案内士、各外国語会話教室講師等

(1) 語学の条件について

- 英語に関する必要条件については、以下のとおりである。
 - ・ TOEIC750 点以上、若しくは英検 1 級、準 1 級、2 級のいずれかを取得していること。
 - ・ 英検 2 級保持者のみ 10 時間の英会話研修を受講すること。
- 韓国語に関する必要条件については、以下のとおりである。
 - ・ 韓国語能力試験 6 級、5 級、4 級、3 級のいずれかを取得していること。
 - ・ 韓国語能力試験 3 級保持者のみ 10 時間の韓国語会話研修を受講すること。
- 中国語に関する必要条件については、以下のとおりである。
 - ・ 中国語検定試験 1 級、準 1 級、2 級、3 級のいずれかを取得していること。
 - ・ 中国語検定試験 3 級保持者のみ 10 時間の中国語会話研修を受講すること。

(2) 研修の内容について

研修受講者は、「本県の観光行政」「地理・歴史学」「旅程管理」「通訳案内士制度」「救急救命」「放射線基礎講座」「接遇」「実地研修」と県が指定する 8 項目の研修を受講することとする。以下、各項目の内容について述べる。

- 「本県の観光行政」（研修時間：4 時間）

県が主催する研修を受講するものとする。公益財団法人福島県観光物産交流協会職員若しくは県内各地域の観光協会職員等を講師として、浜通り（相双・いわき）、中通り（県北・県中・県南）、会津地方（会津・南会津）の 3 方部に分かれる本県の観光の特徴、震災前後の観光入込数の変遷、震災後の観光復興に向けた取組の内容について学ぶものとする。
- 「地理・歴史学」（研修時間：12 時間）

県が主催する研修を受講するものとする。福島県立博物館学芸員若しくは県内各地域の観光協会職員等を講師として、福島県の地理・歴史について学ぶものとする。

○ 「旅程管理」(研修時間：12 時間)

県が主催する研修を受講するものとする。内容は、観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内用旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容とする。

○ 「通訳案内士制度」(研修時間：4 時間)

県が主催する研修を受講するものとする。内容は、通訳案内士等を講師として、通訳案内士としての心構えや、業務内容、制度等について学ぶものとする。

○ 「救急救命」(研修時間 3 時間)

日本赤十字、消防局、市町村等が実施する「基礎講習」「普通救命講習」を受講することで、AED（自動体外式除細動器）の取扱いや応急（救命）手当の知識・技術を習得させることとする。

○ 「放射線基礎講座」(研修時間：4 時間)

県が主催する研修を受講するものとする。除染情報プラザの専門家（福島県）等を講師として、震災後も続いている原発事故の情報、放射線量に関する基礎知識について学ぶとともに、県内各地で測定され公表されている放射線量モニタリング調査結果や食品のモニタリング結果等について学ぶものとする。

○ 「接遇」(研修時間：2 時間)

県が主催する研修を受講するものとする。内容は、インバウンド受入実績の多い宿泊施設関係者（福島県国際観光推進委員会加盟）を講師として、外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識やおもてなし精神の涵養について学ぶものとする。

○ 「実地研修」(研修時間：26 時間)

県が主催する研修を受講するものとする。内容は、通訳案内士等を講師として総合的なガイドスキル（携帯不感地域の把握や緊急避難先の確認等、災害時や異常気象時における対応等）を習得するとともに、震災語り部から、震災復興の取組内容等を学ぶものとする。

※ これらの研修は、研修内容の深く正しい理解を得ることを目的としており、原則として日本語で実施することとする。

※ 全研修の受講が原則であるが、やむを得ない理由により欠席した

者については、補習（各研修講師に対するレポート提出等）を課し、講師から所定の評価を受けた者については、最終の口述試験を受けることが可能な救済制度を設けるものとする。

○ 効果測定方法について

上記のとおり、県が指定する8項目に係る研修をすべて受講し、語学力の要件も満たす者は、登録にあたり口述試験を受けることとする。

この口述試験は、1人あたり10分程度の面接形式とし、研修の理解度を測るほか、外国語（英語、韓国語、中国語）のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力についても審査の対象とする。

試験官には、英語・韓国語・中国語を母国語とする国際交流協会ネイティブ職員や通訳案内士、語学力と地元の観光に精通した方等に依頼することとする。

(3) 福島特例通訳案内士育成等事業の実施スケジュール

【福島特例通訳案内士育成等事業に係るスケジュール】 （国の動き・要項等作成・企画プロポーザル・研修生募集・研修実施等）

項目	小項目	前年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	以後も継続
国の動き	計画認定	認定済													
	予算	当初予算	執行協議(観光庁)												
県の対応	特例通訳案内士事業に係る要項等作成		要項等作成												
	委託業者選定(企画プロポーザル)					委託業者選定									
	登録手数料関係	制度定め													登録手数料決定済
	受講者募集に向けた県内説明会(7箇所)					県内説明会									
	進行管理等							進行管理・研修講師(観光行政)・各種研修立会い							
	特例通訳案内士の利活用等										県内市町村・観光協会・国内旅行会社への紹介・活				
委託業者の対応	受講生応募						受講生募集								
	研修10時間(外国語研修 必要者のみ)						語学研修								
	研修4時間(本県の観光行政)						観光行政								
	研修12時間(地理・歴史学)						地理・歴史学								
	研修12時間(旅程管理)						旅程管理								
	研修4時間(通訳案内士制度)							通訳案内士							
	研修4時間(放射線基礎講座)								放射線講座						
	研修2時間(接遇)									接遇					
	研修6時間(実地研修:震災語り部)										実地研修				
	研修20時間(実地研修:通訳案内士)										実地研修				
	口述試験													口述試験	
日本赤十字・消防局等	研修3時間(救命救急:実技含む)							救命救急講習(個別に受講)							

※年間64時間(20日間)のカリキュラム編成とする。(個別研修となる救命救急は除く)

5 活用手段等

(1) 福島特例通訳案内士の活用

福島県は、鶴ヶ城や大内宿をはじめ多くの観光資源が存在しているため、今後、福島県を訪れる訪日外国人旅行客に対し、代表的な観光地で福島特例通訳案内士を活用した着地型通訳案内等を行い、福島県を訪れる外国人観光客の満足度向上や風評被害の払拭に努め、一刻も早い外国人観光客数の回復に努める。

(2) 福島特例通訳案内士のPRについて

福島特例通訳案内士の登録者になりうる対象としては、福島県国際交流協会関連団体の会員等を想定している。

福島特例通訳案内士の活用について、全ての研修を終えて県に登録した者は本人の了解を得た上で、県や福島県観光物産交流協会などの観光ホームページで情報発信する。また、福島特例通訳案内士の利活用を希望する方に福島特例通訳案内士を紹介する窓口を開設し、休日等も含めた円滑な活用が図られるようにする。

また、世界各地の旅行代理店やメディアに対するプロモーション活動においても福島特例通訳案内士をPRすることにより、活用を促進することを想定している。

(3) 通訳案内士制度に対する信頼の確保等について

福島特例通訳案内士には、福島県だけにとらわれずに日本全国で通訳案内業務に従事する制度として「通訳案内士」という資格がある旨を制度広報時や研修時において周知する。

また、海外旅行の現地手配を行う会社向けの広報活動時においても、通訳案内士が日本全国の観光事情に精通し、広域エリアを対象としたツアーへのガイドとしての役割が果たせる一方で、福島県を熟知しており、福島県内を深い見識でガイド可能な福島特例通訳案内士を創設し、運営している旨の広報を行う。

6 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項

福島復興再生特別措置法
(通訳案内士法の特例)
第40条

第2項 福島特例通訳案内士は、福島において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第2条に規定する通訳案内をいう。第4項及び第6項においても同じ。）を行うことを業とする。

3 福島特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。

4 福島県知事が第一項の認定を受けた産業復興再生計画に基づいて行う通訳案内に関する研修を修了した者は、福島において、福島特例通訳案内士となる資格を有する。

7 併せて実施する措置等

産業復興再生計画に記載されている以下の事業を併せて実施する。

(1) 観光地の魅力の増進（再掲）

ア 国内外からの観光客に対するバリアフリー化の推進（再掲）

イ 環境に配慮した観光地づくりの推進（再掲）

ウ 観光資源の復興支援（再掲）

エ 観光地等の原子力災害に関する情報発信等（再掲）

オ 外国人観光客再誘致の推進（再掲）

カ 県外から観光誘客に資する施設の誘致（再掲）

(2) 国内外における正確な情報発信・プロモーション（再掲）

ア 観光復興キャンペーンの推進（再掲）

イ イベント及びコンベンション誘致の推進・開催、交流促進（再掲）

ウ 教育旅行の回復と推進（再掲）

エ 観光地等の原子力災害に関する情報発信（再掲）

オ 外国人観光客再誘致の推進（再掲）

カ 県外から観光誘客に資する施設の誘致（再掲）

(3) 福島空港の復興・再生

ア 国際路線再開と拡充（再掲）

8 事業の実施により見込まれる効果

当該事業を実施することで、外国人観光客にとって本県が観光地としての魅力が増進するとともに、多くの外国人観光客に実際に福島

県に来て、見て、感じていただき、福島の今を自国に戻って伝えていただくことで、海外に向けて幅広く風評を払拭することに大きく寄与することが見込まれる。

さらに、本県の観光関連産業が回復することで、本県経済の復興及び再生と雇用の確保につながる。

第2 商品等需要開拓事業（特措法第41条）

1 現状と課題

本県は、広い県土と多様な気候風土、特色ある地域文化や地域資源に恵まれており、これらを活用した地場産業や観光産業等が発展して、地域経済を支えてきた。しかし原子力災害及びこれに伴う風評により、「福島県」及び「福島県の地域、物産」のブランド力は著しく低下し、平成23年度の宿泊旅行統計における宿泊者数が前年比で73.3%下回り、平成24年に入っても6月上旬の主力農産物の市場取引価格が全国平均を34.6～4.5%下回るなど、地域産業、地域経済が甚大な被害を受けている。

原子力災害による本県ブランドへのダメージを踏まえ、本県の地域の名称等を含む商標を使用する商品又は役務の需要の開拓を行うことにより、地域ブランドを確立しその信用力を維持・向上させ、風評を早急に払拭させる必要がある。

2 目標

地域団体商標制度の活用による本県の地域ブランドの再構築を図り、信用力を維持・向上させることにより、風評の払拭を図る。

3 事業の内容及び実施主体

(1) 南郷トマト（更新登録）

ア 事業実施主体と想定される事業対象者

実施主体：会津みなみ農業協同組合

イ 事業内容

(ア) 地域団体商標の名称

南郷トマト（更新登録）

(イ) 概況

登録年月日：平成19年1月5日（10年間）

登録内容：福島県南会津郡下郷町、南会津町、只見町で生産され会津みなみ農業協同組合のトマト選果場で選別出荷されるトマト

(ウ) 目標

本県南会津地域の特産品である「南郷トマト」は地域団体商標登録を行うことにより、生産者、生産方法、販売先等が南郷トマト生産組合によって一括管理され、高品質で安定した生産が可能

となり、市場や消費者から高い評価を受けてきた。

今後も継続して地域団体商標を使用することにより、流通事業者や消費者の信頼の維持と、本県を代表する優れたトマト産地としての知名度の向上を図り、風評に負けない安定した経営を実現するとともに、観光産業や地域産業 6 次化関連分野への活用を進めることにより地域の魅力の一層の増進を図る。

(I) 実施期間

認定の日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(次期更新予定：平成 29 年 1 月 5 日)

(ロ) 実施主体による取組の内容

- 土作り、施肥、農薬使用等の一括管理
- 「南郷トマト祭り」等イベントの実施
- 加工食品の開発

(2) 土湯温泉（更新登録）

ア 事業実施主体と想定される事業対象者

実施主体：土湯温泉旅館事業協同組合

イ 事業内容

(ア) 地域団体商標の名称

土湯温泉（更新登録）

(イ) 概況

登録年月日：平成 19 年 1 月 12 日（10 年間）

登録内容：福島県福島市土湯温泉町における温泉入浴施設を有する宿泊施設及び温泉入浴施設の提供

(ロ) 目標

福島市西部に位置する土湯温泉は、鎌倉時代の「吾妻鏡」にもその地名が記録されているなど、開湯から千年あまりの長い歴史を誇る本県を代表する温泉地の一つであり、温泉を核とした観光振興や土産品製造販売等の地域産業が発展してきた。

「土湯温泉」の地域団体商標登録を行うことにより、他の温泉街との差別化、地域イメージの保全を図るとともに、観光団体等と連携し、地域団体商標を冠したイベント等により地域活性化に貢献してきた。

しかし、今般の東日本大震災による旅館施設や観光施設の損傷、更に風評による温泉利用者の激減により、旅館の廃業が相次ぐなど同地域は非常に厳しい状況にある。

現在、景観イメージを損ねる廃業旅館の解体や温泉を利用した再生可能エネルギーの導入検討等により、低下した地域ブランドの再生を図っているところであるが、地域団体商標を保有してい

ることで、組合員の意識高揚や、新規参入事業者の円滑な組合加入が進むなど、地域の一体性の醸成に繋がっており、今後さらに、新たな価値感や魅力を付加するイベント等の取組により、地域ブランド力の一層の向上を図る。

(I) 実施期間

認定の日から平成 29 年 3 月 31 日まで
(次期更新予定：平成 29 年 1 月 12 日)

(o) 実施主体による取組の内容

- 地元観光協会と連携したイベントの開催
- 地域団体商標入りオリジナルミネラルウォーターの商品化
- 再生可能エネルギー（温泉熱によるバイナリー発電等）を活用した地域の復興

(3) 会津みそ（更新登録）

ア 事業実施主体と想定される事業対象者

実施主体：会津味噌協同組合

イ 事業内容

(ア) 地域団体商標の名称

会津みそ（更新登録）

(イ) 概況

登録年月日：平成 20 年 3 月 28 日（10 年間）

登録内容：福島県会津地域産のみそ

(ウ) 目標

本県会津地方では、江戸時代前半から若松城下を中心に味噌醸造業が盛んとなり、現在まで 300 年以上に渡り、会津盆地の厳しい気候に育まれた米麴仕込みの赤味噌を中心とした味噌の生産が続けられている。

昭和 30 年代から同業者による会津味噌の品質向上、品質統一を図る組織が設立され、ブランドの確立に積極的に取り組んできたが、地域団体商標登録を目指して協同組合を設立し、平成 20 年に登録が行われた。

当該商標を活用することにより、「会津」の歴史を背景とした製品のイメージ向上や製法・技術の伝承を図るとともに、みそと密接な繋がりのある郷土料理や B 級グルメなど飲食業との連携、地域原料を使用した商品の開発などにより、ブランドの魅力アップを図っていく。

(I) 実施期間

認定の日から平成 30 年 3 月 31 日まで
(時期更新予定：平成 30 年 3 月 28 日)

(オ) 実施主体による取組の内容

- ホームページによる情報発信

(4) 大堀相馬焼（更新登録）

ア 事業実施主体と想定される事業対象者

実施主体：大堀相馬焼協同組合

イ 事業内容

(ア) 地域団体商標の名称

大堀相馬焼（更新登録）

(イ) 概況

登録年月日：平成 22 年 1 月 22 日（10 年間）

登録内容：福島県双葉郡浪江町大堀地域に由来する伝統的な技術・技法により福島県双葉郡浪江町及びその周辺地域で生産された陶磁器製の急須・皿・徳利・茶碗・湯呑・碗・壺・コーヒーカップなど

(ウ) 目標

双葉郡浪江町大堀地区を産地とする「大堀相馬焼」は「青ひび」や「二重焼」などの特徴を有する陶器であり、江戸時代に相馬藩が特産品として保護・育成し、300 年に渡って当地で代々生産が行われてきた。国の伝統的工芸品にも指定されている本県を代表する産品の一つである。

地域団体商標登録を行うことにより、伝承されてきた技術や個性の維持、組合主体に産地が一体となった大々的なイベントの実施等により、地域ブランドを確立してきた。

しかし、東日本大震災による生産施設等の損傷に加え、原子力災害によって産地全体が避難地域の指定を受け、全窯元が県内外各地に避難中という、産地存亡の危機に瀕している。

そのような状況にあっても、「大堀相馬焼」の伝統を絶やしてはならないという組合員の強い決意の下に、避難先である本県二本松市において仮設の生産展示販売施設である「陶芸の里おおぼり 二本松工房」が開設され、他地域ではあるものの生産活動が継続されており、現在、「大堀相馬焼」の名称は、原子力災害による避難者の苦悩と、復興への歩みの象徴ともなっている。

今後は、避難地域の解除等の動向も見極めつつ、全国各地に散らばった窯元や浪江町住民の郷土の誇りとして、伝統技術を継承し、地域ブランドを保ち続ける必要がある。

(I) 実施期間

認定の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（次期更新予定：平成 32 年 1 月 22 日）

(カ) 実施主体による取組の内容

- 共同生産展示販売施設「陶芸の里 おおぼり 二本松仮設工房」の開設・運営
- 浪江町の小・中学校の児童・生徒への普及・伝承
- 「復興せとまつり」等のイベント実施

(5) 会津田島アスパラガス（新規出願）

ア 事業実施主体と想定される事業対象者

実施主体：会津みなみ農業協同組合

イ 事業内容

(ア) 地域団体商標の名称

会津田島アスパラガス（新規出願）

(イ) 概況

登録内容（予定）：福島県南会津郡下郷町、南会津町、只見町で生産され会津みなみ農業協同組合のアスパラガス集荷場で選別出荷されるアスパラガス

(ウ) 目標

本県南会津地域は、朝晩の寒暖差が大きいことからアスパラガス栽培の適地として昭和 56 年代より栽培が始まり、その歴史は 30 年を超える。

昭和 59 年からは首都圏市場への出荷も開始し、強い甘みと瑞々しさを特徴とする品質の高さから高い評価を得ている。平成 22 年度には 57ha、172t の収穫があり、販売金額は 1.5 億円にのぼる。

平成 19 年からはグリーン、パープル、ホワイトの 3 色のアスパラガスを栽培するなど、全国でも稀で特徴的な産地を形成している。

また、平成 21 年からは、「会津田島アスパラガス」と名称を統一し、首都圏市場でも一定の知名度を獲得している。

今回、新たに「会津田島アスパラガス」として地域団体商標を登録することにより、市場や消費者に信頼される品質の確保を図り、既に登録済みの「南郷トマト」と並んで地域を代表するブランドとして育成していくことで、安定した農業経営を実現するとともに、地域の魅力を発信できる作物を目指す。

(イ) 実施期間

認定の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(カ) 実施主体による取組の内容

- 土作り、施肥、農薬使用等の一括管理

- 生産者の目揃いによる規格、品質の統一
- 店頭、市場、直販による消費宣伝活動

4 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項等

- 特措法第 41 条
- 福島復興再生特別措置法施行令（平成 24 年 3 月 31 日政令第 115 号）第 3 条及び第 4 条
- 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）第 7 条の 2 第 1 項
- 商標法第 40 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 41 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項
- 商標法第 76 条第 2 項
- 特許法等関係手数料令（昭和 35 年政令第 20 号）第 4 条第 2 項の表第 1 号
（特例の内容）

上記(1)～(5)の各商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、本産業復興再生計画が認定を受けた場合には、商標登録出願の手数料の金額の二分の一に相当する額又は登録料の金額の二分の一に相当する額を軽減する。

- ※ 商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が各商品等需要開拓事業の実施主体であり、本産業復興再生計画に定められた各実施期間内に商標登録出願の手数料又は登録料を納付する場合に限る。

5 併せて実施する措置等

- 福島県ブランド認証制度による選定・認証及び認証製品の重点的な PR
- 商品力向上・定番化支援事業による魅力的な商品の開発・改良
- 県産品イメージ向上戦略事業による県産食材の知名度向上
- アンテナショップ、観光物産館等の運営による消費者への情報発信及び販路拡大

6 事業の実施により見込まれる効果

それぞれの地域においては、地域団体商標登録により、模造品の排除はもとより、当該商品（サービス）の売上げ・取引価格の向上、品質の維持・向上、宣伝効果・イメージアップ、組合の加入率の向上が図られ、地域ブランドが確立するとともに、商標を活用した幅広い地域づくりの展開が期待できる。

さらに、県内の地域団体商標が更新登録・新規出願され、継続して地域団体商標の PR 等を行っていくことで、本県産品の総合的なイメージアップ、信用力の向上に繋がり、風評の払拭が図られ、県産品の取引拡大、市場価格の回復、観光誘客の増加などの効果が期待できる。

第3 新品種育成事業（特措法第42条）

1 現状と課題

これまで、本県では水稻、ソバ、桑、オタネニンジン、イチゴ、アスパラガス、モモ、リンゴ、ナシ、ブドウ、リンドウ、ナメコなど本県の気象・地域条件にあわせた30余のオリジナル品種を育成し、本県の農林業の振興に寄与してきた。

しかし、東日本大震災の影響により、生産基盤に大きな被害を受け、さらには原子力発電所事故による放射性物質の拡散に起因する作付制限・出荷制限や風評により、本県の農林水産業は深刻かつ甚大な被害を受けている。

このため、新品種を育成し、本県において生産される農林水産物の新たなブランドによる産地の再構築などを推進し、生産振興を図っていく必要がある。

2 目標

県産農産物のブランド力向上のため、水稻をはじめ、アスパラガス、モモ、リンドウ等について、生産者や消費者のニーズに対応できる栽培特性、品質、商品性等を有する競争力の高い品種を開発する。

3 取組内容

県の試験研究機関（農業総合センター、林業研究センター）において、水稻をはじめ以下4(2)に掲げる品目についてオリジナル品種の育成を行うとともに、民間等で行う新品種育成について、各農林事務所の普及機関においても各種相談に応じる。

また、登録品種開発後は、迅速に新品種への登録・出願を行うとともに、産地への速やかな定着及び生産拡大を図る。

4 事業の内容及び実施主体

(1) 事業実施主体と想定される事業対象者

実施主体：県

想定される事業対象者：個人及び法人

(2) 事業内容

＜オリジナル品種の育成＞

ア 水稻(品質、食味に優れる品種)

(7) 目標

近年の気象変動に対応し、高温時でも安定した品質を確保できる高温登熟性の優れた極良食味品種の育成

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

イ 水稻(多収性品種)

(7) 目標

ライフスタイルの多様化により需要が増えている中食・外食の用途別需要に対応し得る、良食味で収量性に優れる品種の育成。

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

ウ 水稻(酒造好適米品種)

(7) 目標

地酒のブランド化を進めるため、50%以上の高度精白特性を持ち、酒質に優れる大吟醸向けの酒造好適米品種の育成。

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

エ 水稻(直播栽培向け品種)

(7) 目標

低コスト栽培を促進するため「コシヒカリ」「ひとめぼれ」「あきたこまち」等の既存品種に比べて低温出芽性、低温伸長性、耐倒伏性に優れる直播適応性の高い品種の育成。

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

オ 野菜(イチゴ)

(7) 目標

冬期間の低温期でも草勢が維持でき、大果、多収でクリスマス等需要期に出荷できる収穫開始期が早い良食味品種の育成。また、イチゴ生産において問題となっている炭疽病等の病害抵抗性を有し、栽培特性に優れた品種の育成。

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

カ 野菜(アスパラガス)

(7) 目標

本県の多様な栽培形態に適応した多収、高品質で施設から露地まで対応できる栽培適応性が高い良食味等の特色ある品種の育成。また、アスパラガス生産上問題となる茎枯病、株腐病等病害抵抗性を有する品種の育成。

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

キ 果樹(モモ)

(7) 目標

出荷時期の拡大を図るため早生種から中生種「あかつき」の間、中生種「あかつき」から晩生種の間に出荷できる優れた品種の育成。また、気候温暖化の影響により出荷時期がこれまでの盆前より前進化していることから、「あかつき」に匹敵する品質良好で栽培性に優れた中生種の育成。

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

ク 果樹(ナシ)

(7) 目標

早生種「幸水」や中生種「豊水」に偏重した品種構成から脱却するため、早生種「幸水」より前に出荷できる品種、早生種と中生種「豊水」との間に出荷できる品種、中生種「豊水」から晩生種「新高」の間に出荷できる優れた品種の育成。また、ナシ栽培において大きな問題となっている黒星病等への抵抗を有する品種の育成。

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

ケ 果樹(リンゴ)

(7) 目標

晩生種「ふじ」の栽培比率が 7 割を超えるなど「ふじ」に偏重した品種構成を改善し、さらに温暖化の影響による着色不良に対応した高温条件下で着色良好な早生、中生品種の育成。

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

コ 花き(リンドウ)

(7) 目標

旧盆、秋の彼岸等の需要期に出荷できる形質の優れた品種の育成。また、極早生、晩生種など出荷期拡大が期待できる品種の育成。さらにリンドウの用途拡大が期待できる新たな花色、草姿の品種の育成。

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

サ 花き(カラー)

(7) 目標

カラーの球根単価は高価であるため、球根の増殖性に優れ、生産コスト低減に寄与する生産性、花色に優れる品種の育成。

(1) 実施期間

認定の日から平成 35 年 5 月 27 日まで

5 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項等

- 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 6 条第 1 項、第 45 条第 1 項
- 出願料(47,200 円/件)、年間登録料(6,000 円/1-3 年～36,000 円/10-30 年)

（特例の内容）

実施期間の終了日から起算して 2 年以内に品種登録出願されたものについて、出願料及び登録料（第 1 年分から第 6 年分までの各年分）の 4 分の 3 に相当する額を軽減。

6 事業の実施により見込まれる効果

- 本県農林水産物のイメージアップによる風評の払拭と農業産出額の回復及び農家所得の向上が図られる。
- 新品種を活用した本県の魅力あふれる特産品づくりにより、付加価値が高まり競争力が強化されるとともに、地域産業 6 次化や企業等の農業参入などの取組が増進され、地域経済の活性化と雇用創出が図られる。
- 品種開発した県産農林水産物を用いた観光農園、体験学習等を通じ、都市と農村の交流人口が増大し相互理解が深まるとともに、交流ネットワークが広がることにより地域振興が図られる。

第4 福島特定埠頭運営事業（特措法第49条）

1 現状と課題

小名浜港は、その背後に銅精鉱や亜鉛鉱などの金属鉱を利用する産業が集積している。また、常磐共同火力発電所や広野火力発電所が立地し、特に、石炭の取扱貨物量が公共埠頭では日本一となっており、平成23年5月には国際バルク戦略港湾にも選定されるなど、東日本地域のバルク貨物の拠点港湾となっている。

しかしながら、東日本大震災により、港湾施設やその背後企業が甚大な被害を受けているほか、原子力災害に伴う深刻な風評を受けている。

このような中、原子力発電所の運転停止等による電力不足に対応するため、常磐共同火力発電所や広野火力発電所がフル稼働されているなど、石炭火力発電所の重要性が急速に高まっており、より安価な電力を安定的に供給するため、石炭の安定的かつ効率的な輸送が重要であり、本県の復興及び再生と国際競争力の強化のため、小名浜港のバルク貨物取扱機能の更なる強化・効率化が必要不可欠である。

2 目標

現在、小名浜港においてバルク貨物（※）の輸送に利用されている区域について、民間事業者に対し福島特定埠頭として一体的に貸し付けることにより、小名浜港のバルク貨物取扱機能の更なる強化と埠頭運営の更なる効率化を図り、もって、本県の復興及び再生と国際競争力の強化に寄与する。

※バルク貨物

石炭、穀物、塩、鉱石などのように、包装せずに積み込まれる貨物。ばら積み貨物ともいう。

3 事業の内容及び実施主体

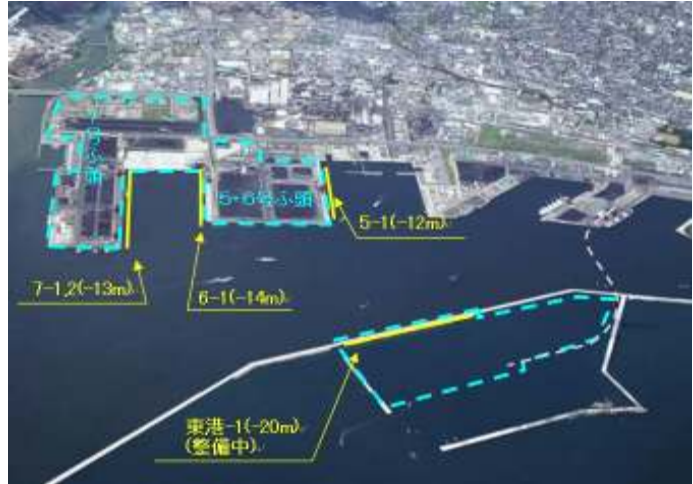
(1) 事業実施主体と想定される事業対象者

事業実施主体：県

想定される事業対象者：民間埠頭運営会社

(2) 事業内容

民間埠頭運営会社に対し、バルク貨物を取り扱う、現在整備中の東港地区国際物流ターミナルにおける岸壁及び埠頭用地や、6号ふ頭の水深14メートル岸壁及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場に及びこれらに近接する5号ふ頭や7号ふ頭の水深が12メートル以上の岸壁その他の係留施設及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場について、福島特定埠頭として一体的な貸付けを行う。



4 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項等

- 港湾法（昭和25年法律第218号）第54条の3
- 港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第17条の3第1号ニ
（特例の内容）

バルク貨物を取り扱う岸壁その他の係留施設（水深が14メートル以上のものに限る。）及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場に加え、これに近接する水深が12メートル以上の岸壁その他の係留施設及びこれらに附帯する荷さばき地又は野積場についても、特定埠頭として運営することができることとする。

5 併せて実施する措置等

- 小名浜港東港地区国際物流ターミナル等の機能強化を図る。

6 産業復興再生事業の実施により見込まれる効果

本事業により、小名浜港で取り扱うほとんどの石炭を網羅することが可能となるとともに、石炭を主としたより多くのバルク貨物を特定埠頭にかかる岸壁と背後の野積場等で一体的に取り扱うことで、現在発生している埠頭内での横持ち作業等が解消され輸送コストの削減が図られる。また、併せて民間の資金・知見を埠頭運営に取り

入れることにより、物流機能の効率化を図ることで国際競争力を強化し、もって、東日本大震災や原子力災害等により甚大な被害を受けた地域産業の復興に資する。

第5 地熱資源開発事業及び流通機能向上事業 (特措法第 43 条～第 47 条、第 48 条)

1 地熱資源開発事業

本県は、地熱資源の可採量が 42 万 kl (30 万 kW) と豊富で温泉地も多い(福島県再生可能エネルギー推進ビジョン(平成 24 年 3 月改訂版))ことから、地熱資源の活用に向け地元や関係者との協議を進めていく。特措法第 43 条から第 47 条で措置された地熱資源開発事業(地熱資源開発計画の作成と温泉法、森林法、自然公園法等の手続きのワンストップ処理)については、協議の状況を踏まえ、活用を検討する。

2 流通機能向上事業

原子力災害による避難指示区域の設定等により、これまでの物流網が分断されるなどの影響が出ていることから、民間事業者等において流通業務の効率化等を図る取組を行う場合など、今後の動向や必要性を踏まえて、特措法第 48 条で措置された流通機能向上事業(倉庫業、貨物利用運送事業、一般貨物自動車運送事業の許可等のワンストップ処理)の活用を検討する。

第7章 復興特区制度の活用（課税の特例措置）

- 原子力発電所の事故に起因する放射性物質による被害と、それに伴う風評により、地域経済が低迷するとともに、住民の健康不安により人口の流出が生じているなど、県内産業全般にわたり、深刻な影響が出ている。
- 原子力災害の甚大な被害から本県の産業を復興及び再生させるためには、本県の強みとなる地域特性や地域資源の存在状況等の実情を踏まえながら、今後成長が見込まれる産業の創出や農林水産業、観光産業などの集積を促進し、地域経済の持続的発展と雇用の創出を図る必要がある。このため、復興特区制度を活用し、今後成長が見込まれる産業等についての新規立地や既存事業所の新增設、取引拡大などを推進するとともに、農林漁業者の規模拡大や観光関連事業者の新增設なども含め、一体的かつ総合的に集積を図り、雇用に創出していく必要がある。
- 製造業等においては、既に認定されている「ふくしま産業復興投資促進特区」を活用し、輸送用機械関連産業や電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、地域資源活用型産業の集積を促進するとともに産業集積区域の拡充による更なる集積を図る。
- 農林水産業においては、農業、林業、漁業等生産のみならず、加工から流通・販売までを見据えた一体的かつ総合的な集積を図るため、課税の特例措置を含む復興特区制度の活用を図る。
- 観光振興等においては、宿泊業や観光関連の小売業、サービス業を中心に、観光資源の活用・磨き上げによるニューツーリズム（新しいタイプの観光）の造成や、観光客誘致に資する新たな施設の誘致・整備による観光復興を図り、交流人口を増大させ、雇用に創出するため、課税の特例措置を含む復興特区制度の活用を図る。
- これら、復興特区法及び特措法に基づく課税の特例措置を十分に活用し、本計画に記載の産業復興再生事業及び一般産業復興再生事業等と合わせて、原子力災害からの本県産業の復興及び再生を図る。

第8章 計画の実施により見込まれる効果

- 本計画に定めた農林水産業に関する取組の実施により、東日本大震災と原子力災害を乗り越え、農林地、漁場や農林水産業関連施設等の復旧が図られ、農地、森林や農林水産業関連施設等の生産基盤、農山漁村の生活環境、交流施設等の除染等が進み、安全・安心な農林水産物を消費者に提供し、有機農業など環境と共生する農林水産業、持続的に発展する農林水産業として、若い農林漁業者等が意欲とやりがいを持って活躍できる、地域経済社会を支える基幹産業となる。

また、風評は払拭され、本県産農林水産物は国内外から適正に評価され、グリーン・ツーリズム等の都市と農山漁村の交流が盛んになるとともに、農林漁業者と消費者、商工業者等あらゆる人々が連携し、様々な地域資源を発掘・活用しながら、農林水産業を核に、加工や販売、観光など多様な産業が発展し、活力ある地域社会を創りあげていく礎が築かれる。

- 本計画に定めた中小企業等に関する取組の実施により、被災した事業者の事業再開が進むとともに、事業継続・拡大のための経営基盤が強化され、また、風評が払拭されて県産品のブランドが再生し、本県を支える中小企業等の復興が図られる。

また、再生可能エネルギー関連や医療関連など、本県の将来を支える成長産業が創出されるとともに、関連企業等の新增設が促進されることにより、産業が集積し、雇用の場が創出される。

さらに、まちづくりが促進され、商業が再生するとともに、小名浜港や交通ネットワークなど産業基盤が整備され、物流・流通が促進する。

加えて、将来の福島を担う産業人材が育成されるとともに、きめ細かな就労支援や仕事づくり等により、誰もが活躍できる社会を創りあげていく。

- 本計画に定めた観光振興等に関する取組の実施により、国内外はもとよりあらゆる層においての風評が払拭されるとともに、観光地としての受入体制の整備・充実やニューツーリズム（新しいタイプの観光）などの新たな魅力が増進することで、学生や外国人を含め国内外から多くの観光客が訪問し、多様な交流が促進され、活力に満ちた観光産業となる。

また、本県の空の玄関口である福島空港の定期路線が再開・拡充することで、様々な国、地域から観光客やビジネス客などの利用者が本県を訪問し、経済を始め文化、教育などあらゆる分野での交流

が促進される。

- 本計画に定めた各取組に加え、課税の特例措置を含む復興特区制度の活用など、あらゆる施策を一体的かつ総合的に行うことにより、本計画の目標である「各産業が着実に復興し、自立するとともに、強みを生かし、相互に連携しながら、新たな時代をリードする産業と雇用を創出すること」を実現する。これらの効果は、原子力災害による甚大な被害を受けた本県産業の復興及び再生に寄与するものである。